

島田市緑の基本計画 (案)

令和5年2月

静岡県島田市

～ 目 次 ～

第1章 はじめに	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画対象区域	2
4. 計画期間	2
5. 緑の基本計画で対象とする緑地	3
6. 緑地の有する機能	4
第2章 みどりに関わる背景	5
1. 社会潮流	5
2. みどりに関わる法制度等の動向	6
第3章 上位関連計画	10
第4章 現況把握	22
1. 自然的条件	22
2. 社会的条件	28
3. 緑地現況、緑化現況	42
4. 市民意識の把握	57
第5章 課題の整理	58
1. 機能の分析・評価	58
2. 課題の整理	70
第6章 基本理念・基本方針	75
1. 基本理念	75
2. みどりの将来像	76
3. 基本方針	80
第7章 緑地の配置方針	84
1. 主要な機能別緑地の配置方針	84
2. 総合的な緑地の配置方針	95

第8章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策.....	97
1. 計画の目標水準.....	97
2. 施設緑地の整備目標・整備方策.....	98
3. 地域制緑地の保全目標・保全活用の方針.....	104
4. 都市緑化の目標・推進方針.....	109
第9章 緑化重点地区・保全配慮地区.....	112
1. 緑化重点地区の設定.....	112
2. 保全配慮地区の設定.....	114
第10章 計画の実現に向けて.....	115
1. 市民・事業者・行政の約割.....	115
2. 計画の進行管理.....	115
参考資料	116
1. 市民意識調査.....	116
2. 満足度・重要度.....	121

第1章 はじめに

1. 計画の目的

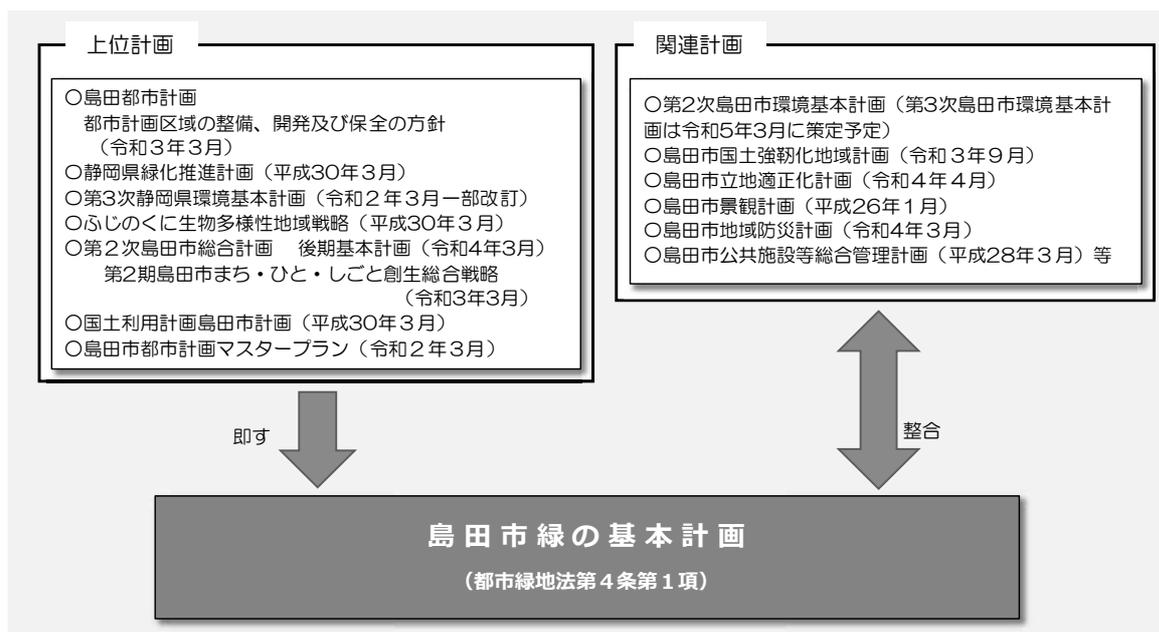
本市においては、旧島田市が平成12年3月に策定した「緑の基本計画」を引き継いでいますが、策定から既に20年以上が経過しています。この間、都市緑地法、都市公園法等の法改正や榛原郡金谷町、榛原郡川根町との合併に伴う市域の拡大、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通に伴う新東名島田金谷インターチェンジの開設をはじめとする各種プロジェクトが進展した結果、本市の「みどり」を取り巻く状況は大きく変化しています。

島田市では、「島田市都市計画マスタープラン」において、「大井川がつながく、コンパクトなまち'S～連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり～」を都市の将来像として設定し、人口減少・超高齢社会が進行する中において、持続可能な都市づくりを推進しています。

こうした背景を踏まえ、これまでのみどりに関する施策の実施状況を検証し、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位・関連計画を踏まえ、みどりに関連する法改正による新しい制度への対応、社会情勢や市民ニーズの変化への対応を図りながら「島田市緑の基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、島田市のまちづくりに関する基本構想である「第2次島田市総合計画」「国土利用計画島田市計画」に即すほか、都市計画に関する基本的な方針である「島田市都市計画マスタープラン」に適合する必要があります。また、地域の課題解決に向けて、第3次島田市環境基本計画のほか、各分野の計画と整合を図る必要があります。



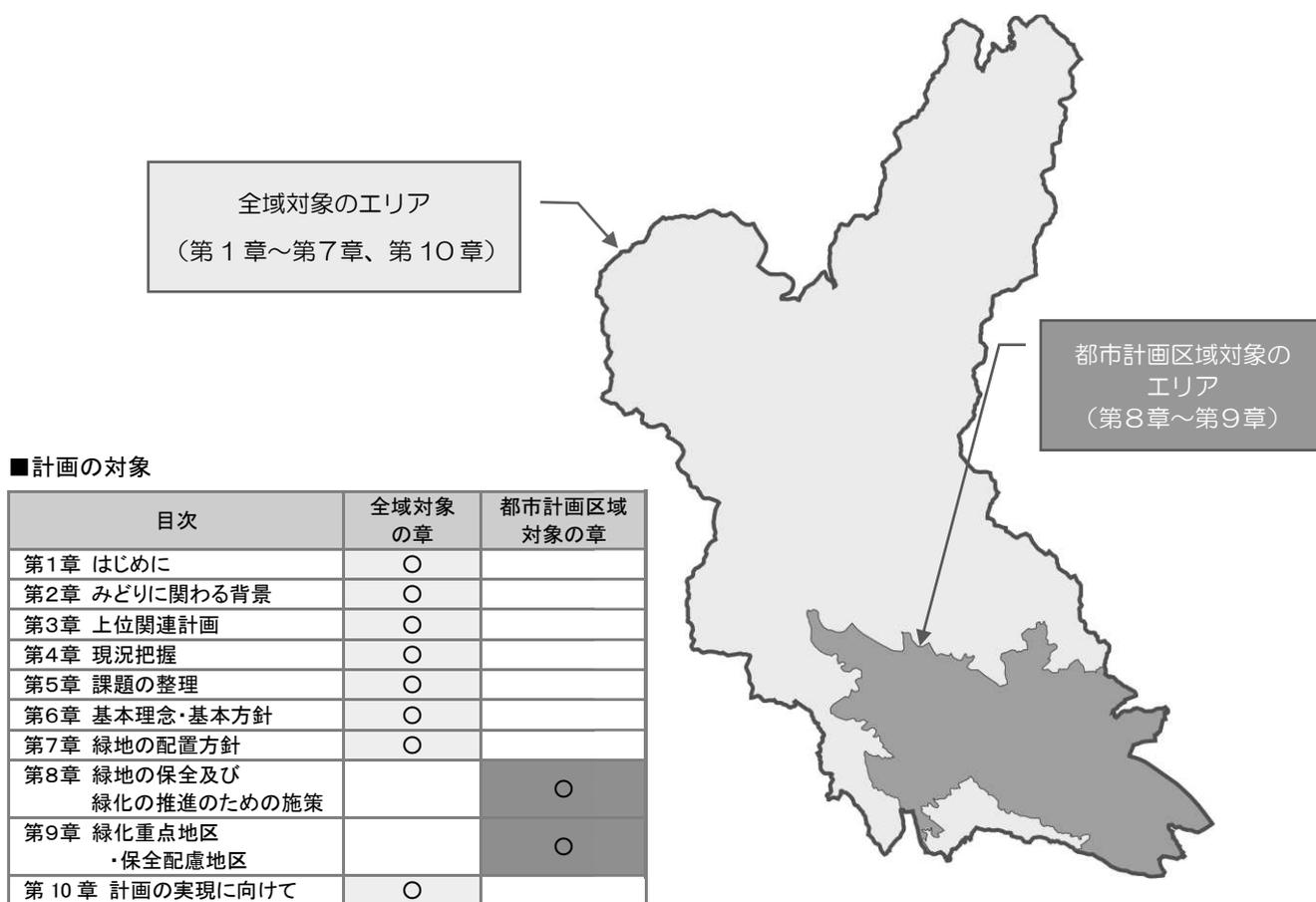
■島田市緑の基本計画の位置づけ

3. 計画対象区域

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項に基づき、都市計画区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定します。

しかしながら、本市においては、市域を縦断する大井川や市域の約7割を占める森林など、環境保全の面からも欠かすことのできないみどりが都市計画区域外に広がっています。

このため、本計画では、行政区域（31,570ha）の全域を対象として、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本理念、基本方針を定め、この基本方針に基づき、都市計画区域を対象として、都市のみどりに関する施策を定めるものとします。



■ 計画対象区域

4. 計画期間

本計画では、島田市都市計画マスタープランとの整合を図るため、概ね20年後の2040年（令和22年）を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や総合計画などとの整合を図るため、2030年（令和12年）を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。

5. 緑の基本計画で対象とする緑地

緑の基本計画で対象とする緑地は、都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地などの施設緑地のほか、農用地区域や河川区域の緑地、協定や条例による緑地を含みます。

■緑の基本計画で対象とする緑地

分類		対象の緑		
緑地	施設緑地	都市公園	●都市公園法で規定するもの（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地 等）	
		都市公園以外	公共施設緑地 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	●都市公園を除く公共空地 ●国民公園 ●自転車歩行者専用道路 ●地方自治法設置又は市区町村条例設置の公園 ●公共団体が設置している市民農園 ●農業公園 ●公開している教育施設（国公立） ●河川緑地 ●港湾緑地 ●児童遊園 ●子供の国 ●公共団体が設置している運動場やグラウンド 等
			公共公益施設における植栽地等	●学校の植栽地 ●下水処理場等の付属緑地 ●道路環境施設帯及び植樹帯 ●その他の公共公益施設における植栽地, 等
		準公共的施設緑地	●市民緑地	
	地域制緑地	民間施設緑地	●条例等に基づく緑地（上記以外） ●公開空地 ●市民農園（上記以外） ●一時開放広場 ●公開している教育施設（私立） ●市区町村と協定等を結び開放している企業グラウンド ●社寺境内地 ●民間の屋上緑化空間 ●民間の動植物園 等	
		法によるもの	●農業振興地域・農用地区域（農振法） ●河川区域（河川法） ●保安林区域・地域森林計画対象民有林（森林法） ●保存樹・保存樹林（樹木保存法） ●景観重要樹木（景観法） ●史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 等	
協定によるもの		●緑地協定（都市緑地法） ●景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法） ●建築協定で緑地に係る事項を定めているもの（建築基準法） 等		
	条例によるもの	●条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定区域 ●樹林地の保存契約 ●協定による工場植栽地 等		

出典：緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）

6. 緑地の有する機能

都市やその周辺の緑地は、自然の状態のまま保たれている原生自然とは異なり、人間が適正な保全・整備・管理を行うことにより存在するものであり、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」などのグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に積極的に活用していく考え方）として多様な機能を有しています。

<緑地の持つ機能>

機能1 環境保全機能

- ・樹木等の緑地は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象などにより、悪化する都市気象や騒音、振動等の緩和機能を有します。
- ・樹林地や河川などの水辺地は、野生生物の生育地、生息地として生物多様性が確保された生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市部に送り込む風の道を形成するなど、緑地の機能の適切な配置により人と自然が共生する都市環境を形成します。

機能2 レクリエーション 機能

- ・都市化の進展、少子高齢化等に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど、レクリエーション需要は変化しつつあります。公園や緑地は、日常的な憩い、遊び、スポーツや四季折々の観光レクリエーションなど、みどり豊かで質の高い生活空間を確保することができます。

機能3 防災機能

- ・都市部の緑地などのオープンスペースは、大規模な震災や火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、救援活動拠点、復旧活動拠点等としての機能を有し、緑地を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができます。
- ・また、都市部を囲む森林や農地などの緑地は、水源のかん養や雨水浸透による水害の発生防止などの機能も有しています。

機能4 景観形成機能

- ・緑地は、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、子ども達の感受性を育み、人々の生活にゆとりと潤いをもたらします。
- ・また、地域固有の文化や歴史等と深く関わっている緑地を適切に生かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

第2章 みどりに関わる背景

1. 社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢社会へ対応した自然と共生するまちづくり

我が国では 2008 年（平成 20 年）をピークに人口減少局面に入り、今後、高齢化については、急速に進行することが予測されています。また、少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化や土地の遊休化、荒廃化が進むなど、社会の様々な面でその影響が懸念されます。

そのため、グリーンインフラの機能を有する都市のみどりの適切な利用と管理を通じて、人と自然が共生するまちづくりに向けた取組を一層図ることが求められています。

(2) 自然災害の頻発化・激甚化へ対応した安全・安心なまちづくり

地球温暖化に伴う気候変動がもたらす台風や豪雨により、水害や土砂災害などが頻発化・激甚化する傾向にあり、防災や減災に対する意識が高まっています。

そのため、みどりが持つ防災・減災機能を活用して、事前防災対策の充実化を図るなど、災害リスクに対応したまちづくりが求められています。

(3) 地球環境問題の顕在化に対応した持続可能なまちづくり

地球環境問題が顕在化する中、国連総会において 2030 年を目標とする「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動が必要とされています。

本計画では、SDGs の 17 のゴールのうち、緑地保全及び緑化の取組と係わりの深い「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を、市民、事業者、行政の協働により目指していくことが求められます。

島田市では、令和3年3月に、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しています。



出典：国際連合広報センターホームページ

2. みどりに関わる法制度等の動向

2-1. 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年5月12日公布）

民間活力を最大限生かして、緑地・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法が改正されました。

①みどり法人制度の拡充

- ・民間のCSR活動（企業の社会的責任）の増加を踏まえ、みどりの担い手として、まちづくり会社等の民間企業が追加された。

②市民緑地認定制度の創設

- ・都市の緑地・オープンスペースの不足に対して、民間が自らの土地を住民のための緑化施設として設置管理できるようになった。

③緑化地域制度の改正

- ・緑化技術の進展による屋上緑化等の普及を踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準が、建ぺい率に関わらず25%まで設定可能となった。

④緑地の定義への農地の明記

- ・都市緑地法の「緑地」の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を積極的に位置づけ、保全・活用を図ることが可能となった。

⑤緑の基本計画の記載事項の追加

- ・緑の基本計画の内容に、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全が追加された。

緑の基本計画の拡充

○計画の法定記載事項（赤字傍線部を改正で追加）【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤生産緑地地区内の緑地の保全
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

○計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

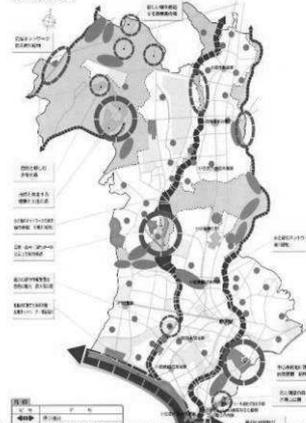
- ・地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。

- ➡ 都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進
- ・生産緑地地区の面積要件引下げ等と相まった都市農地の保全の促進

なお、「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、官民連携の方針についても定めることが望ましい。【運用指針4(4)④】

【神奈川県藤沢市緑の基本計画】

緑の将来像図



出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省 都市局）

2-2. 改正都市公園法（平成 29 年 6 月）

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、①ストック効果をより高める、②民間との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、という3つの観点から、新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、平成 29 年 6 月に都市公園法が改正されました。

①公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

- ・広場等の公園整備を併せて行う収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を公募選定する手続きが創設された。設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和等

②PFI事業の設置管理許可期間の延伸

- ・PFI事業の促進によって民間活力を活用するため、公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間が30年に延伸された。

③保育所等の占用物件への追加

- ・従来の国家戦略特区特例の保育所等の占用許可を全国制度化し、特区以外の都市でも公園に保育所等を設置できることとなった。

④公園の活性化に関する協議会の設置

- ・都市公園に対する多様な利用・活用ニーズの調整の円滑化等を図るため、協議会を組織することができることとなった。

⑤都市公園の維持修繕基準の法令化

- ・都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることにより、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底することとなった。

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年
 - ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない
- （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

<制度を活用した公園整備イメージ>



特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乘せ

特例 3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能

出典：都市公園法改正のポイント（国土交通省 都市局）

2-3. グリーンインフラの推進

わが国では、自然環境の豊かさや、良好な生活環境・景観を享受できる、都市とみどりが調和した居住環境へのニーズが高まっており、グリーンインフラの取組を通じて、人が自然とよりよく関わることのできるみどりと水の豊かな生活空間を形成することが必要となってきています。

一方で、人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応が急務となっており、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの取組を通じて、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進めることが重要です。

平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで 憩う



オープンスペースを活用した健康イベント(東京都立川市)

グリーンインフラで つなぐ



地域住民による緑地の維持管理(新潟県見附市)

令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応に貢献

グリーンインフラで 守る



鶴見川多目的遊水地(神奈川県横浜市)

SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込むイノベティブで魅力的な都市空間の形成に貢献

グリーンインフラで 呼び込む



緑や水が豊かなオフィス空間の形成(東京都千代田区)

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す

出典：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について（国土交通省都市局）

2-4. 緑の基本計画における生物多様性への配慮

都市において、宅地化などにより、多様な生物が生息・生育できる空間が減少していることから、自然環境の保全や生態系ネットワークの形成を図るなど、豊かな自然環境との共生したまちづくりが求められています。

(1) 都市緑地法運用指針の改正（平成 23 年 10 月）

都市の生物多様性確保を推進するために、国土交通省では、平成 23 年に都市緑地法運用指針の改正に伴い、「緑の基本計画」の内容や計画策定時の留意事項に、生物多様性の確保に関する視点を追加しました。

具体的には、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性などを評価して中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましい旨が示されています。



(2) 生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定

「緑の基本計画」に生物の多様性保全について明記することで、地方公共団体における都市部の生物多様性保全に向けた取組を促進することを目指すため、国土交通省では「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を作成（H30.4）しました。

【計画への記載内容（一部抜粋）】

1) 基本理念・基本方針

- 基本理念や基本方針等に生物多様性の概念を組み込み、緑の基本計画全体の目標として生物多様性への配慮が浸透するようにする。

2) 施策体系

- 生物多様性を施策体系のなかに位置づけ、生物多様性の保全や活用に関する施策が計画に組み込まれるようにする。
- 生物多様性を一つの大項目としてまとめるよりも、施策体系のなかで分野横断的に生物多様性の保全や機能発揮ができるように施策を記載する。

3) 緑地の配置方針

- 保全・再生・創出する必要がある緑地の量、質、配置等について検討し、エコロジカルネットワークの形成方針を設定する。
- 都市のエコロジカルネットワークの構成要素となる中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区の配置について検討する。

第3章 上位関連計画

緑の基本計画は、本市が定める「第2次島田市総合計画」「国土利用計画島田市計画」に即すほか、「島田市都市計画マスタープラン」に適合した、本市の緑地の保全、緑化に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、まちづくりに関わる以下の計画の概要を整理しました。

■上位計画

	計画名	策定（改訂）時期
(1)	島田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和3年3月
(2)	静岡県緑化推進計画	平成30年3月
(3)	第3次静岡県環境基本計画	令和2年3月一部改定
(4)	ふじのくに生物多様性地域戦略	平成30年3月
(5)	第2次島田市総合計画 後期基本計画	令和4年3月
(6)	第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年3月改定
(7)	国土利用計画島田市計画	平成30年3月
(8)	島田市都市計画マスタープラン	令和2年3月

■関連計画

	計画名	策定（改訂）時期
(9)	第2次島田市環境基本計画	平成25年3月
(10)	島田市国土強靱化地域計画	令和3年9月改訂
(11)	島田市立地適正化計画	令和4年4月
(12)	島田市景観計画（令和5年4月一部改訂予定）	平成26年1月
(13)	島田市地域防災計画	令和4年3月改定
(14)	島田市公共施設等総合管理計画	平成28年3月

(1) 島田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）

目標年次	都市づくりの理念、将来の都市構造については、2035年（令和17年）の姿とし、区域区分、都市施設の整備等については、2025年（令和7年）の姿として策定する。
都市公園の整備目標量	都市計画区域内人口1人当たり目標水準 2025年(令和7年) 11.2㎡/人
主要な緑地の配置の方針	<p>① 環境保全システムの配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地を取り囲む斜面緑地とそれと連続する樹林地を、自然環境の骨格を形成する緑地として位置づけ、貴重な緑地環境や自然生態系の保全を図ることにより、環境負荷の軽減を図る。 ・本区域の中央を流れる一級河川大井川は、大きな帯状の自然空間としてその保全を図る。また、市街地を流れる一級河川伊太谷川、大津谷川、大代川等の中小河川は、市街地のほぼ中央を貫く貴重な自然空間であることから、今後もその多様な自然環境の保全に努めるとともに、水辺の自然生態系に触れられるような場を創出する。 ・由緒ある歴史に育まれた本区域を代表する川越し街道や諏訪原城跡をはじめ、良好な社寺林や市街地に点在する大樹などは、その存在価値を十分に活かして保全・整備を図る。 ・市街地内では、社寺の境内地、民有地等の住民の生活に関連した緑地の保全と、住区基幹公園、駅前広場周辺、街路樹、緑地帯等の緩衝緑地、緑道、学校をはじめとする公共施設等の緑化を推進する。 ・また、富士山静岡空港の周辺に広がる樹林地には、空港の利用促進や自然環境への影響を踏まえ、緩衝緑地や公園などを配置する。 <p>② レクリエーションシステムの配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なレクリエーション地として、住区基幹公園、都市基幹公園等の公共空地を位置づける。 ・自然環境を活かしたレクリエーション地として、市街地周辺の眺望地である白岩寺、天神原に風致公園を配置する。また、諏訪原城跡、川越し街道と蓬萊橋周辺については、現資源を活かし歴史的要素を踏まえた整備を図る。 ・また、自然豊かなスポーツ・レクリエーション地として、中央公園、一級河川大井川沿いの運動公園及び大井川河川敷を位置づける。 ・また、大井神社、白岩寺等、地域になじみの深い社寺等の周辺には広場、緑道を配置し、観光散策ルートとなる社寺めぐりの利便に供する。 <p>③ 防災システムの配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、三方を山で囲まれた平坦な低地に市街地が形成されており、集中豪雨時において水害のおそれがあることから、集水域に分布する樹林地について保全・整備を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> 木造密集市街地等については、建物の不燃化や緑化を推進する。また、都市公園を避難地として積極的に位置づけるとともに、河川を緑道として整備し、避難路として活用するなど、地域防災計画と整合を図りながら、避難ネットワークを形成する。 新東名高速道路等の幹線道路沿い及び一級河川大井川沿いの工場周辺については、騒音等公害の緩和や修景を兼ねた緑地の整備を図る。 <p>④ 景観構成システムの配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域の中央を流れる一級河川大井川のオープンスペース、市街地を囲む丘陵地の斜面緑地・稜線の景観など骨格となる緑地の保全を図る。 市街地を囲む斜面緑地で、特に眺めの良好な、白岩寺、天神原、初倉側の蓬莱橋橋詰等については、眺望場所として、風致公園等の整備を図る。 牧之原台地に広がる茶園は、本区域を特色づける重要な景観要素の一つであることから、その保全に努める。 																																
<p>実現のための 具体の都市計 画制度の方針</p>	<p>① 公園緑地等の整備目標及び配置方針</p> <table border="1" data-bbox="539 869 1222 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園緑地等の種別</th> <th rowspan="2">配置方針</th> <th colspan="2">整備目標 (単位: m²/人)</th> </tr> <tr> <th>2015年 (平成27年)</th> <th>2025年 (令和7年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td rowspan="6">基幹公園については、住区別人口を勘案し、種別ごとの誘致距離、需要予測、候補地の検討のもとに、環境保全及び防災機能を考慮して配置する。</td> <td>1.5(1.0)</td> <td>1.7(1.2)</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>0.4(0.6)</td> <td>0.4(0.7)</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>その他の公園</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>緑地等</td> <td>6.4</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都市公園計</td> <td>10.4</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は用途地域内人口1人あたり面積 (注) 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。</p> <p>② その他の緑地の指定目標及び指定方針</p> <p>ア. 風致地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の骨格を形成し、都市形態規制及び自然災害防止等の機能を有する市街地外縁の斜面緑地等について、適正な保全と利用を図るため、伊太地区、岸地区、権現原地区等の風致地区の指定を検討する。 <p>イ. 特別緑地保全地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の社寺林として、大井神社、白岩寺、天王神社、医王寺、巖室神社の周辺地域等について、その永続的な保存に努めるため、緑地保全地区の指定を検討する。 	公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (単位: m ² /人)		2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)	街区公園	基幹公園については、住区別人口を勘案し、種別ごとの誘致距離、需要予測、候補地の検討のもとに、環境保全及び防災機能を考慮して配置する。	1.5(1.0)	1.7(1.2)	近隣公園	0.4(0.6)	0.4(0.7)	地区公園	—	—	総合公園	1.2	1.3	運動公園	1.0	1.1	その他の公園	0.0	0.0	緑地等	6.4	6.8	都市公園計		10.4	11.2
公園緑地等の種別	配置方針			整備目標 (単位: m ² /人)																													
		2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)																														
街区公園	基幹公園については、住区別人口を勘案し、種別ごとの誘致距離、需要予測、候補地の検討のもとに、環境保全及び防災機能を考慮して配置する。	1.5(1.0)	1.7(1.2)																														
近隣公園		0.4(0.6)	0.4(0.7)																														
地区公園		—	—																														
総合公園		1.2	1.3																														
運動公園		1.0	1.1																														
その他の公園		0.0	0.0																														
緑地等	6.4	6.8																															
都市公園計		10.4	11.2																														
<p>主要な緑地の 確保目標</p>	<p>① 優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園緑地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●街区公園 「2・2・14 三代島一号公園」「2・2・18 向島町公園」 ●総合公園 「5・5・2 中央公園」 																																

(2) 静岡県緑化推進計画（平成30年3月）

計画期間	2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間
基本理念	花と緑が織り成す美しい庭園県・しずおか
基本方針と 方策	<p>基本方針1 花と緑を慈しむ文化の創造</p> <p>①花と緑のある安らぎの場の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成から植え付け、管理まで、地元一環の花壇づくり ・県内産苗の活用 ・緑化活動の将来の担い手を育む ・人と自然との共生を学ぶ里地・里山モデル ・周囲の景観と調和した社会インフラの緑化 ・生活と自然が調和した住まいづくり <p>②芝と親しみ、スポーツを楽しむ機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝と触れ合う学びの場づくり ・芝生アドバイザーの育成と指導者派遣 ・緑まぶしいまち並みづくり ・芝が輝くスポーツ・集いの場づくり <p>基本方針2 花と緑による地域の魅力向上</p> <p>③花と緑によるおもてなし空間の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性を生かした花と緑のおもてなし ・県民が憩い集う公共施設の花と緑のおもてなし ・多様な森林景観づくり <p>④花と緑があるまちの魅力の向上を発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の豊かな花と緑のアピール ・民間と連携した連続性のあるまち並み緑化 <p>基本方針3 社会総がかりの緑化活動</p> <p>⑤社会総がかりの緑化活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな活動の担い手の育成 ・県民参加の森づくり ・質の向上を促す新素材・新技術の活用 ・普及啓発 <p>⑥緑化活動の核となる人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化コーディネーターの育成 ・緑化コーディネーターの活躍の場の提供

(3) 第3次静岡県環境基本計画（令和2年3月一部改定）

計画期間	2016年度（平成28年度）から2021年度（令和3年度）までの6年間
基本目標	環境の理想郷“ふじのくに”の創造 ～ 将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～
環境施策の展開（一部抜粋）	<p>●都市と交通の低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内のエネルギーの効果的・効率的な活用を促進するとともに、集約型の都市づくりや緑化の推進、公共交通機関の利便性向上等により、都市と交通の低炭素化を図る。 …緑化関係団体との連携を強化し、県民に緑の大切さを啓発するとともに、緑化を担う人づくりを進め、県民参加による緑の維持管理を推進する。 …都市公園や街路、道路、河川、港湾など公共施設の緑化を推進する。また、緑化関係団体と連携し、公共的空間の緑化を促進するとともに、都市空間を有効活用するため、校庭等の芝生緑化を促進する。 <p>●花と緑のうるおいある魅力的なまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草花を育てるやさしい心を持った人の輪を広げ、県民参加による持続的な緑化を促進し、花と緑のうるおいのある魅力的なまちづくりを推進する。 …市町、関係団体、県民等と連携し、緑化ボランティアの活動支援やリーダー養成研修等、人づくりや県民参加の仕組みづくりに取り組む。 …市町、関係団体と連携し、公共的空間の緑化や、既存緑地の維持管理等に取り組む。 …市町による都市公園及び緑地の整備を促進し、都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出する。 …生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」を提案する。 …「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」など、協働による美化活動や環境保全活動を推進する。

(4) ふじのくに生物多様性地域戦略（平成30年3月）

計画期間	2018年（平成30年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日までの10年間
基本理念	自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる
行動方針（一部抜粋）	<p>●都市における緑地等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口が密集した都市地域では、公園・緑地等のみどりが生物の貴重な生息・生育環境となっている。しかし、都市の人工的な環境には外来生物が多く見られるほか、カラスやムクドリ等による被害も問題になっている。 ・そのため、生物多様性に配慮した公園・緑地、植樹帯づくり、緑化の推進、豊かな暮らし空間の創生等グリーンインフラの取組を推進するとともに、みどりと

	<p>水辺の生態系ネットワークを形成することにより、都市地域の生物多様性を高めていく必要がある。</p> <p>【行政の取組】</p> <p>①都市における緑地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営都市公園の適切な管理運営に努め、都市におけるみどりの空間やレクリエーションの場を創出するとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進する。 ・市街地内の道路整備にあたっては、必要に応じて植樹帯を整備する等、生物多様性に配慮する。 ・管理しやすい芝生の研究調査や、校庭・園庭等の公共的施設のモデル的芝生化の支援、芝生管理を行う人材養成のための研修等を行う芝生文化創造プロジェクトを推進する。 <p>②県民参加による緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加による緑化を推進するため、緑化ボランティアの活動を支援する。 ・「静岡県緑化推進計画」に基づき、社会総がかりの緑化活動を推進することで、暮らしのまち並みに花と緑を美しく保ち、本県ならではの魅力ある暮らし空間を創出する。 <p>③豊かな暮らし空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」を推進し、都市の生物多様性の向上を図る。
--	---

(5) 第2次島田市総合計画 後期基本計画（令和4年3月）

計画期間	2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）までの4年間
将来像	笑顔あふれる 安心のまち 島田
経済・産業分野 （一部抜粋）	<p>●公共空間として、人と人をつなげる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が集うことで憩いと楽しみを実感できる公共空間を有効的に活用し、よりよいおいのある生活につなげる。
環境・自然 ・生活分野 （一部抜粋）	<p>●森林環境の保全を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の高い豊かな森林環境の保全を図るため、適切な森林整備を進め、森林を守り活用していく。 <p>●農地や森林が持つ多様な効果を守り、活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や森林が持つ水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能の維持・回復を図るため、農地や森林を適切に保全・整備するとともに、地域と連携した維持管理を進めていく。 <p>●まちの緑化を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化活動の支援や、さくらやバラを保護育成することで、花とみどりにあふれ

	<p>る、心が豊かになるまちづくりを進める。</p> <p>●水環境を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境に由来する水環境は私たちの生活を豊かにしてくれる。その水環境を市民共通の財産として守る意識を高め、市民・事業者・行政が一体となって、美しい水環境の維持・向上を図る。
都市基盤分野 (一部抜粋)	<p>●地域景観の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な景観の形成と風致の維持を図るため、「島田市景観計画」に基づいた重点地区を指定するほか、県条例に沿った屋外広告物の監督に努めていく。 <p>●親しみやすい公園緑地を適切に管理運営する</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な管理や計画的な施設整備・改修により、快適な環境の維持・向上に努めていく。施設整備・改修に当たっては、災害に備えた機能を有する施設を必要に応じて取り入れていく。

(6) 第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年3月改定)

計画期間	2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間
基本的な考え方	<p>「しごと」地域経済の持続的な発展</p> <p>「ひと」人口減少の克服・適応</p> <p>「まち」持続可能な暮らしやすいまちづくり</p>
水と緑に囲まれた持続可能な暮らしやすいまちづくりの基本目標・施策(一部抜粋)	<p>①持続可能なまちづくりの推進</p> <p>●過ごしたくなるまちなかづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園、道路等の公共空間や既存の集客施設等を活用しながら、中心市街地を魅力ある場所としてみがきあげ、人がまちなかで時間を使いたくなる空間と日常的な賑わいを創出する。

(7) 国土利用計画島田市計画(平成30年3月)

目標年次	第2次島田市総合計画と整合し、2025年(令和7年)とする。
利用区分別の土地利用の基本方向 (一部抜粋)	<p>●農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業体験の場や地域住民と都市住民との交流の場として農地を活用する。 良好な都市環境を形成し、災害時の防災空間を確保する観点から、市街地や集落地内の農地については、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地利用との調和に努める。 <p>●原野等</p> <ul style="list-style-type: none"> 茶や果樹等の生産を補完する機能を維持し、豊かな自然環境や良好な景観との調和を図る。 <p>●森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れた自然環境を有する森林を、環境学習や自然体験学習、観光・レクリエーション

	<p>ョン利用の場として活用し、多くの人が森林へと足を運び、森林と親しむことができる空間を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様で貴重な動植物の生息・生育地であることに鑑み、森林の適正な維持管理に努め、生態系の保全に配慮する。 <p>●水面・河川・水路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川高水敷の整備に加えて人が集まるイベントを開催するなど、魅力ある水辺空間を活用したにぎわいの場を創出する。 <p>●道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全や良好な景観の創出に配慮した道路整備を進める。特に市街地においては、道路の緑化推進などに取り組み、良好な沿道の環境を保全する。 <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、多様な市民ニーズを踏まえつつ、既存施設をできるだけ利用していく。
<p>地域別土地利用の方向性 (一部抜粋)</p>	<p>●川根地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保護をはじめ豊かな景観を保全し、風光明媚な自然空間の維持に努める。 ・品質、付加価値の高い茶葉を栽培する茶畑など優良農地の保全に努める。 <p>●伊久身・大長地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな清流である伊久美川や山桜が咲き誇る伊太谷川の源流部の自然景観を、ここにしかない風景として守る。 ・茶畑などの優良農地の保全に努めるとともに、荒廃農地の解消対策を進める。 <p>●金谷地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大代地区の森林景観を維持し、市民の環境学習の場として活用する。 ・日本最大の茶産地である牧之原台地ほか緑の景観を守るため、優良農地の保全を進める。 <p>●旧市内・大津地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向島町公園を整備し、大規模災害時の地域住民の避難地としても活用する。 <p>●六合地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いの農地について、農業的土地利用から都市的土地利用への転換を望む声が多いことから、無秩序な転換を排除した上で、関係住民の理解や環境の保全等慎重な配慮の下、住宅や商業施設、福祉施設等の誘導に資する計画的かつ適正な土地利用を検討していく。 <p>●初倉地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いの農地について、農業的土地利用から都市的土地利用への転換を望む声が多いことから、無秩序な転換を排除した上で、関係住民の理解や環境の保全等慎重な配慮の下、住宅や商業施設、福祉施設等の誘導に資する計画的かつ適正な土地利用を検討していく。 ・日本最大の茶産地である牧之原台地や高品質のレタスを栽培する平野部の農地を保全する。

(8) 島田市都市計画マスタープラン（令和2年3月）

目標年次	20年後の2040年（令和22年）を目標年次とする。 10年後の2030年（令和12年）を中間年次とする。
都市の将来像	大井川がつなぐ‘コンパクトなまち’S ～連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり～
テーマ別都市づくりの方針 （一部抜粋）	<p>●歩いて暮らせる都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地や水辺の活用、都市緑化、良好な建物の景観形成などにより質の高い生活を支える都市づくりを推進する。 道路、公園、公共施設などにおいては、誰もが利用しやすいようバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。 <p>●市民の憩いの場となる公園・緑地の整備・維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園・緑地については、「緑の基本計画」の見直しなどを通じて、将来人口推計・事業実施上の課題などを踏まえ、整備の優先度を定める。また、長期未整備公園について代替施設の有無や代替機能の確保などを踏まえ見直しを行うとともに、公園のあり方や民間による柔軟な利活用について、市民ニーズを踏まえ検討する。 市民や観光客の憩いの場・にぎわい交流の場として、中心市街地や観光拠点などにおいて、市民や民間事業者が行う、にぎわい創出の取り組みを支援し、公園利用者の利便性向上を図る。 市役所周辺、旧金谷庁舎などの拠点整備において、周辺の都市計画公園・緑地も含め機能性向上を図り、必要に応じて都市計画の見直しを検討する。 市民の憩いの場、子どもの安全な遊び場、災害時の避難地といった公園の役割を維持・充実させるため、バリアフリー化や「公園施設長寿命化計画」などに基づき公園施設の長寿命化を推進する。 市民の自発的な緑化活動を支援し、花と緑に彩られた魅力ある都市の実現を目指す。 <p>●災害時に避難地となる公園の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緑の基本計画」の見直しなどを通じて、災害時に防災上の避難地となる公園の整備及び再整備などを検討する。 <p>●道路、公園、公共施設などにおける緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地における道路、公園、公共施設は、「緑の基本計画」に基づき、市民、事業者と協働し一層の緑化を推進する。 <p>●市民や事業者による都市緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 花と緑で彩られた都市空間を創出するため、市民の緑化活動について支援する。 民有地における生垣づくりについて支援する。 <p>●豊かな森林の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 保水力があり、多様な生物を育む樹種への転換を促進する。

(9) 第2次島田市環境基本計画（平成25年3月）（第3次島田市環境基本計画は、令和5年3月策定予定）

計画期間	2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）までの10年間
望ましい環境像	大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ
取組の方向 （一部抜粋）	<p><自然環境の保全></p> <p>●川や水を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然に配慮した水辺づくり <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型工法などの自然に配慮した水辺づくりの調査・研究に努める。 ○協働による水辺環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・県によるリバーフレンドシップ制度などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進する。 <p>●森林を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保水力があり多様な生物を育む樹種への転換を進める。 <p>●農地を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○荒廃農地の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地を活用した市民農園を整備し、農作業体験の場とする。 <p>●自然とのふれあいや多様な生き物を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園の整備・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による公園の維持管理（清掃、除草、花壇の整備など）を支援する。 ・地域住民のふれあいの場を創出するため、公園の整備・管理を推進する。 <p><地球環境の保全></p> <p>●低炭素型まちづくりを進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣づくり補助事業を実施し、みどり豊かなまちづくりを進める。 ・一定規模以上の土地の利用に当たっては、緑地を整備するよう指導を行う。 ○グリーンカーテン設置の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設へのグリーンカーテンの設置を推進する。 ・市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援する。

(10) 島田市国土強靱化地域計画（令和3年9月改訂）

対象期間	2018年度（平成30年度）から2025年度（令和7年度）までの8年間
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市は、防災・減災と地域発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、「笑顔あふれる安心のまち 島田」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを進める。この際、県中部圏域等の防災・減災及び復旧・復興の主たる拠点としての役割を考慮する。

推進方針 (都市基盤)	1. 交通ネットワーク ●公園等の避難地及び幹線避難路の整備 ・災害時の実情に応じた施設整備及び維持管理を推進するとともに、幹線避難路沿いの無電柱化による避難路の確保をする。 2. 都市 ●公園緑地の整備 ・防災拠点としても活用できる公園整備を推進する。
----------------	--

(11) 島田市立地適正化計画（令和4年4月）

計画期間	2022年（令和4年）から2040年（令和22年）までの19年間
立地の適正化に関する都市づくりの方針	誰もが多様な暮らしを楽しめるまちづくり ～多世代をつなぐ“シマニワ”づくり～
誘導施策 (一部抜粋)	(1) 居住誘導・都市機能誘導に係る施策 ア 公共施設の再整備・再編による拠点機能の向上 ・中心拠点において、老朽化している市役所本庁舎の再整備を現地で推進する。また、隣接するプラザおおりの再整備・機能充実や周辺の公園活用、広場（シマニワ）の創出など、居心地の良い魅力的な都市空間の創出について検討する。 エ 誘導区域内の利便性向上・高質化に向けた都市基盤の整備 ・中心拠点、地域拠点において、都市計画公園の整備、市役所・支所・公民館などの拠点機能を持つ施設と一体となった広場（シマニワ）の整備により、居心地がよく歩きたくなる空間の整備を推進する。 ・道路、公園などにおいては、誰もが利用しやすいようにバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。

(12) 島田市景観計画（平成26年1月）（令和5年4月一部改訂予定）

目標とする景観像	伝統と創造を 大井川の豊かな水と緑が育む 笑顔があふれるまち
地域別の景観の形成に関する基本方針 (一部抜粋)	●島田地域 ・市街地の背景となる千葉山などの斜面緑地や農地景観を保全するとともに眺望地点からの景観を阻害しないように適切な景観の形成に努める。 ●空港周辺地域 ・牧之原台地などの農地景観を保全し継承するとともに洗練される景観の形成に努める。 ・大井川の親水護岸や湯日川の散策路など水辺に親しむことができる空間の整備によって水の豊かさを活かした景観の形成に努める。 ●金谷地域 ・五和地域など緑豊かな自然環境を保全するとともに周辺景観に調和したまちな

	<p>み景観の形成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大代川や童子沢公園などの水に親しめる水辺空間の創出によって和やかな雰囲気を感じる景観の形成に努める。 <p>●川根地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境、市域を縁取る山間地などを保全し継承するとともに鶴山の七曲りと言われる朝日段などからの眺望を活かした景観の形成に努める。 ・家山川などの水辺環境の創出によって水の豊かさを活かした風格のある景観の形成に努める。 ・野守の池、天王山公園など市民の生活に密着した空間にあっては、周囲のまち並みや自然景観と調和した落ち着きを感じられる景観の形成に努める。
景観重要樹木の指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者と協議し、その同意を得たうえで、景観重要樹木として指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①樹容が、地域のランドマーク的な存在であって、良好な景観の形成のため保全の必要があると認められる樹木 ②地域の自然や歴史、文化などを感じさせる樹木

(13) 島田市地域防災計画（令和4年3月改定）

避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。
道路環境の整備（一部抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い道路環境を創出するために次のことに留意し、整備を実施する。 …道路の拡幅及び緑化(延焼遮断帯としての効果)

(14) 島田市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）

計画期間	平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラのうち橋りょう及び公園施設については、既に長寿命化に関する計画を策定し、事業を実施している。これらについては、策定済みの各計画に示された方針に沿って、引き続き長寿命化の取組を進める。

第4章 現況把握

1. 自然的条件

(1) 地形・地質

本市は日本の国土のほぼ中央、大井川の中下流域に位置し、市域は、東西約23 km、南北約31 kmの南北に長い地形で、市域面積は31,570haとなっています。

市域の中央に大井川が北から南東へ貫流し、人口の大半が大井川左岸の島田地区から六合地区及び大井川右岸の金谷地区の大井川扇状地最上流部に集中しています。

市域を北から南へ概観すると、北部の急峻な山地が徐々になだらかになり、大井川扇状地を経て大井川、そしてそれより南の台地（中位段丘）を形成しています。

大井川扇状地は、大井川が堆積した砂礫層でできています。この砂礫層は最大65mにもなりますが、大井川層群、瀬戸川層群を基盤として、最下部が粘土混じりの砂礫からなり、その上部は礫径の大小の変化を伴いながら、同じような砂礫が累積した形になっています。



■地質図

出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センターHP
(<https://www.gs.j.jp/Map/JP/geology4-8.html>)

(2) 水系

1) 河川

本市の水系は、一級河川（大井川、菊川、伊久美川、笹間川など）が2水系18河川、二級河川（湯日川、勝間田川、栃山川など）が3水系4河川、準用河川（笹間川、本沢、上手川など）が5水系34河川、流れています。

大井川は日本有数の急流性の暴れ川であり、川根山地と志太平野を形成しました。このため一般河川の流域に比べると、上流の川根山地は急峻で盆地や流域面積が狭く、下流の志太平野は流域全体の面積に対して狭く、三角洲や自然堤防体が存在しません。

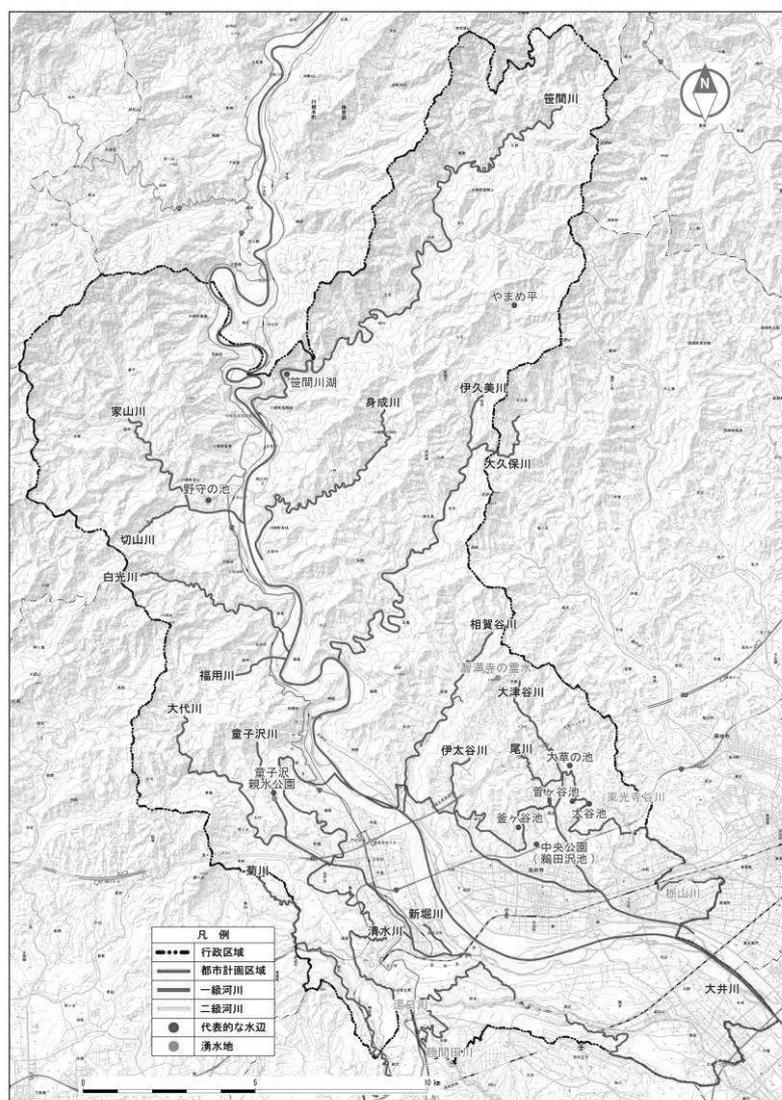
特に、川根地区において、約4km にわたり穿入（せんにゅう）蛇行を繰り返す地形は「鶴山（うやま）の七曲り」と呼ばれ、全国的にも大変珍しく、県の天然記念物に指定されています。この蛇行は、しわのように隆起した地層に川が流れ込んでできたものです。そして、志太平野は扇頂から河口部分にいたるまで小石の河原で覆われています。

大井川の河川敷では、「しまだ大井川マラソン in リバティ」の開催や大井川沿い「サイクルツーリズム『RIDE Oigawa』』として、マラソンやサイクリングが楽しまれています。

■河川

	水系数	河川数	延長 (m)
一級河川	2	18	273,660
二級河川	3	4	50,160
準用河川	5	34	67,892

出典：島田市ホームページ（市内の河川）



■水系図

出典：島田市ホームページ資料

2) 良好な水辺地・湧水地

①水辺地

代表的な水辺地として「野守の池」「中央公園(鶴田沢池)」などがあります。野守の池は、大井川の流れが変化し、池として残った河跡湖で、ヘラブナや鯉の釣り場として有名です。

【代表的な水辺】

- ・野守の池 ・中央公園(鶴田沢池) ・童子沢親水公園 ・やまめ平
- ・笹間川湖 ・大草の池 ・八垂の滝

②湧水地

島田市の代表的な湧水地として、「智満寺の霊水」「童子沢親水公園」があります。

■湧水地

名称	概要
智満寺の霊水	昭和初期までは修行の者が身を清めたとされている智満寺の霊水は、まるで糸が垂れるかのように真っ白に流れ落ちている。奈良時代末期に開かれた由緒ある寺には、樹齢 1000 年を超える十本スギが国指定天然記念物となっている。
童子沢親水公園	童子沢親水公園は、新東名島田金谷 IC から国道 473 号を南下し、大井川鐵道合格駅の駅前交差点を西へ進むと「童子沢親水公園」案内看板が見える。冷泉は源泉跡に溜まっている。公園は、アウトドアスポットとして整備されており、夏は水遊びやキャンプなど家族で楽しむことができる。



智満寺の霊水



童子沢親水公園

出典：静岡県ホームページ（静岡県の湧き水）

(3) 植生

本市の山地では、商品木材として植林されてきたスギやヒノキといった針葉樹林が多くなっています。

中山間地では、コナラやスタジイなどの雑木林のほか、茶畑やミカン畑のような農作物の栽培など、二次的自然がつくられてきました。現在では、雑木林に変わって竹林の拡大や、クズの繁茂が目立つようになってきました。

平野部は、近年の都市化や荒廃農地の増加により、セイタカアワダチソウやイネ類・マメ類などの荒地に生える植物が侵食しています。

大井川河川敷は、中州や河川敷の樹林化が著しく、湿地も高水敷のグラウンドや公園などの活用によって大部分が消滅しました。

川口から神座付近及び相賀の赤松付近に比較的まとまったヤナギ林が見られますが、礫質の土壤に生育するヤナギ類やアカメガシワが多く、それより下流では、多年生草本のススキが多く見られるほか、つる性植物のクズが河川敷を覆っています。また、中州ではヤナギ類やハンノキ類の林が見られるほか、初夏には帰化植物のムシトリナデシコが一面に花を咲かせ、秋にはカワラハハコの群落が目立ちます。

(4) 動物相

北部の山間地域では、本市で見られる主な中・大型哺乳類が全て確認されています。近年ではニホンザル、ホンダヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカが中山間の農地に出没して農作物への被害が目立つようになってきました。他には、都市化に伴い蚊などが増え、それらを餌にするコウモリ類が夏から秋にかけて飛翔するのがよく確認されるほか、帰化動物であるハクビシンやアライグマの確認例もあります。

市内で頻繁に確認される鳥類は、ホオジロ、ヒヨドリ、メジロ、エナガ、シジュウカラ等、国内において広く分布し個体数の多い種類です。特定の種類が地域の全種類の個体数の6～7割を占めており、市域の自然が農耕地や植林といった人為的影響を強く受けていて、種の多様性が低くなっていることが示唆されています。

また、「島田市伊太田代地区土地利用基本計画にかかわる自然環境影響評価調査報告書」(平成16年3月、島田市)によると、伊太田代地区でクマタカの営巣と産卵が確認されています。

爬虫類・両生類は、ニホントカゲ、シマヘビ、アカハライモリ、ニホンヒキガエルなど、本州で見られる主な種の多くを確認できます。イシガメ、クサガメなどのカメ類については、川根地区の野守の池で外来種のアカミミガメとともに確認されることがありますが、市内の河川では確認する機会は減少しています。

昆虫類は、お茶やミカンの栽培が盛んな本市では、茶につくアオバハゴロモ、ミカンにつくカメムシ類などもよく確認されています。



■ 植生図

出典：平成 28 年都市計画基礎調査（注：島田金谷 I C 周辺など、一部現況が変わっている場合がある）

(5) 良好な自然特性

本市において生物多様性を確保する上で特徴的な緑地として、茶草場や大井川などがあります。

■静岡の茶草場農法（世界農業遺産）

2013年（平成25年）5月、掛川市・菊川市・島田市・牧之原市・川根本町の4市1町の地域で取り組んでいる茶草場農法が『世界農業遺産』に認定されました。茶草場農法は、茶畑の周囲の茶草場（採草地）でススキやササ等の草を刈り、乾燥させてから茶畑の畝間に敷く農法であり、良質なお茶の生産とともに、晩秋の定期的な草刈りと草の搬出作業により草地性の植物が育ち、生物多様性の確保にもつながります。

茶草場には、古来から日本人に親しみが深い、ハギ、ススキ、キキョウ、カワラナデシコ、クズ、フジバカマ、オミナエシの秋の七草を含む300種以上の草地性植物が生育し、フジタイゲキ等の絶滅のおそれのある種も見るすることができます。また、この地域のみに見られる固有種のカケガワフキバタも確認されています。

■生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地」）

環境省では2001年（平成13年）度に、わが国の湿地保全施策の基礎資料を得るため、多数の専門家の意見を得て湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、生物多様性保全の観点から重要な湿地を「日本の重要湿地500」として選定しました。その後、環境の変化が生じている湿地が存在していることや新たな知見の得られた湿地が存在することから見直しが行われ、2016年（平成28年）4月には重要湿地として633か所が選定されました。

静岡県内では、13か所が選定され、島田市に係わるものとして、『大井川中流域』があり、ミヤマシジミ、ツマグロキチョウ、コムラサキ、カワラバタなどの生息地となっています。

■今守りたい大切な自然

2004年（平成16年）3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、絶滅の危惧される種を保護・保全するためには、絶滅危惧種の個体を保護するのみならず、それらが生息・生育する環境自体を保全することが不可欠であることから、特に開発候補地になりやすい場所、生態的に重要な場所、法的規制等のない場所を「今守りたい大切な自然」として、県内352か所の候補地から大井川河口付近（焼津市、吉田町）など、10か所を選定しています。

島田市での選定はありませんが、以下の9か所が「今守りたい大切な自然」の候補地としてあげられました。

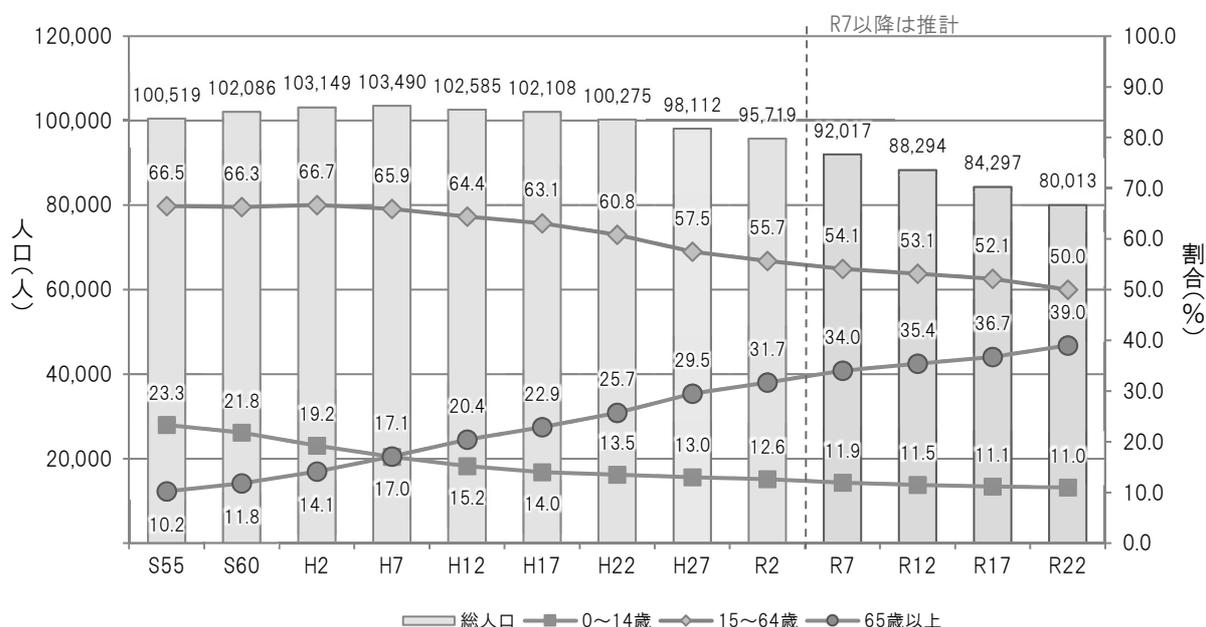
- 千葉山、湯日～切山、大代学術参考保護林、牧之原公園斜面、巖室神社の社叢、笹間渡、抜里、堀之内、野守の池

2. 社会的条件

2-1. 人口

国勢調査による本市の人口は、1995年（平成7年）の103,490人をピークに減少に転じています。今後も人口減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、2040年（令和22年）に約80,000人となり、2020年（令和2年）に比べて約20%減少すると予測されています。

また、高齢化率は令和2年国勢調査では31.7%となっており、社人研推計では2040年（令和22年）に約40%に上昇すると予測されています。



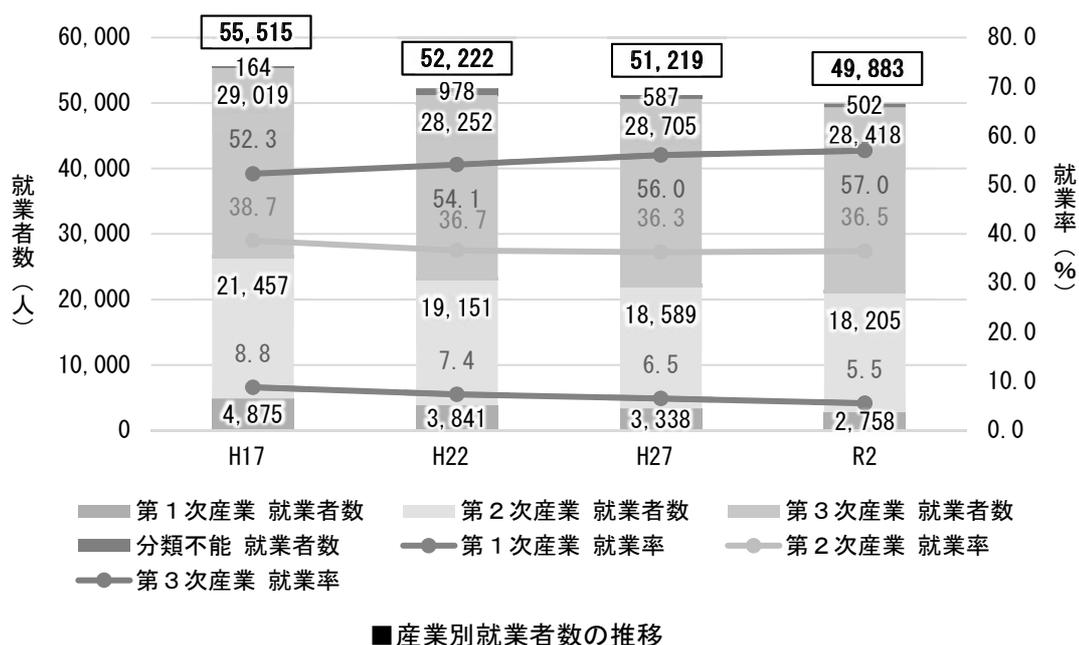
■人口の推移

出典：国勢調査、令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

2-2. 産業概況

本市の産業別就業者数をみると、令和2年現在、49,883人で、このうち、第3次産業が57.0%を占め、その就業率は上昇傾向にあります。第2次産業は36.5%、第1次産業は5.5%で就業率は減少傾向にあります。

第1次産業では、静岡県内有数の茶産地となっており、島田茶（大井川中流域左岸山間部、大井川下流域右岸初倉地区など）、金谷茶（牧之原台地とその周辺）、川根茶（大井川上流）の三つのブランドのお茶が生産されています。



出典：国勢調査

2-3. 土地利用の現況と動向

地目別土地利用のうち、山林、畑、田、原野、池沼をあわせた自然的な土地利用は、令和2年現在、195.23km²で市域全体の61.8%を占めています。

また、都市計画区域内では、田・畑などの自然的土地利用が57.0%を占めています。

■地目別土地利用面積

地目	2015年（平成27年）		2020年（令和2年）	
	面積（k m ² ）	割合	面積（k m ² ）	割合
田	8.63	2.7%	8.32	2.6%
畑	28.60	9.1%	28.40	9.0%
山林	155.53	49.3%	154.84	49.0%
原野	3.36	1.1%	3.33	1.1%
池沼	0.35	0.1%	0.34	0.1%
小計	196.47	62.2%	195.23	61.8%
宅地	17.08	5.4%	17.06	5.4%
雑種地	6.96	2.2%	7.14	2.3%
その他	95.19	30.2%	96.27	30.5%
合計	315.70	100.0%	315.70	100.0%

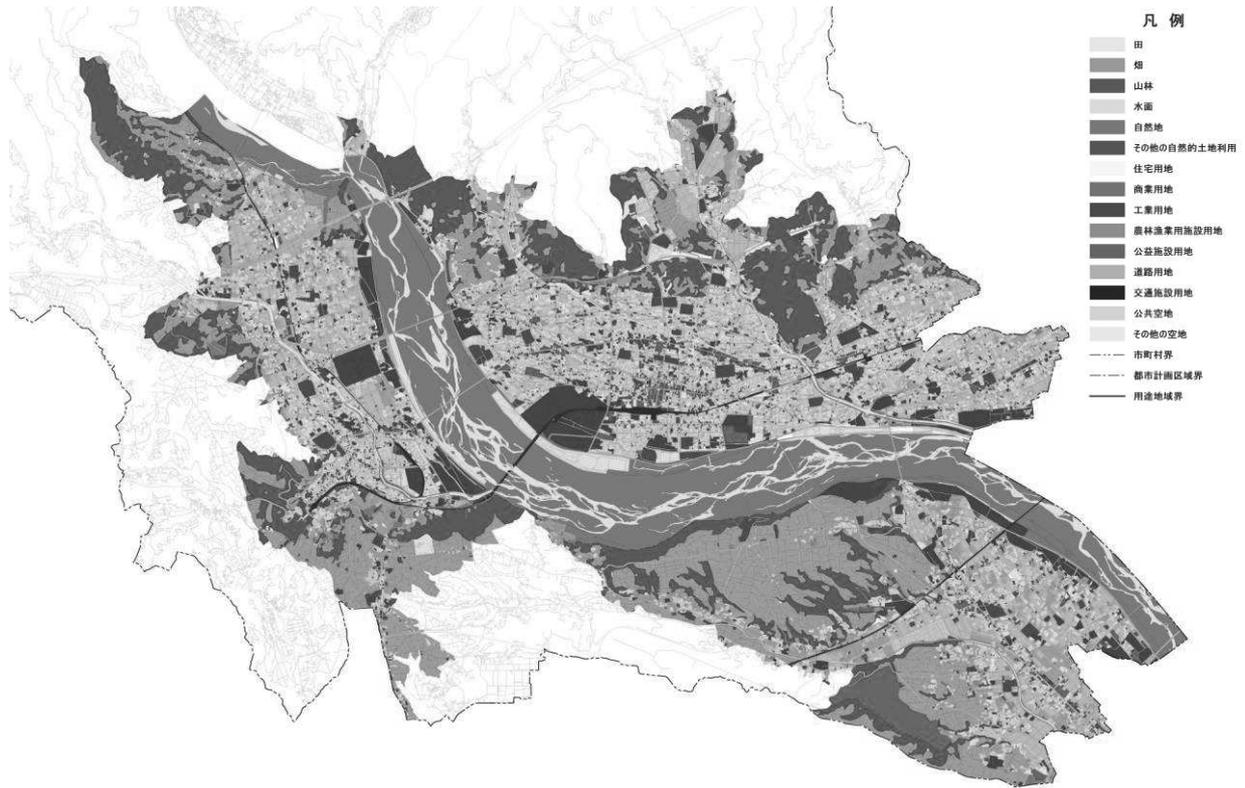
※ その他は、河川敷・道路敷・堤塘敷・墓地など

出典：令和2年度島田市統計書（課税課「概要調査」（総評価地積+非課税地積）、各年1月1日現在）

■都市計画区域内の土地利用面積（ha）

市街地区分	自然的土地利用						都市的土地利用									小計	合計
	田・畑	山林	水面	自然地	その他	小計	宅地				公共・公益施設用地	道路用地	交通施設用地	その他の空地			
							住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地							
用途地域指定区域	143	6	33	22	5	210	578	88	267	4	109	228	24	25	1,322	1,532	
用途地域指定外区域	1,335	750	195	776	20	3,076	405	90	108	20	149	335	23	25	1,154	4,230	
合計	1,477	757	228	798	25	3,285	983	177	375	23	258	563	47	51	2,477	5,762	
	25.6%	13.1%	4.0%	13.8%	0.4%	57.0%	17.1%	3.1%	6.5%	0.4%	4.5%	9.8%	0.8%	0.9%	43.0%	100.0%	

出典：平成29年都市計画基礎調査



■都市計画区域内の土地利用等現況図

出典：平成 29 年都市計画基礎調査（注：島田金谷 I C 周辺など、一部現況が変わっている場合がある）

2-4. 都市計画の決定

(1) 都市計画区域の面積と人口

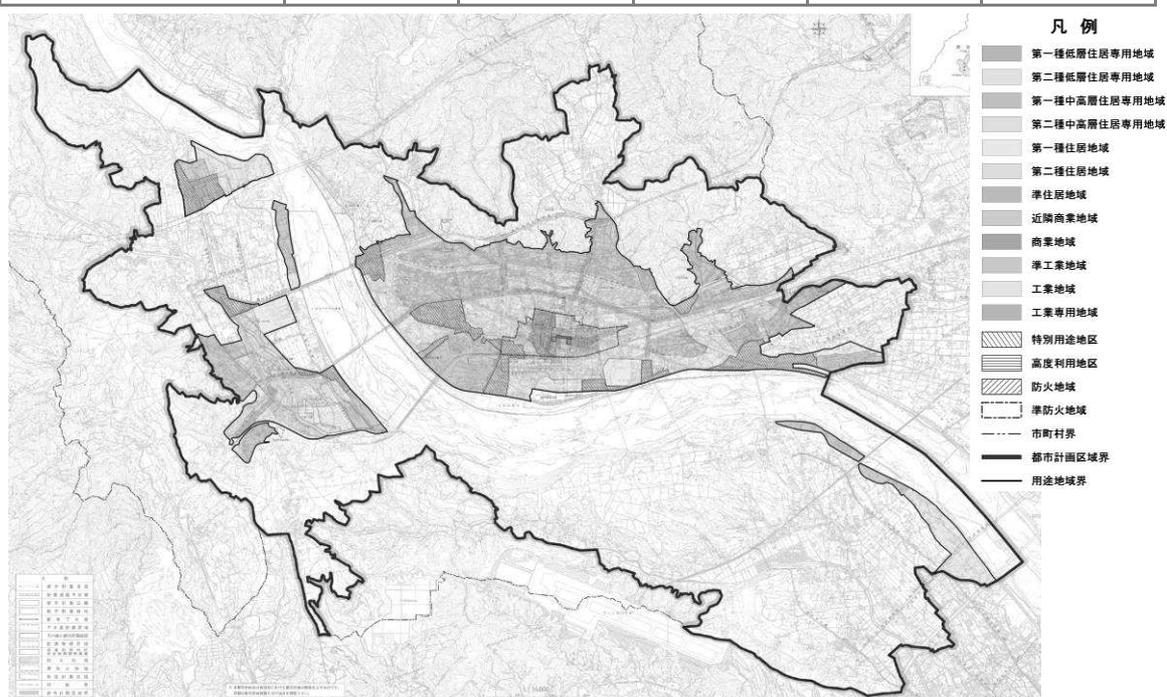
本市の都市計画区域は5,762haで、市域の18.3%を占めています。

本市の用途地域は、1,610.1haで住居系が64.4%、工業系が30.4%、商業系が5.2%を占めています。商業系の用途地域は、主にJR島田駅やJR金谷駅周辺、工業系の用途地域は、主に大井川沿いを指定しています。

都市計画区域内の人口は、令和2年国勢調査時点において市全体の90.3%（86,401人）を占めています。

■都市計画区域人口

	面積(ha)		人口(人):令和2年国勢調査		
		構成比		構成比	人/ha
行政区域	31,570	100.0%	95,719	100.0%	3.0
都市計画区域	5,762	18.3%	86,401	90.3%	15.0
用途地域	1,610.1	5.1%	—	—	—
特別用途地域	181.5	0.6%	—	—	—
高度利用地区	1.3	0.004%	—	—	—
防火地域	0.7	0.002%	—	—	—
準防火地域	83.3	0.3%	—	—	—
都市計画区域外	25,808	81.7%	9,318	9.7%	0.4



■地域地区図

出典：平成29年都市計画基礎調査

(2) 都市計画道路

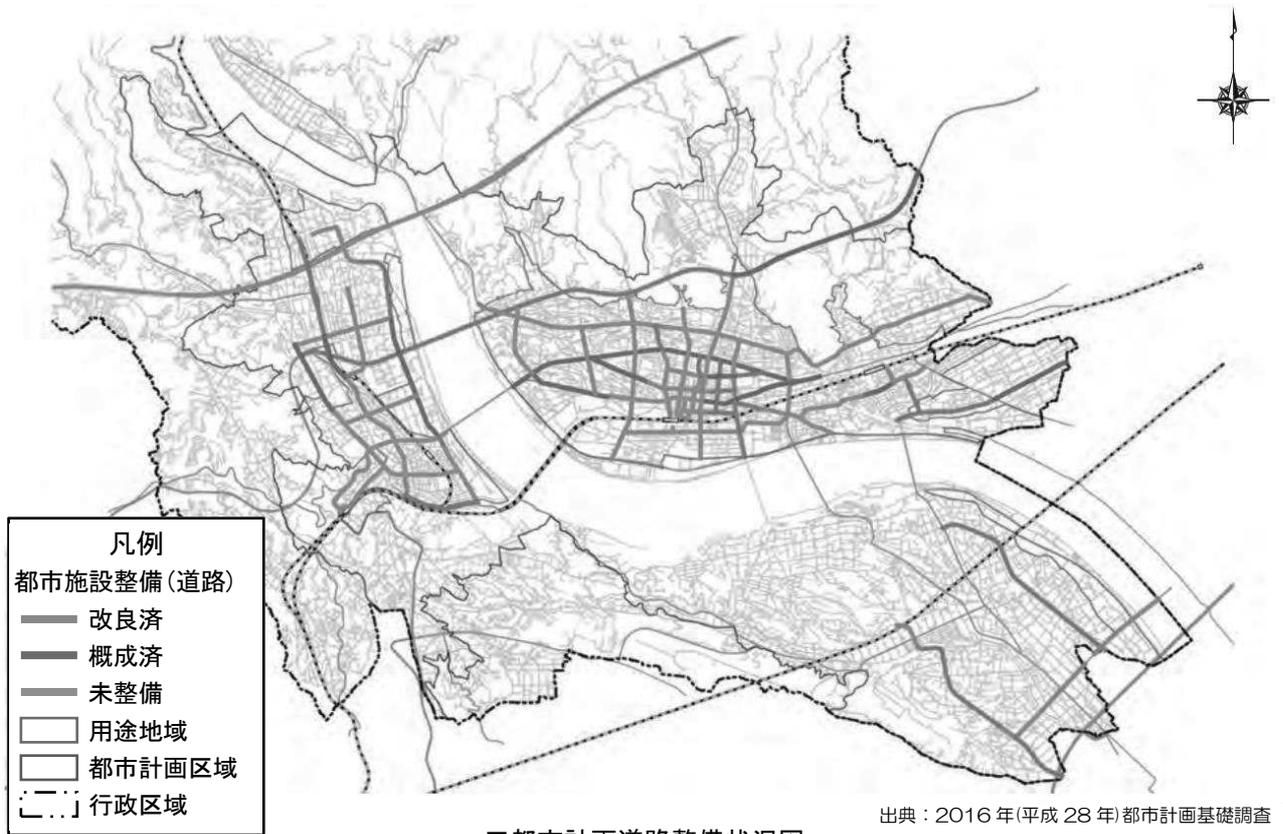
本市の主要道路網は、新東名高速道路、国道 1 号、一般県道島田岡部線及び東名高速道路が東西に横断しており、これらを南北に連絡する国道 473 号、主要地方道島田川根線及び島田吉田線によって構成されています。

都市計画道路は、45 路線、92,160m が都市計画決定されており、改良済区間は全体の約 67.4%、概成済まで含めると約 89.0% になります。

■都市計画道路の整備状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

路線数 (路線)	計画 (m)	改良済 (m)	概成済 (m)	合計 (m)	改良概成率 (%)
45	92,160	62,125	19,880	82,005	89.0

出典：令和 4 年度島田市都市計画のあらまし



■都市計画道路整備状況図

出典：島田市都市計画マスタープラン

(3) 都市計画公園

本市では、合計 32 か所、面積 362.01ha の公園・緑地を都市計画決定しており、そのうち 29 か所、面積 73.28ha（整備率：約 20.2%）が開設されています。

未整備となっている 12 か所の公園・緑地のうち、都市計画決定後 50 年以上経過している未整備公園・緑地が 11 か所あり、これらの公園では、既に多くの建築物が建築され、整備にあたり多大な移転補償費が必要になるなどの課題を有しています。

また、都市計画公園の 7 割近くが中心地域、その他は六合地域、金谷地域に配置されており、初倉地域に都市計画公園が配置されていない状況です。

■都市計画公園・都市計画緑地の整備状況（令和 4 年 4 月末現在）

種別	計画		開設 (一部供用含む)		面積 開設率 (%)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
都市計画公園		28	111.81	25	27.58	24.7
住区基幹公園	街区公園	18	5.11	17	4.58	89.6
	近隣公園	5	10.50	4	3.70	35.2
	地区公園	-	-	-	-	-
都市基幹公園	総合公園	2	52.60	2	10.50	20.0
	運動公園	1	9.90	1	8.60	86.9
特殊公園	風致公園	2	33.70	1	0.20	0.6
緑地		4	250.20	4	45.70	18.3
	都市緑地	2	0.20	2	0.20	100.0
	兼用緑地	2	250.00	2	45.50	18.2
合計		32	362.01	29	73.28	20.2

出典：令和 4 年度島田市都市計画のあらまし



中央公園



大井川緑地

出典：島田市観光協会ホームページ

■都市計画公園・都市計画緑地の詳細

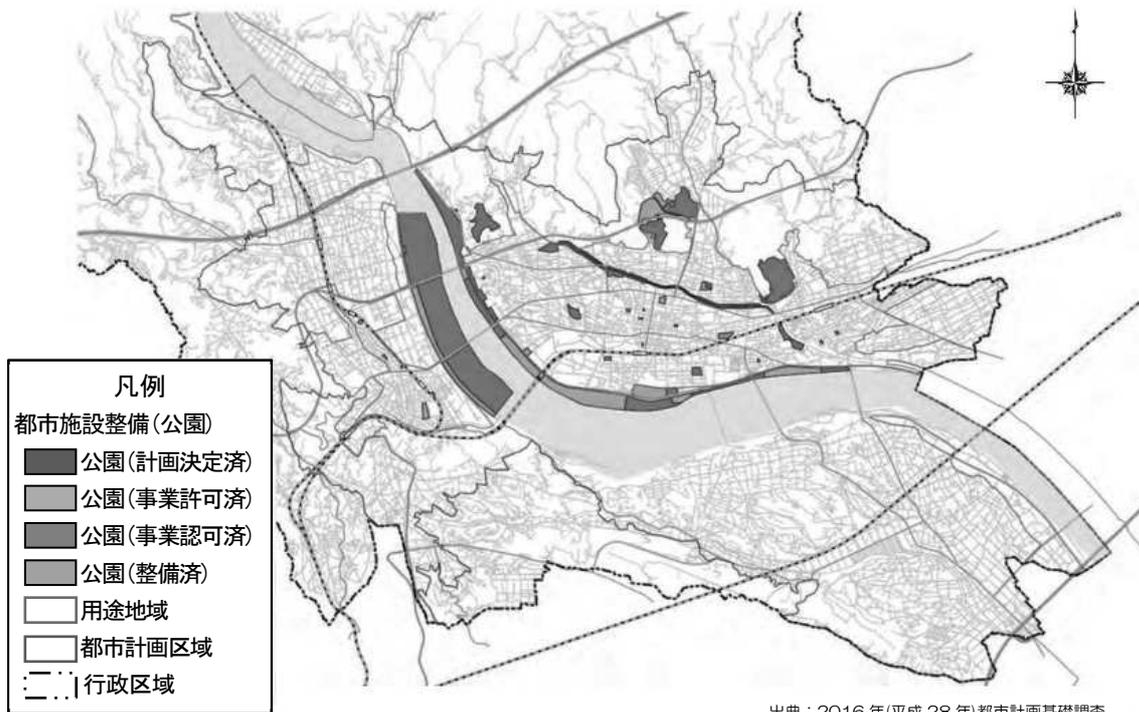
名称		位置	地域	都市計画決定		計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
番号	公園・緑地名			当初決定 年次	決定権者 (カッコ内は当初)		
2・2・1	向谷公園	向谷二丁目	中心	S44. 5. 20	島田市 (国)	0. 1	0. 1
2・2・2	笹ヶ久保公園	伊太字笹ヶ久保	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 12	0. 12
2・2・3	中溝公園	中溝四丁目	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 21	0. 21
2・2・4	扇町公園	扇町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 18	0. 18
2・2・5	北島公園	東町	六合	S48. 6. 8	島田市	0. 27	0. 27
2・2・6	横井公園	横井二丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 59	—
2・2・7	朝顔の松公園	河原一丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 63	0. 63
2・2・8	中央小公園	中央町	中心	S33. 3. 27	島田市 (国)	0. 94	0. 94
2・2・9	大津通り公園	大津通	中心	S50. 12. 26	島田市	0. 15	0. 15
2・2・10	あさひ公園	旭三丁目	中心	S55. 12. 25	島田市	0. 15	0. 15
2・2・11	なかじま公園	道悦三丁目	六合	S55. 12. 25	島田市	0. 2	0. 2
2・2・12	つきよだ公園	道悦三丁目	六合	S55. 12. 25	島田市	0. 2	0. 2
2・2・13	北島東公園	東町	六合	S59. 3. 28	島田市	0. 16	0. 16
2・2・14	三代島一号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 35	0. 35
2・2・15	三代島二号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 23	0. 23
2・2・16	三代島三号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 13	0. 13
2・2・17	金谷東公園	金谷河原及び金谷	金谷	H14. 5. 2	島田市 (金谷町)	0. 2	0. 2
2・2・18	向島町公園	向島町	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 3	0. 36
街区公園計		18 公園				5. 11	4. 58
3・3・1	南町公園	南二丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 5	—
3・3・2	七丁目公園	本通七丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 8	0. 1
3・3・3	元島田公園	元島田	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 9	1. 3
3・3・5	大井川公園	向谷二丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	3. 8	0. 8
3・3・6	往還下公園	金谷河原及び金谷	金谷	H14. 5. 2	島田市 (金谷町)	1. 5	1. 5
近隣公園計		5 公園				10. 5	3. 7
5・5・1	伊太谷川沿岸公園	伊太字八指ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	18. 3	0. 2
5・5・2	中央公園	野田及び落合ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	34. 3	10. 3
総合公園計		2 公園				52. 6	10. 5
6・4・1	横井運動場公園	横井四丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	9. 9	8. 6
運動公園計		1 公園				9. 9	8. 6
7・5・1	天神原公園	伊太字大鳥	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	10. 5	—
7・5・2	白岩寺公園	御仮屋町ほか	六合	S38. 9. 30	島田市 (国)	23. 2	0. 2
特殊公園計		2 公園				33. 7	0. 2
公園計		28 公園				111. 81	27. 58
1	大井川緑地	横井一丁目ほか	中心	S41. 10. 19	島田市 (国)	97	34. 2
2	駅前緑地	日之出町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 1	0. 1
3	北部緑地	扇町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 1	0. 1
4	かなや大井川緑地	金谷字往還下ほか	金谷	S61. 12. 26	島田市 (県)	153	11. 3 (153. 0)
緑地計		4 緑地				250. 2	45. 7 (187. 40)
合計		32 公園緑地				362. 01	73. 28 (214. 62)

出典：令和4年度都市計画のあらまし、島田市資料

※黄色付きは未整備となっている都市計画公園。

※面積は、街区公園は少数第二位までを、その他の公園・緑地は少数第一位までとする。

※（ ）書き数値は整備を要しない面積を含んだ場合の値。



■都市計画公園整備状況図

出典：島田市都市計画マスタープラン

(4) 地区計画

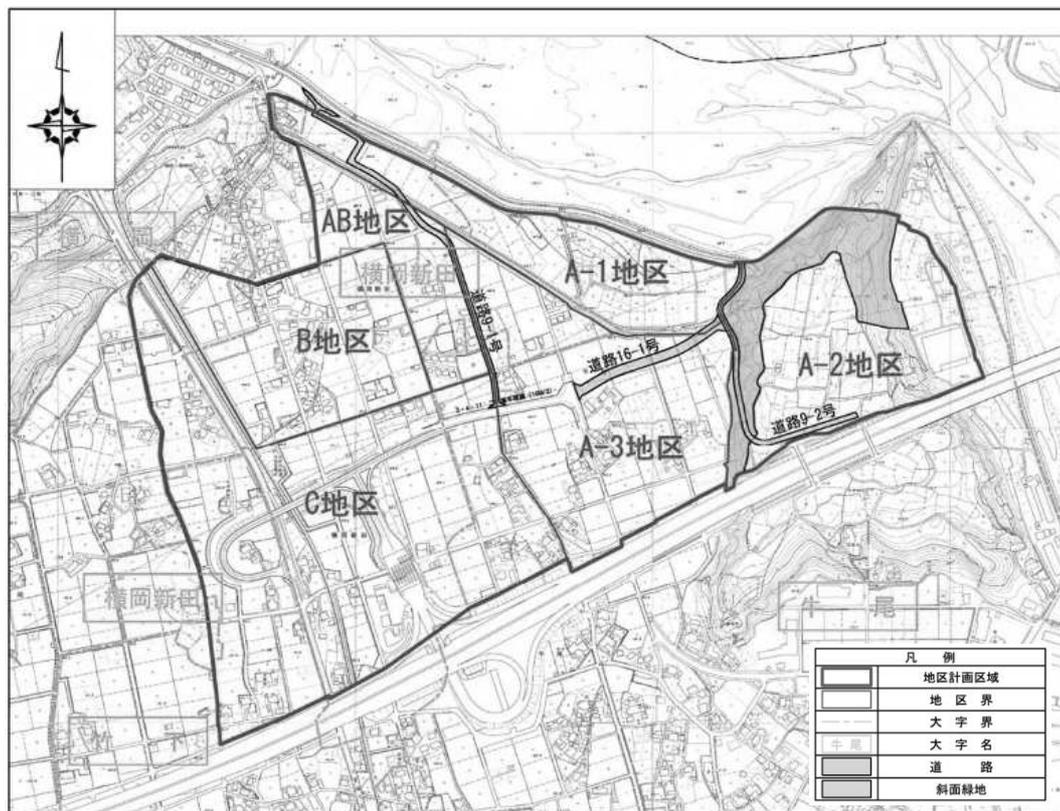
島田市では、6つの地区計画が定められています。

「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画」のA-2地区（工業地域）では、斜面緑地を保全するため、木竹の伐採が制限されています。

■地区計画

名称	面積 (ha)	備考
中央第三地区計画	21.2	
六合駅南地区計画	14.8	
往還下地区計画	41.0	
新東名島田金谷インターチェンジ 周辺地区計画	78.1	A-2地区では、斜面緑地を保全するため、 木竹の伐採が制限されています。
向島町・若松町地区計画	1.2	
川越し街道周辺地区計画	8.2	

出典：島田市ホームページ（地区計画とは）



■新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画区域図

出典：島田市ホームページ（地区計画とは）

2-5. 景観の状況

(1) 景観の特徴

本市は、みどり豊かな自然に囲まれており、梅や桜、カタクリやドウダンツツジなど色とりどりの花の名所や名木が各地に分布しています。

また、市街地を縁取る丘陵地や山間地では新緑や紅葉など、四季それぞれに彩られた美しい景観を見ることができます。

智満寺の十本スギのほか文化財に指定されている樹木が数多くあり、地域を象徴する景観が形成されています。そのほか各所の社寺林や大木は、地域のランドマークとなっているとともに市民の憩いの場となっています。

市全域で見られる茶園は、畝が何列にも並びながら緩やかに起伏して茶産地としての個性的な景観となっています。

大井川、大津谷川、湯日川、伊久美川、大代川及び家山川などの河川沿いのみどり豊かな散策路は、身近なやすらぎや潤いを感じられる場所として親しまれています。

住宅地では、生け垣などによる敷地内の緑化が促進されており、周辺と一体となった市民の暮らしが感じられる親しみの持てる景観となっています。

活力ある産業活動が行われている工業地では、敷地内の緑化などにより、周辺との調和が図られています。

■景観資源

要素	資源	備考
山なみ・地形	・八高山・高山・神尾山・千葉山・矢倉山 ・大井川「鶴山の七曲り」と朝日段・横臥褶曲	
眺望	・茶の里ミュージアム・牧之原公園・諏訪原城跡 ・どうだん原・星山・野田の城山・白岩寺公園 ・朝日段公園・地蔵峠・天王山公園・宝蔵寺 ・S Lの見える丘公園・川根温泉・七曲りスカイパーク	
樹木	・医王寺のクスノキ・川根温泉の大シイ ・天徳寺のサザンカ・河川沿いの桜並木 ・市民会館前の帯桜	文化財を除く
農地	・仲條金之助景昭像付近・天王神社付近 ・大津落合の田園・神座のみかん園・初倉のレタス畑	

出典：島田市景観計画ほか

(2) 継承したい茶園景観

県と島田市を含む空港周辺 8 市町で構成する大井川流域・牧之原大茶園景観協議会は、大井川流域・牧之原大茶園の景観を積極的に保全・形成していくことを目的として「牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選」を選定しました。30 選は有識者による選考委員会の審査を経て決定し、市内では 5 地点が選ばれました。

●中條金之助景昭像付近（阪本）



●島田吉田バイパス沿い、天王神社（阪本）



●静岡空港北側（湯日）



●栗ヶ岳山麓農林水産省掛川調整水槽付近（金谷安田）



●大井川鐵道抜里駅周辺の風景（川根町抜里）



出典：島田市ホームページ（継承したい茶園景観 30 選「市内 5 地点」選定）

(3) イベント景観

市内では、2月～11月にかけて、梅、桜、バラ、モミジなど花の開花時期にイベントが行われています。

■花のイベント

月	名称	概要
2月	伊太梅まつり	梅畑が広がる伊太地区で開かれるお祭り。竹筒うめと梅の小枝の無料配布が行われている。
	家山梅園梅まつり	「家山梅園」は、川根町家山地区の住民有志のグループ「梅の会」が10年余かけて整備し、2007年の2月にオープンした梅園。
3月	かわね桜まつり	桜の名所として名高い川根町家山。大井川鉄道沿いの桜トンネル、家山川沿いの緑地公園桜並木、野守の池のしだれ桜、牛代のみずめ桜などが一斉に開花する。桜トンネルとその脇をSLが走っている景色が印象的。
	河原町桜まつり	大井川川越遺跡に隣接する旧堤防沿いでは、春になるとたくさんの桜が咲き誇り、多くの見物客で賑わう。
	大津谷川桜堤防桜まつり	大井川水系一級河川の大津谷川の桜堤防は、川の両岸2.3キロ(徒歩約30分)に渡って桜が咲き誇る。
	かたくり祭り	牧之原公園でカタクリの開花に合わせて開催される。
4月	童子沢さくらまつり	川遊びが楽しめる溪流沿いにある童子沢親水公園で開催される、桜とともに自然が楽しめるイベント。
	金谷茶まつり	銘茶の産地「金谷」で二年に一度行われる。茶摘み衣装をまとった茶娘約1000人が華麗な踊りを披露する。
5月 10月	ばらの丘フェスタ (春・秋)	毎年春と秋の2回、バラが見頃を迎える時期に行われる。世界各国のバラ約360種9千株がこの時期に見頃を迎える。
11月	童子沢もみじまつり	大代の童子沢親水公園では、毎年11月にもみじまつりを開催している。猪肉の入った童子汁の販売など。

出典：島田市ホームページ（まつり・イベント）、島田市観光協会ホームページ



伊太梅まつり



童子沢もみじまつり

出典：島田市ホームページ（まつり・イベント）、島田市観光協会ホームページ

(4) 防災上の避難地

本市の地域防災計画で定める避難地は、小学校、中学校、公園、緑地、公民館及び交流センターなどが指定されています。

中央小公園に多目的防災トイレが整備され、避難地としての機能が強化されています。また、多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ、かまどスツール等を備えた向島町公園や木屋島公園が整備され、一時的な避難地としての利用が可能となっています。

■避難地(指定緊急避難場所)※公園・緑地を抜粋

地区	種別	名称	面積(ha)
島田地区	街区	扇町公園	0.18
島田地区	街区	中央小公園	0.94
島田地区	街区	中溝公園	0.21
島田地区	近隣	大井川公園	0.83
島田地区	近隣	元島田公園	1.26
島田地区	運動	横井運動場公園	8.60
島田地区	緑地	駅前緑地	0.10
島田地区	緑地	大井川緑地	34.18
金谷地区	街区	夢づくり公園	0.28
金谷地区	普通公園	菊神公園	0.68

出典：島田市地域防災計画

2-6. 法令の規制状況

平成24年4月から、工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務が、市に移譲されました。これを受け、企業誘致や老朽化した生産施設の更新を促進するため、島田市工場立地法に関する準則を定める条例が、平成25年9月30日に公布されました。島田市における緑地面積率及び環境施設面積率は、下表のとおりです。

■島田市工場立地法に関する準則を定める条例

項目	区域区分	島田市準則 (工場立地法準則からの緩和幅)	工場立地法 準則
緑地面積率	工業・工業専用地域	10%以上(10%緩和)	20%以上
	準工業・用途無指定地域	15%以上(5%緩和)	
環境施設面積率	工業・工業専用地域	15%以上(10%緩和)	25%以上
	準工業・用途無指定地域	20%以上(5%緩和)	

出典：島田市ホームページ(工場立地法地域準則について)

3. 緑地現況、緑化現況

3-1. 施設緑地

(1) 都市公園

島田市の都市公園は、全て都市計画区域に含まれ、124 か所、92.69ha が整備されています。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、人口 87,889 人（令和3年3月末）に対して、約 10.5 m²/人であり、基準値を満たしています。

※都市公園法施行令第1条の2の基準（10 m²/人以上）

■都市公園の整備状況（令和4年4月末現在）

種別	都市計画区域	
	箇所数	面積 (ha)
都市公園	99	36.80
住区基幹公園	街区公園	13.80
	近隣公園	3.70
	地区公園	—
都市基幹公園	総合公園	10.50
	運動公園	8.60
特殊公園	風致公園	0.20
緑地	25	55.89
合計	124	92.69

出典：島田市資料

(2) 公共施設緑地

1) その他公園

都市公園以外の普通公園、緑道などは、行政区域で 31 か所、25.69ha、都市計画区域で 16 か所、3.32ha あります。

■公共施設緑地

分類	箇所数		面積 (ha)	
	行政区域（市全域）		行政区域（市全域）	
		うち都市計画区域		うち都市計画区域
普通公園	14	0	22.33	0.00
緑道	2	2	2.48	2.48
その他公園・緑地等	15	14	0.88	0.84
合計	31	16	25.69	3.32

※その他公園・緑地等：伊太谷川沿岸公園、御仮屋緑地、大代川堤防桜植栽地 等

出典：島田市資料（公園台帳）

2) 小中学校の運動場

本市の小中学校の運動場として、行政区域で 23 校（運動場面積 25.62ha）、都市計画区域で 18 校（運動場面積 20.96ha）があります。

■学校

分類	学校数		運動場面積 (ha)	
	行政区域 (市全域)		行政区域 (市全域)	
		うち都市計画区域		うち都市計画区域
小学校	17	13	15.53	12.58
中学校	6	5	10.09	8.38
合計	23	18	25.62	20.96

出典：島田市資料（学校施設の概要）

3) 街路樹

市が管理している街路樹は、高木が 2,328 本、中木が 785 本、低木が 11,301 m²あります。

■街路樹（市道）

樹種	都市計画区域
高木（本）	2,328
中木（本）	785
低木（m ² ）	11,301

出典：島田市資料（令和3年度街路樹管理数量表）

【樹種】

イチヨウ、エンジュ、カツラ、キンモクセイ、クス、クロガネモチ、ケヤキ、サクラ、サザンカ、サツキ、サルスベリ、サンゴジュ、シラカシ、タブノキ、ナンキンハゼ、ハナミズキ、ハマヒサカキ、プラタナス、マキノキ、マツ、マテバシイ、モクレン、モミジ、ヤマモミジ、ヤマモモ、ユズリハ、ユリノキ等

(3) 民間施設緑地

1) 市民農園

市内で、一般市民向けに開放されている市民農園は、都市計画区域内に3か所あります。
※区画数に1区画の平均面積を乗すると、3か所の市民農園の面積の合計は、3,358㎡
(約0.33ha)となります。

■市民農園

農園名	地区	区画数	1区画の 平均面積 (㎡)	備考
阪本市民農園	初倉(阪本)	79	22	都市計画区域内
御仮屋市民農園	御仮屋	41	20	都市計画区域内
ふれあい農園	金谷	20	40	都市計画区域内

出典：島田市ホームページ(市民農園)

2) 野外レクリエーション施設

民間の野外レクリエーション施設は、都市計画区域内にゴルフ場があります。

■野外レクリエーション施設

施設名	面積 (ha)	備考
静岡カントリー島田ゴルフコース	86.1	都市計画区域内

出典：平成24年都市計画基礎調査、島田市資料

3) 社寺林

大井神社や白岩寺などの社寺林は、市街地に残された貴重な緑地となっています。

■社寺林(都市計画区域)

施設名	箇所数	面積 (ha)
社寺林	92か所	20.1ha

出典：平成28年都市計画基礎調査

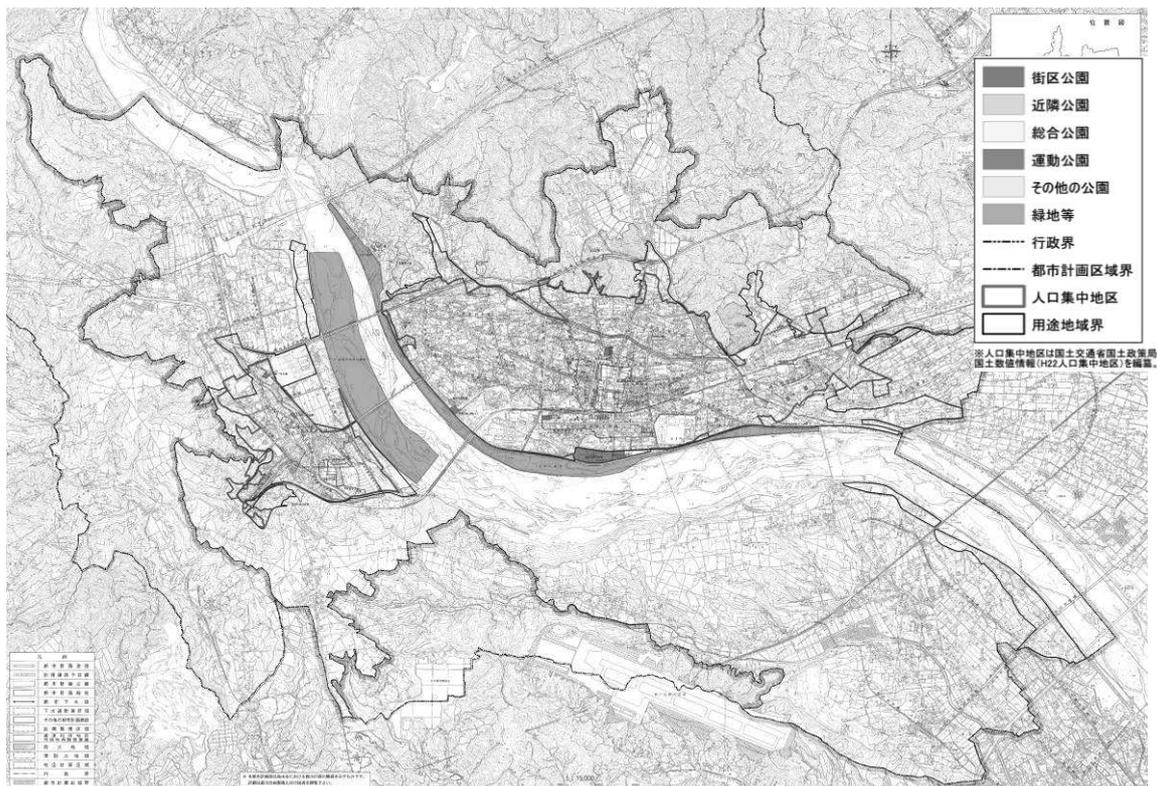


大井神社



白岩寺

出典：島田市観光協会ホームページ



■施設緑地位置図

出典：平成 28 年都市計画基礎調査（注：島田金谷 I C 周辺など、一部現況が変わっている場合がある）

3-2. 地域制緑地

(1) 農用地区域

本市の農用地区域は、市全体で 3,149ha、都市計画区域内で 1,438.9ha が指定されています。

■農用地区域面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
農用地区域※	3,149	1,438.9

※農用地区域：農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

出典：※¹ 島田市資料（地区別用途別_農用地区域面積）

※² 平成 28 年都市計画基礎調査

(2) 河川区域

本市の河川区域は、市全体で 2,154ha、都市計画区域内で 1,056ha を有しており、市の中央を南北に流れる一級河川の大井川、伊太谷川、二級河川の湯田川、勝間田川、準用河川の笹間川などが流れています。

■河川区域面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
河川区域	2,154	1,056.0

出典：※¹ 国土利用計画島田市計画（平成 30 年 3 月）平成 27 年時点

※² 平成 28 年都市計画基礎調査

(3) 保安林

本市の保安林は、市全体で 2,877ha、都市計画区域内で 117.4ha が指定されています。

■保安林面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
保安林	2,877	117.4

出典：※¹ 農林整備課資料

※² 平成 28 年都市計画基礎調査

(4) 地域森林計画対象民有林

本市の森林面積は 20,846ha（民有林 19,975ha、国有林 871ha）で、市総面積（31,570ha）の約 66%を占めています。

このうち、民有林の面積は 19,975ha で、森林面積の 95.8%を占めています。都市計画区域内の民有林の面積は 907.3ha となっています。

■地域森林計画対象森林面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
地域森林計画対象民有林	19,975	907.3

出典：※¹ 農林整備課資料

※² 平成 28 年都市計画基礎調査

(5) 史跡・天然記念物

本市の史跡・天然記念物の文化財で緑地として捉えるものは、国指定・県指定・市指定の史跡・天然記念物が 26 か所あります。このうち、都市計画区域内には、史跡が 6 か所、天然記念物が 7 か所位置しています。

■緑地と捉える史跡・名勝・天然記念物

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
史跡・名勝・天然記念物	26 か所	13 か所

出典：島田市資料（島田市の指定文化財一覧表）

■史跡・名勝・天然記念物（令和 3 年 4 月 1 日現在）

指定	種別	名称	緑地として捉えるもの	備考
国指定	史跡	島田宿大井川川越遺跡	○	都市計画区域内
	史跡	諏訪原城跡	○	都市計画区域内
	天然記念物	智満寺の十本スギ	○	—
県指定	史跡	東海道石畳（菊川坂）	○	都市計画区域内
	史跡	上志戸呂古窯跡	○	—
	天然記念物	慶寿寺のシダレザクラ（枝重櫻）	○	—
	天然記念物	上相賀の大カヤ	○	—
	天然記念物	杉沢の大カヤ	○	—
	天然記念物	香橋寺の大ナンテン	○	都市計画区域内
	天然記念物	二軒家の大カヤ	○	都市計画区域内
	天然記念物	安田の大シイ	○	—

指定	種別	名称	緑地として捉えるもの	備考
	天然記念物	横臥褶曲	—	—
	天然記念物	大井川「鷓山の七曲り」と朝日段	○	—
市指定	史跡	宗長庵趾	—	—
	史跡	駒形古墳	○	都市計画区域内
	史跡	愛宕塚古墳	○	都市計画区域内
	史跡	横岡宮の段古墳	○	都市計画区域内
	史跡	中山新道の道銭場・附料金表(立札1点)／中山新道の古文書 6通	—	—
	史跡	横岡(志戸呂)城跡	—	—
	史跡	旧東海道と石畳(金谷坂)	○	都市計画区域内
	史跡	石上城跡	○	—
	史跡	又平庄太郎氏記念碑	—	—
	史跡	天王山遺跡	○	—
	天然記念物	種月院のナギ	○	都市計画区域内
	天然記念物	井口大井八幡神社のたり松	○	都市計画区域内
	天然記念物	アベマキ	○	都市計画区域内
	天然記念物	牧之原公園斜面のカタクリ	○	都市計画区域内
	天然記念物	熊野神社の大クスノキ	○	都市計画区域内
	天然記念物	寿永のサクラ	○	—
天然記念物	二俣の大スギ	○	—	
天然記念物	塩本牛代のエドヒガン	○	—	

出典：島田市資料（島田市の指定文化財一覧表）

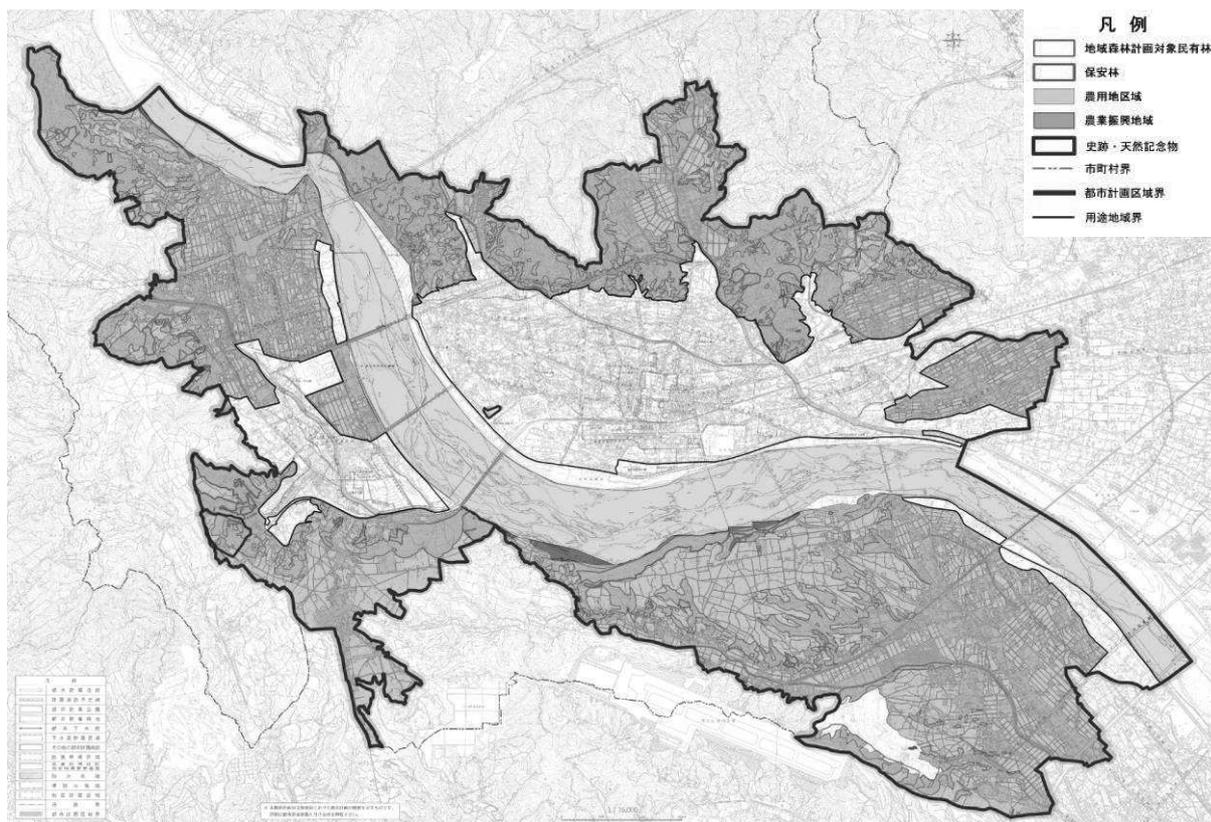


安田の大シイ（県指定）



のたり松（市指定）

出典：島田市ホームページ（島田市の文化財）



■地域制緑地位置図

出典：平成 29 年都市計画基礎調査（注：島田金谷 I C 周辺など、一部現況が変わっている場合がある）

3-3. 緑地現況量

都市計画区域における緑地現況量は、都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地などの施設緑地が227.8ha、法や条例による地域制緑地が2,471.6haで、重複を除くと2,652.2haとなっています。

■緑地現況量（単位：ha）

区 分			都市計画区域	
施設緑地	都市公園	住区基幹公園	街区公園	13.8
			近隣公園	3.7
		都市基幹公園	総合公園	10.5
			運動公園	8.6
		特殊公園	風致公園	0.2
		緑地		55.9
	公共施設緑地	その他公園		3.3
		小中学校の運動場		21.0
		街路樹		4.3
	準公共的施設緑地			0.0
	民間施設緑地	市民農園		0.3
		野外レクリエーション施設		86.1
		社寺林		20.1
小 計			227.8	
地域制緑地	法によるもの	農用地区域		1,438.9
		河川区域		1,056.0
		保安林		117.4
		地域森林計画対象民有林		907.3
		史跡・天然記念物		23.7
	協定によるもの			0.0
	条例等によるもの			0.0
	小 計			3,543.3
	地域制緑地間の重複			1,071.7
小 計			2,471.6	
施設・地域制緑地の重複			47.2	
総 計			2,652.2	

出典：平成28年都市計画基礎調査、島田市資料

3-4. 緑化活動

(1) 支援制度

1) 島田市緑化推進事業補助金

島田市では、市民が主体となった花とみどりのまちづくりの推進を図るため、緑化推進事業を行う団体に対して、補助金を交付しています。

■島田市緑化推進事業補助金の概要

項目	概要
補助対象	1. 公共施設に設けられている植栽及び花壇の維持管理活動に要する経費 ア 種子、球根、苗、肥料、薬剤、プランターその他の園芸資材の購入費 イ 園芸用の機械の購入費、借用費、燃料費、修繕費その他の植栽及び花壇の管理に必要な機材に関する費用 2. 市民への緑化に関する啓発活動に要する経費 3. 団体が緑化推進事業を実施するために必要な会議の開催、広報紙の発行、保険への加入等に要する経費
補助金額	・当該各号に定める額とし、1団体当たり50万円を限度とする。 ⇒第1号並びに第2号に掲げる経費：事業に要する経費の額以内の額 ⇒第3号に掲げる経費：事業に要する経費の額の2分の1以内の額

出典：島田市資料（島田市緑化推進事業補助金交付要綱）

2) 生け垣づくり補助金

島田市では、みどり豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりを行う市民に対し補助金を交付しています。

■生け垣づくり補助金の概要

項目	概要
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市内の住宅用地または事業所用地で、その周囲の全部または一部に生け垣をすること。 ・生け垣の長さは連続して3m以上あること。 ・木の本数は1m当たり2本以上であること。 ・樹木の高さは外部からの眺望で1m以上あること。 ・ブロック塀等と併用する場合、塀の高さは45cmを超えないこと。 ・これまでに同住宅または事業所用地でこの補助を受けていないこと。
補助金額	・生け垣づくりに要する苗木等材料費のうち、30,000円までの全額及び30,000円を超えた分の2分の1で、最高限度額は70,000円。補助対象は材料費、人工賃。

出典：島田市ホームページ（申請書DL・生け垣づくり補助金制度）

3) 環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）

島田市では、市民団体や事業者による環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録・支援しています。

登録されたエコ活動には、梅林の保全・管理、竹林や雑木林等の管理、市民農園の開設と維持管理、公園の整備・維持管理、ごみ清掃などがあります。

■環境保全活動登録制度の概要

項目	概要
登録要件	1. 市民団体または事業者が市内で行う環境保全活動 2. 第2次島田市環境基本計画に規定する市の取組、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動
支援内容	1. 登録された活動を広く市民に紹介すること ・市ホームページで活動内容を紹介する。（※参加者の募集を行う） ・島田市環境報告書に活動実績を掲載する。 2. 活動に必要な情報の提供 ・助成制度、環境関連事業、イベント開催等の情報を提供する。 3. 団体間のネットワークづくり ・情報を相互発信するためのネットワークづくりを進める。

出典：島田市ホームページ（環境保全活動登録制度（しまだエコ活動））

4) グリーンバンク定期配布事業ほか

公益財団法人静岡県グリーンバンクでは、「定期配布事業」「緑のカーテンプロジェクト」などの街に花とみどりを増やす事業に取り組んでいます。

島田市内の団体においても、それらの事業を活用して緑化に取り組んでいます。

■環境保全活動登録制度の概要

事業	概要
定期配布事業	・地域の花の会・町内会・子供会等の地域団体が、道路・公園・公共施設などを花とみどりで溢れた環境にすることを目的として自主的に行う活動を応援している。 ・花の種や球根などを年2回無償配布（8月下旬・3月上旬）
緑のカーテンプロジェクト	・つる性の植物を窓の外に這わせて夏の日差しを和らげることで室温の上昇を抑える自然のカーテン作り推進の一環として、「緑のカーテン」にチャレンジする小・中学校等を募集している。

出典：公益財団法人静岡県グリーンバンクホームページ

(2) 市民による緑化・美化活動

1) 緑化団体

島田市では、緑化団体が6団体あり、種まき、花植え、水やり、草取りなど、市内各地区の花の会が管理している花壇の手入れをしています。

■緑化団体

団体名	会員数 (令和2年3月現在)	設立年月日
谷口美里会	16人	平成8年8月4日
横岡花の会	10人	平成17年4月1日
金谷牛尾花の会	11人	平成17年9月1日
野の花の会	13人	平成20年5月13日
花ともだち花の会	14人	平成20年4月1日
旭町花の会	18人	平成31年4月1日

出典：島田市資料（令和2年度緑化団体一覧）



出典：島田市ホームページ（花の会）

2) 公園愛護会

市内公園の維持管理においては、市民の協力のもと公園愛護会（47団体）が結成されており、年間2回以上の美化活動として、低木の剪定、公園の除草、清掃、遊具の異常等の早期発見などが実施されています。公園愛護会に対しては、島田市から報償金、清掃に必要な消耗品の提供などの支援制度があります。

また、島田市では毎年8月1日を『公園愛護デー』と定め、公園愛護、社会奉仕、地域美化の心を高める日としています。この日は公園愛護会より、各地の公園で美化活動が行われています。

■公園愛護会（令和4年3月4日時点）

No.	公園愛護会名	公園名
1	向谷公園愛護会	向谷公園
2	伊太老人クラブ笹ヶ久保睦会	笹ヶ久保公園
3	扇町町内会	扇町公園
4	中溝公園愛護会	中溝公園
5	大井町いきいきクラブみどり会	中溝公園
6	北島東公園愛護会	北島東公園
7	北島公園愛護会	北島公園
8	大津通自治会（大津通公園美化クラブ）	大津通公園、中央小公園
9	新田町和楽会老人クラブ	大津通公園、中央小公園
10	中楽会	中央小公園
11	本通七丁目七福会	中央小公園、七丁目公園
12	中河町友楽会	中央小公園
13	朝顔の松公園愛護会（河原町自治会）	朝顔の松公園
14	大井川公園愛護会（稲友会）	大井川公園
15	あさひ公園愛護会	あさひ公園
16	南町南寿会	問屋川緑道
17	コスモス会	なかじま公園
18	六合コミュニティ委員会	栃山川緑道
19	道悦5丁目セキスイ団地自治会	宮下公園
20	つくし子供会（八倉町母子会）	中村公園、東川根公園
21	翡翠会	湯日谷川公園、月坂第1公園
22	和会	月坂第2公園、月坂第3公園
23	元美会	元島田公園
24	南原公園愛護会	南原公園
25	東大津管理組合	東大津第1公園、東大津第2公園
26	向田組	向田公園
27	大柳公園愛護会	大柳公園
28	公園愛護会メアリーローズなごみ	なごみ第1公園、なごみ第2公園
29	新楽会	かなや公園
30	猪土居児童公園愛護会	猪土居児童公園
31	上志戸呂・谷北団地公園愛護会	向川スポーツ広場、谷北スポーツ広場、谷北団地公園
32	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）番生寺ふれあい広場公園愛護会	番生寺ふれあい広場

No.	公園愛護会名	公園名
33	御仮屋町公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（御仮屋町）
34	松葉町悠々クラブ公園愛護会 （あけぼのクラブ）	松葉町公園、松葉町1号緑地、松葉町2号緑地
35	ひまわり公園愛護会	ひまわり遊園地
36	向谷元町公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）
37	みつあい公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）
38	いこい公園愛護会	であい公園、清水川いこいの広場
39	菊神自治会（公園愛護会）	菊神農村公園
40	天王山公園愛護会 （川根町資源活用組合）	天王山公園
41	新町通町内会（公園愛護会）	中央第三地区一号公園
42	東光寺公園愛護会	東光寺緑地
43	天王山慰霊会	天王山公園
44	向島緑地公園愛護会	エアリア向島町公園
45	金谷泉町公園愛護会	いずみ児童公園、いずみ遊園地（泉町公園1）、 泉町公園（泉町公園2）、大河原ホーム金谷団地公園、 泉町緑地、往還下公園
46	木屋島公園愛護会	木屋島公園
47	牧之原公園愛護会	牧之原公園

出典：島田市ホームページ（公園を守る活動）

（3）協定等

1）景観計画・景観協定

島田市では良好な景観形成を推進するため、市全域を景観計画区域と定めて、大規模な建築物等の新築、増築、改築又は移転、外観の変更にあたっては事前に届出が必要となっています。景観形成の基準として、形態・意匠のほか、敷地内の緑化に努めることが定められています。

地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために、特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観計画重点地区（中央第三地区計画区域、新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区、向島町・若松町地区、川越し街道周辺地区）として定めています。

また、しまだみそらガーデンプレイスにおいて、景観協定を結んでいます。

2) 建築協定

建物を建てる場合には、建築基準法で最低限のルールが定められています。地域の特性に応じた住みよいまちづくりを実現するため「建築協定」という制度があります。

市内での建築協定では、緑化に係るものとして、道路・敷地境界の生け垣化や敷地内の緑化などが取り決められています。

■ 建築協定（一部抜粋）

協定の名称	緑化に係る協定の内容
金谷泉町ニュータウン建築協定	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の空地には、芝生・花・クローバー・樹木等で土地が保護されており、良好に管理されていること。 道路に面する垣は、生垣・金網その他、これに類するものであり、垣に用いる樹木は、隣接又は近接する垣の樹種又は、これに類するものとし、緑地帯として沿道の景観の向上を図ったものであること。
グリーンヒルズ初倉団地建築協定	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界に面する垣又は柵は、生け垣又は高さが1.5メートル以下の鉄製、アルミ製、木製若しくは竹製等のものとし、（以下省略）。 敷地内の空地については、生け垣のほか3本以上の高木を植栽すること等により、緑化に努め、庭木等の高さ及び形状等について、周辺に迷惑を及ぼさないよう良好に管理されていること。
フローラタウン相賀建築協定	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線に面して設ける垣は生け垣とすること。 敷地内の空地に着いては、緑化に努め、良好に管理すること。
百桃の郷「東大津」建築協定	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線に面して設ける垣は生け垣とすること。 敷地内の空地に着いては、緑化に努め、良好に管理すること。
オレンジタウン神座建築協定	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線に面する垣又さくは、生垣若しくはフェンスその他これらに類するものでなければならない。 敷地内の空地に着いては緑化に努め良好に管理しなければならない。
島田・ばらの丘ニュータウン建築協定 島田・ばらの丘ニュータウン2丁目建築協定	<ul style="list-style-type: none"> 道路、緑道及び公園に面する垣又は柵の構造は次の一に適合するものとする。 イ 生け垣 ロ 宅地地盤面から高さ1.8m以下の透視可能なもので構造上安全なもの。（以下省略）。
しまだ あさひガーデンプレイス建築協定	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の生垣・フェンス等については、次の号に定める基準によらなければならない。 (1) 道路、コモン、ポケットパーク及び歩行者専用道路に沿って、垣、柵、塀その他これらに類するものを設ける場合は、生垣又は高さが1.2m以下の透視可能なフェンス等としなければならない。 (2) 隣地境界に垣、柵、塀その他これらに類するものを設ける場合は、生垣若しくは透視可能フェンス又はこれらを併用したものでなければならない。

出典：島田市ホームページ（建築協定）

4. 市民意識の把握

みどりに関する市民の意向を把握するため、市民意識調査を次のとおり実施しました。

①調査の概要

項目	詳細
調査時期	令和4年8月19日から9月11日まで（25日間）
回答者数	1,421人
方法	携帯電話、スマートフォンによるコミュニケーションアプリのLINEを使って不特定多数の方に回答してもらう方法で実施

②調査結果の概要

ア 市内のみどりの現状

市内の良い自然環境で思い浮かぶみどりについては、「牧之原大茶園や田畑などの農地」と答えた方が最も多くなっています。また、伝え残していくべきみどりについては、「牧之原大茶園や田畑などの農地」と「大井川周辺のみどり」と答えた方が最も多くなっています。

イ 市内のみどりの将来

市内のみどりの将来については、「健康づくりや心の安らぎの場となること」と答えた方が最も多くなっています。

ウ 公園について

公園の利用状況では、「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」と答えた方が最も多くなっています。

エ 維持管理について

市内のみどりに関する活動への参加状況は、「わからない」と答えた方が最も多くなっています。

これらの調査結果の詳細については、巻末の資料に掲載します。

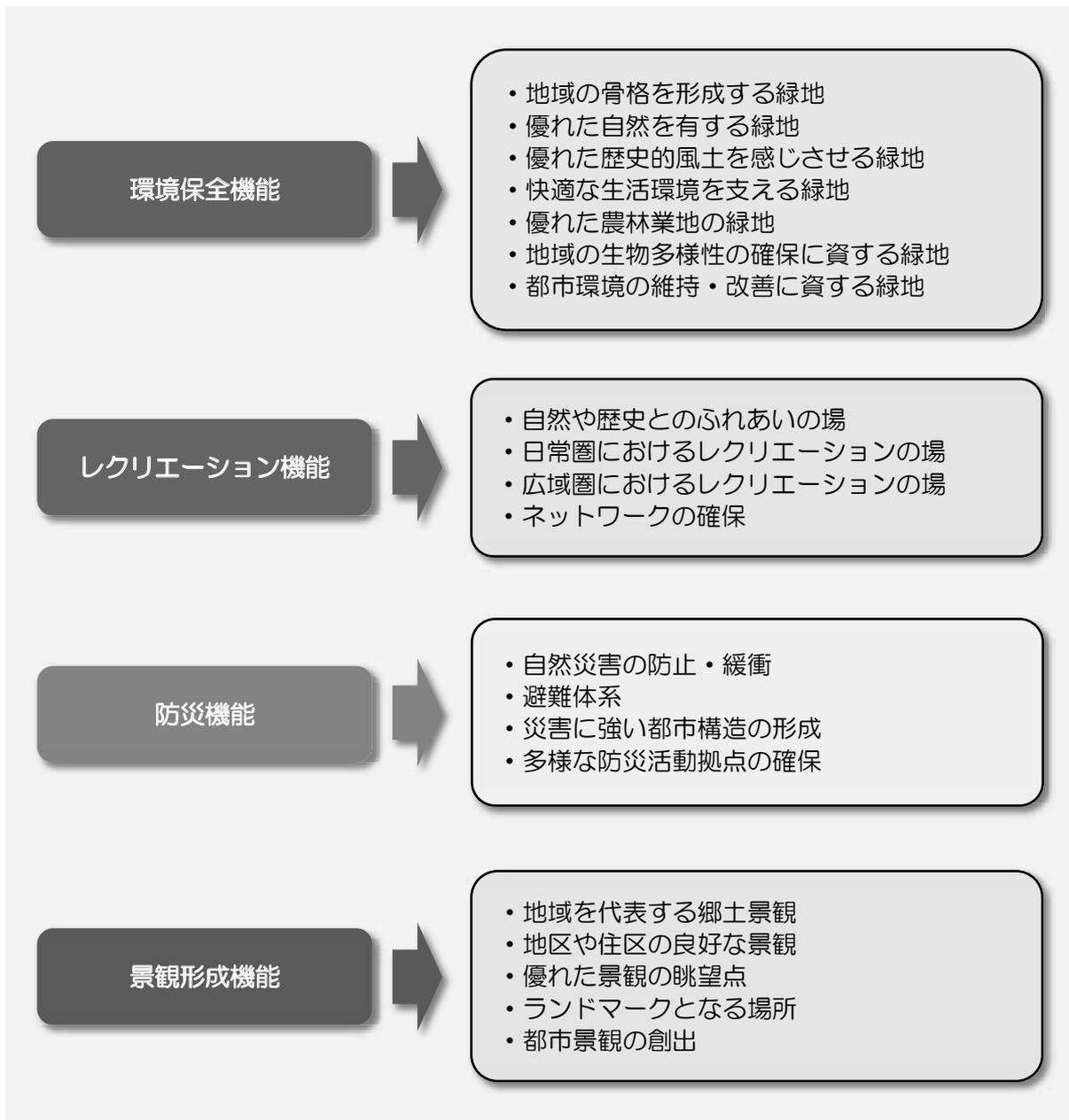
なお、その他として、毎年度実施している「島田市総合計画市民意識調査報告書」の令和4年度調査における市民満足度・重要度をみると、「水資源・水環境の保全」が満足度と重要度の両方で、「森林などの自然環境の保全」、「心地よい景観形成」、「公園の整備」のみどりに関連する項目を上回る結果となっています。

第5章 課題の整理

1. 機能の分析・評価

みどりが本市において果たす主要な機能として、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つがあげられ、これらの機能を持ったみどりがネットワークを形成することにより、みどりの機能が効果的に発揮されます。

本項では、これら4つの機能別にみどりの分析・評価を行います。



■機能の区分と視点

出典：「緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版」を元に作成

1 - 1. 環境保全機能

環境保全機能として、地域の骨格の形成、優れた自然、優れた歴史的風土、快適な生活環境、優れた農林業地、地域の生物多様性の確保、都市環境の維持・改善の視点から分析・評価を行いました。

(1) 地域の骨格を形成する緑地

地域の骨格を形成する緑地の要素としては、「軸」となる河川の緑地と「核」となる山間の緑地、市街地を取り巻く斜面緑地や農用地があります。

本市の中央を流れる大井川、市域の北部に広がる樹林地、市街地を取り囲む斜面緑地や市街地周辺の広がる農用地において、貴重な緑地環境や自然生態系の保全を図る必要があります。

視点	分析要素	対象となる緑地
地域の骨格を形成する緑地	みどりの軸となる河川	・大井川 等
	みどりの核となる緑地	・市域北部の樹林地 等
	市街地を取り巻く緑地	・市街地外縁の斜面緑地、農振農用地区域 等

(2) 優れた自然を有する緑地

大井川や野守の池など良好な水辺周辺は、水鳥や昆虫類など多様な生き物が見られることから、生物の生息環境に配慮した保全が求められます。

また、市域北部及び市街地外縁の樹林地は、比較的まとまりのある緑地であり、貴重な野生動物の生息地として保全を図る必要があります。

視点	分析要素	対象となる緑地
優れた自然を有する緑地	良好な水辺地	・大井川中流域（重要湿地）、野守の池 等
	貴重な野生動物の生息地	・市域北部の樹林地 等



大井川



野守の池

出典：島田市ホームページ（かけがえのない存在「大井川」）、島田市観光協会ホームページ

(3) 優れた歴史的風土を感じさせる緑地

市民の交流の場ともなっている社寺林や市の誇るべき史跡、天然記念物と一体となった緑地は、固有の歴史的風土であり、適切な保全により後世へ継承することが求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
優れた歴史的風土を感じさせる緑地	社寺林	・大井神社、天王神社、医王寺 等
	史跡周辺の緑地	・島田宿大井川川越遺跡、駒形古墳 等
	天然記念物	・智満寺の十本スギ、慶寿寺のシダレザクラ 等

(4) 快適な生活環境を支える緑地

生活の身近にある都市公園並びに普通公園などの公共施設緑地、市街地を流れる中小河川の緑地は、都市の快適で潤いある生活環境を形成する貴重な資源として、安全性に配慮した適切な管理により、維持していくことが必要です。

視点	分析要素	対象となる緑地
快適な生活環境を支える緑地	都市公園	・街区公園、近隣公園、総合公園 等
	公共施設の緑地	・普通公園、街路樹 等
	市街地を流れる中小河川	・伊太谷川、大津谷川、大代川 等

(5) 優れた農林業地の緑地

良好な管理がなされ、地域の環境保全に資する生産力の高い農用地や森林は、市街化を抑制するとともに、農地は良好な緑地の空間、森林は騒音や粉塵、風害等の影響の緩和などの役割も有することから、将来の都市化を踏まえながら保全を図ることが求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
優れた農林業地の緑地	優良農地	・農振農用地区域 等
	茶園、梅園	・牧之原大茶園、伊太地区梅園 等
	森林	・地域森林計画対象民有林 等

(6) 地域の生物多様性の確保に資する緑地

大井川の中流域は、「日本の重要湿地 500」として選定され、ミヤマシジミ、ツマグロキチョウ、コムラサキ、カワラバッタなどの生息地となっており、適切な保全を図る必要があります。また、茶園の茶草場には300種以上の草地性植物が生育し、フジタイゲキ等の絶滅のおそれのある種も見ることができます。

視点	分析要素	対象となる緑地
地域の生物多様性の確保に資する緑地	重要湿地	・大井川中流域 等
	茶園（茶草場）	・牧之原大茶園 等

(7) 都市環境の維持・改善に資する緑地

市街地にある社寺林、風の通り道となる中小河川や市街地を囲む斜面緑地は、都市環境の維持・改善に資する機能を有することから、連続した緑地や河川の配置・保全を図ることが求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
都市環境の維持・改善に資する緑地	市街地内の社寺林	・大井神社、天王神社、医王寺 等
	風の通り道となる河川	・大井川、市街地の中小河川 等
	市街地を囲む斜面緑地	・牧之原台地、伊太地区、白岩寺地区 等
	工場立地法における緑地	・工場の緑地 等



牧之原大茶園

出典：島田市ホームページ（日本一の広さを誇る大茶園）

1-2. レクリエーション機能

レクリエーション機能として、自然や歴史とのふれあいの場、日常圏におけるレクリエーションの場、広域圏におけるレクリエーションの場、レクリエーションの利用効果を高めるネットワークの確保について分析・評価を行います。

(1) 自然や歴史とのふれあいの場

大井川や野守の池などの水辺は、自然とのふれあいの場として保全を図るとともに、環境に配慮した利用に資する整備が求められます。

市街地内の社寺林や、史跡である諏訪原城跡、駒形古墳などの周辺の緑地は、町の歴史の中で重要な要素でもあることから、適切な維持管理が求められます。

民間の市民農園や野外レクリエーション施設は、自然や土などとのふれあいを求めるニーズに応えるレクリエーション地として、維持管理が求められます。

桜の開花や紅葉の時期に実施されている季節毎のイベントは、人々の交流を育むふれあい機会の場となっています。

視点	分析要素	対象となる緑地
自然や歴史とのふれあいの場	河川、水辺	・大井川、野守の池 等
	市街地内の社寺林	・大井神社、天王神社、医王寺 等
	史跡周辺の緑地	・島田宿大井川川越遺跡、諏訪原城跡 等
	民間施設緑地	・市民農園、野外レクリエーション施設 等
	自然のイベント	・伊太梅まつり、かわね桜まつり 等

(2) 日常圏におけるレクリエーションの場

本市には、住区基幹公園として、街区公園 90 か所、近隣公園 4 か所が整備されているほか、普通公園などの公共施設緑地が整備されています。

これらの公園や緑地は、地域住民が日常的に歩いて行けるレクリエーションの場として適切に配置、維持管理を図っていく必要があります。

視点	分析要素	対象となる緑地
日常圏におけるレクリエーションの場	都市公園	・街区公園、近隣公園 等
	公共施設緑地	・普通公園、小中学校運動場、 野外レクリエーション施設 等

(3) 広域圏におけるレクリエーションの場

広域的なスポーツレクリエーションの場として、都市基幹公園である中央公園、横井運動場公園があります。中央公園は、水と緑に囲まれた総合公園で、森の中のアスレチック、鶴田沢の池、ブランコや滑り台などの遊具があります。横井運動場公園は、大井川沿いにある運動公園で、野球場やサッカー場が整備されています。

また、桜の名所や野守の池、親水公園なども、多くの人々が訪れています。

視点	分析要素	対象となる緑地
広域圏におけるレクリエーションの場	広域的なレクリエーション拠点	・中央公園、横井運動場公園 等
	花の名所、水辺地	・大津谷川桜堤防、野守の池、親水公園 等

(4) ネットワークの確保

河川沿いの緑道、サイクリングロード、地域の資源を巡る散策路は、みどりの拠点をネットワークする軸となることから、案内板の設置や歩きやすい、走りやすい舗装などを整備し、安全で快適なネットワークの維持に努めることが求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
ネットワークの確保	緑道	・栃山緑道 等
	マラソンコース	・大井川河川敷（しまだ大井川マラソン in リバティ）等
	サイクリングコース	・大井川沿い（サイクルツーリズム「RIDE Oigawa」）等



ばらの丘公園

出典：島田市ホームページ（ばらの丘公園）

1 - 3. 防災機能

防災機能として、自然災害の防止・緩衝、避難体系、災害に強い都市構造の形成、多様な防災活動拠点の確保の視点から分析・評価を行います。

(1) 自然災害の防止・緩衝

島田市内を流れる大井川、湯日川、伊太谷川、栃山川、東光寺谷川、大津谷川、大代川などが氾濫した場合の洪水浸水想定区域が指定されています。これらの予測される水害を緩衝する機能を有する緑地として、遊水機能を持つ農地があげられ、防災の面からも保全を図ることが重要となります。

また、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、崩壊防止のために土壌保持や下層植生が発達できる森林の維持に努めることが求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
自然災害の 防止・緩衝	保水機能・遊水機能を有する緑地	・洪水浸水想定区域の農地 等
	土砂流出、土砂崩壊を防ぐ樹林	・市街地を囲む斜面緑地、保安林 等

(2) 避難体系

地震や風水害時に災害から人命を守る避難地や防災活動拠点となる公園・緑地の確保とともに、各拠点につながる安全な避難ルートを確保する必要があります。

屋外避難場所となる公園には、防災機能を持った施設を整備し、機能強化を図ることが求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
避難体系	避難場所となる公園、広場	・都市公園、小中学校運動場 等
	避難路となる道路	・避難場所とつながる道路 等

(3) 災害に強い都市構造の形成

災害に強い都市構造として市街地においては、都市公園や河川緑地、緑化された幹線道路などの延焼遮断空間の形成や雨水の流出を抑制するための緑地の確保を図る必要があります。

視点	分析要素	対象となる緑地
災害に強い都市構造の形成	火災の危険を防除する地域	・防火地域、準防火地域の都市公園 等
	市街地での延焼遮断空間	・市街地の中小河川、都市計画道路、街路樹 等
	市街地で雨水の流出を抑制する緑地	・都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地 等

(4) 多様な防災活動拠点の確保

救助・救援活動の拠点、ヘリコプターの離着陸などの機能を有する公園や緑地は、救護・復旧物資の集配・備蓄など防災活動拠点としての機能の確保を図ることが求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
多様な防災活動拠点の確保	ヘリポート基地	・大井川緑地、中央公園、かなや大井川緑地 等



四阿と災害時用器具庫付き縁台（向島町公園） 災害時用器具庫付き縁台（向島町公園）

出典：島田市

1 - 4. 景観形成機能

景観形成機能として、地域を代表する郷土景観、地区や住区の良い景観、優れた景観の眺望点、ランドマークとなる場所、都市景観の創出の視点から分析・評価を行います。

(1) 地域を代表する郷土景観

島田市の地形は、北部の山間地域と南部の台地及びその2つに挟まれた大井川の扇状地から形成されています。大井川がもたらす豊かな恵みは、広大な大茶園などの営農の景観を形成しています。また、市街地の社寺林は地域住民の生活に根ざした郷土景観となっています。

視点	分析要素	対象となる緑地
地域を代表する郷土景観	都市骨格を形成する河川	・大井川 等
	市街地の社寺林	・大井神社、天王神社、医王寺 等
	茶園景観	・牧之原大茶園 等
	史跡、天然記念物	・諏訪原城跡、智満寺の十本スギ 等

(2) 地区や住区の良い景観

地区や住区のとまりのあるエリアにおいて一定のルールによる緑地の確保により、良い景観を形成することが可能となります。

「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画」では、斜面緑地を保全するため、木竹の伐採が制限されています。建築協定のある住宅地では、敷地内の緑化や道路・敷地境界の生け垣化などの協定が定められています。

視点	分析要素	対象となる緑地
地区や住区の良い景観	良い景観を形成している地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画（新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画等） ・建築協定・景観重点地区を定めた住宅地 ・工場立地法における緑地 等

(3) 優れた景観の眺望点

特に眺めの良好な市街地を囲む丘陵地は、眺望地点となるとともに、市街地からみだみどり豊かな景観を形成することから、斜面緑地の保全とともに、眺望地点の整備が求められます。

視点	分析要素	対象となる緑地
優れた景観の眺望点	市街地周辺の眺望地	・白岩寺地区、天神原地区 等

(4) ランドマークとなる場所

本市のシンボルとなる景観として、市役所本庁舎などがあります。また、市街地の景観は視認性に富み、アイストップ（人の視線を引きつける対象物）となる景観として社寺林や丘陵地景観、天然記念物などがあります。

視点	分析要素	対象となる緑地
ランドマークとなる場所	シンボルとなる景観	・島田市役所周辺、天然記念物
	アイストップとなる景観	・社寺林、牧之原台地、千葉山、天然記念物 等

(5) 都市景観の創出

島田駅周辺、新東名高速道路のインターチェンジ周辺など、市の玄関口となるエリアにおいては、島田市の魅力を伝えるために都市景観を向上させる必要があります。

視点	分析要素	対象となる緑地
都市景観の創出が必要な地区	ターミナル駅周辺	・島田駅周辺 等
	高速道路IC周辺	・新東名島田金谷インターチェンジ周辺 等



大井神社



諏訪原城跡

出典：島田市観光協会ホームページ、島田市所有

1 - 5. 総合的な評価

- 市街地に整備された都市公園や普通公園等は、適切に管理されたみどりの拠点として、市民の憩いの場となるとともに、災害時の避難場所としての活用などの機能を有しています。
- 小中学校の運動場は、日常的な運動スペース、災害時の避難場所として、市民に開放されています。
- 街路樹などにより緑化された道路は、快適な生活環境としての軸を形成するとともに、市街地での延焼遮断空間や避難路としての活用などの防災機能を有しています。
- 市街地に位置する社寺林（大井神社、天王神社、医王寺、巖室神社、白岩寺、利生寺等）は、優れた歴史風土を感じさせる代表的な郷土景観であり、市街地の貴重なみどりとなっています。
- 大井川は、環境省「重要湿地」に選定され、県の天然記念物に指定されている「鶴山の七曲り」もあり、優れた自然環境を有する都市のみどりの骨格として、地域を代表する景観となっています。
- 市街地の中小河川は、風の通り道として都市環境の改善に資するとともに、みどりの拠点を結ぶ生物の移動空間となっています。野守の池、大津谷川桜堤防、童子沢親水公園などの水辺のみどりは、花や水辺レクリエーションの場として親しまれているとともに、水鳥などの生息地の機能を有しています。
- 市の北部に広がる樹林地は市域の約5割を占め、生物多様性の核であるとともに、二酸化炭素の吸収源となるほか、土砂災害を防ぐ機能を持つ樹林は保安林などに指定されています。
- 市街地を囲む伊太地区、白岩寺地区、権現原地区、岸地区、天神原地区をはじめとする斜面緑地は、緩衝地帯として無秩序な市街化や自然災害を防止するなど、重要なみどりの骨格を形成しています。
- 市域の約1割を占める農地は、都市の面的なみどりの骨格を形成し、その保水・遊水機能は自然災害の防止へ寄与しています。
- 牧之原台地（牧之原大茶園）は日本最大の茶産地であり、市街地を囲む斜面緑地として眺望に優れ、都市環境を維持する重要なみどりとなっています。
- 市民農園や花の名所、梅園などは、自然とのふれあいの場として、市民に親しまれています。
- 「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区」のB地区では、「豊かな暮らし空間創生事業費補助金」制度により、庭やコモンスペースを広くとった住宅地の創出を目指しています。
- 一団のまとまった住宅地として整備されたエリアでは、建築協定によって道路・敷地境界の生け垣化や敷地内の緑化などが取り決められ、みどり豊かな住み良い景観が形成されています。
- 工業用地は周辺地域の生活環境との調和を図るため、一定割合の緑地が整備されています。

■主なみどりの有する機能（まとめ）

主な緑地	環境保全機能				レクリエーション機能				防災機能			景観機能							
	都市緑化の骨格を形成する緑地	優れた自然を有する緑地	優れた歴史的風土を感じさせる緑地	優れた農林業地の緑地	都市の生物多様性の確保に資する緑地	都市環境の維持・改善に資する緑地	自然や歴史とのふれあいの場	日常圏におけるレクリエーションの場	広域圏におけるレクリエーションの場	ネットワークの確保	自然災害の防止・緩衝	避難体系	災害に強い都市構造の形成	多様な防災活動拠点の確保	地域を代表する郷土景観	地区や住区の良好な景観	優れた景観の眺望点	ランドマークとなる場所	都市景観の創出
都市公園	街区公園			●				●			●	●							
	近隣公園			●				●			●	●							
	総合公園(中央公園)			●				●				●	●						
	運動公園(横井運動場公園)			●				●				●	●						
	風致公園(白岩寺公園)			●				●					●				●		
	都市緑地(大井川緑地)			●				●				●	●	●					
公共施設緑地	その他公園・緑地・普通公園(栃山緑道(カナナ)、田代の郷スポーツレクリエーション広場、天王山公園(桜まつり)、鶴山森林公園等)			●				●				●							
	公共施設(新庁舎東側の帯桜等)			●								●						●	
	小中学校運動場			●				●			●	●							
	街路樹			●								●							
民間施設緑地	市民農園							●				●							
	野外レクリエーション施設(スポーツ広場等)							●	●										
	社寺林(大井神社、天王神社、医王寺、巖室神社、白岩寺(花見)、遠州観音霊場 利生寺(花見)等)		●					●	●					●				●	
河川・水辺	大井川(重要湿地、鶴山の七曲り)	●	●			●	●	●		●				●					
	市街地の中小河川(伊太谷川、大代川、大津谷川桜堤防(大津谷川桜堤防桜まつり)等)			●			●	●				●							
	水辺地(野守の池、家山川の桜並木、童子沢親水公園、やまめ平、笹間川湖等)		●					●	●										
丘陵地・樹林	牧之原台地	●	●					●						●		●	●		
	市街地外縁の斜面緑地(伊太地区、岸地区、権現原地区)	●	●					●		●						●	●		
	白岩寺地区、天神原地区	●	●					●								●	●		
	市域北部の樹林地(地域森林計画対象民有林、千葉山(どうだん原)等)	●	●			●					●								
農地	農振農用地	●			●					●									
	茶園(牧之原大茶園等)				●	●								●				●	
	梅園(伊太地区梅畑(伊太梅まつり)、家山地区梅園(家山梅園梅まつり)等)				●			●	●										
文化財	史跡(島田宿大井川越遺跡(河原町桜まつり)、諏訪原城跡、愛宕塚古墳等)		●					●	●					●					
	天然記念物(種月院のナギ、井口大井八幡神社の“のたり松”、智満寺の十本スギ等)		●											●				●	
その他の緑地	新東名島田金谷インターチェンジ周辺(地区計画)															●		●	
	島田駅周辺																	●	
	建築協定を定めた住宅地															●			
	工場の緑地						●									●			

2. 課題の整理

地域においてみどりが果たす環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの機能からみた課題は以下のとおりです。

2-1. 環境保全

【みどりの現況】

- 市域を縦貫する大井川は、「鷓山（うやま）の七曲り」が県の天然記念物に指定されているほか、中流域が環境省の「重要湿地」に選定されているなど、みどりの軸として重要な環境を有しています。
- 市域の北部に位置する樹林地は、まとまりのある緑地であり、貴重な野生動物の生息地となっています。
- 市街地外縁の樹林地は、景観の眺望や土砂災害の防備、森林が安定して存続するための緩衝帯となっています。
- 島田市の特徴ある産業であり、市域に広がる茶園（茶草場）は、草地性の植物や生物多様性の確保につながる緑地となっています。
- 諏訪原城跡などの史跡周辺の緑地や天然記念物の智満寺の十本スギなどは、優れた歴史風土を感じさせるみどりとなっています。
- 都市公園や公共施設緑地、社寺林、市街地の中小河川などは、快適な生活環境を支えるとともに、都市環境の維持・改善に資するみどりとなっています。
- みどりに関する市民意識調査によると、良い自然環境で思い浮かび、伝え残していくべきみどりとして、「牧之原大茶園や田畑などの農地」「大井川周辺のみどり」等が上位にあげられています。また、市内のみどりの今後については、「健康づくりや心の安らぎの場となること」が最も多く求められています。



【みどりの課題】

- 市域全体のみどりの骨格を形成する大井川、市街地を取り囲む丘陵地等は保全が求められます。
- 市北部の森林、大井川、野守の池等の水辺地、茶園の茶草場などは、市街地の郊外に位置し、生物多様性の核となる緑地として保全が求められます。
- 市街地における生物の移動空間となる街路樹や中小河川等は、有機的なネットワークの形成が求められます。
- 公共施設や民間施設の緑地の整備など、市街地ではグリーンインフラの推進による都市環境の改善が求められます。
- 生物多様性の理解を深める機会の創出や市民、事業者、行政が協働により環境保全に向けた取組を実践することが求められます。

2-2. レクリエーション

【みどりの現況】

- 都市計画区域内の住民1人当たりの都市公園面積は約10.5㎡/人で、都市公園の設置基準（10㎡/人以上）を満たしています。
- 都市公園のうち市民が日常的に歩いて行ける街区公園の数がもっと多く、91箇所に整備されています。
- 都市公園のうち、都市計画決定している公園の供用済の面積は、約2割にとどまっています。都市計画区域内では、初倉地域に都市計画公園が整備されていない状況にあります。
- 小中学校の運動場が市民に開放されています。
- 桜の開花や紅葉の時期に、伊太梅まつり、かわね桜まつりなどのイベントが開催されています。
- みどりに関する市民意識調査によると、公園の利用状況は、「ほとんど利用しない」「たまに利用する」が約3割を占め、利用しない理由としては、「やりたいことがない」「時間がない」等があげられています。求める公園としては、健康づくりができる公園、花や緑・景観を鑑賞できる公園、休憩・休息できる公園等があげられています。みどりの維持管理への参加については、約4割がわからないと回答しています。



【みどりの課題】

- 人口減少や高齢化に対応した公園の再編、特色ある公園施設の整備・維持管理が求められます。
- 都市計画決定された公園の円滑な整備や長期間未整備となっている公園のあり方について検討することが求められます。
- 都市公園の徒歩圏外となっているエリアで、日常的に歩いて行ける公園の充実が求められます。
- 季節に応じた魅力あるイベントの開催などを活用した地域の観光振興などが求められます。
- 健康づくり、花や景観の鑑賞、休憩・休息ができるなど公園機能の充実が求められます。
- 市民、事業者、行政が協働により、公園施設の適切な維持管理を行うことが求められます。

2 - 3. 防災

【みどりの現況】

- 災害時の指定緊急避難場所として、公園や学校の運動場などが指定されています。
- 多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ、かまどスツール等を備えた公園が整備され、避難地としての機能が強化されています。
- 都市公園や河川、道路などのみどりは、浸水被害の軽減や騒音・大気汚染の防止・緩衝空間となっています。
- 工場立地に際して、騒音や火災時の延焼の防止に資する緑地の確保が定められています。



【みどりの課題】

- 災害時の避難場所・防災拠点となる公園緑地や公共施設緑地の防災機能の強化について計画的な配置が求められます。
- 市街地において、災害時における延焼遮断空間となる緑地の確保が求められます。
- 雨水流出の抑制を図る公園やレインガーデン（雨水浸透緑地帯）の整備が求められます。
- まとまりのある農用地や丘陵地のみどりは、自然災害の抑制や被害軽減に資するため、保全が求められます。
- 工場用地などについては、騒音や大気汚染の緩和などに配慮した緑地の確保が求められます。

2-4. 景観形成

【みどりの現況】

- ・大井川、茶園、市街地の社寺林、天然記念物の樹木等は地域を代表する郷土景観となっています。
- ・住宅地や工業地では、敷地内の緑化などにより、周辺との調和が図られています。
- ・白岩寺、天神原など、市街地を囲む丘陵地は、眺めの良好な眺望点となっています。
- ・緑化団体や市民の緑化の取組への支援や事業者との緑化に関する協定の締結などにより、緑化を推進しています。一方、緑化ボランティアの高齢化により放棄される花壇も発生しています。



【みどりの課題】

- 地域を特徴づける景観資源（茶園、大井川、山なみなど）の保全が求められます。
- 地域住民に親しまれている自然・歴史・文化と調和した景観（花の名所、社寺林、天然記念物の樹木など）の保全が求められます。
- 市街地を囲む斜面緑地の保全とともに、良好な景観の眺望地点の環境整備が求められます。
- 島田駅周辺や商店街など賑わいのある空間づくりに資する緑化の推進が求められます。
- 緑化活動の推進について、担い手の確保や育成が求められます。

第6章 基本理念・基本方針

1. 基本理念

みどりがあふれ 住み続けられるまち 島田

「第2次島田市総合計画」では、市の将来像を「笑顔あふれる 安心のまち 島田」と設定し、将来像に込めた思いのひとつとして、大井川に育まれた水とみどり豊かな自然環境の島田に生まれ、育ち、地域でのつながりや支え合いの中で住み続けられるまちづくりを目指しています。

また、「島田市都市計画マスタープラン」では、都市づくりの基本理念として、「成長・拡大」から連携・協働による「縮充・持続可能」な都市づくりへの転換を掲げています。

こうした本市のまちづくり計画を踏まえ、「島田市緑の基本計画」では地域に育まれた自然環境を大切に保全していくとともに、市街地においては持続可能なまちづくりにつながる緑地の整備・管理を目指します。

本市の市街地は、大井川扇状地の上流部に形成され、大井川を軸として広がる市街地と農地、それを囲む丘陵地の斜面緑地と北部の急峻な山地の広がりにより、全体としてみどりの多い景観を形成しています。これらの河川、農地、丘陵地などのみどりは、本市を特徴づける都市のみどりの骨格として保全していきます。

また、少子高齢化、地球環境問題の深刻化、災害リスクの頻発・激甚化などの社会情勢の変化に対して、快適な都市環境の創出、生物多様性の確保、防災・減災対策の強化など、グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑地の保全・整備を推進します。

さらに、住民や事業者と連携した緑地の整備・管理など、地域住民に親しまれる緑地の維持管理体制の構築を図ります。

《SDGs及びゼロカーボンシティの推進》

本市では、「島田市緑の基本計画」に基づく計画的なまちづくりを進めることで、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成及び、ゼロカーボンシティの推進につなげていきます。

本計画では、特に「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の達成に貢献していきます。



2. みどりの将来像

緑の基本計画の基本理念の実現にあたり、次のとおりみどりの将来像を定めます。

I. 都市の拠点	<p>都市の拠点は、緑の基本計画が適合する「島田市都市計画マスタープラン」の将来都市構造図で位置づけられている拠点です。</p> <p>中心拠点、地域拠点周辺においては、医療・福祉・商業といった都市機能の誘導や公共交通の充実などにより歩いて暮らせる都市づくりを推進します。また、公園・緑地や水辺の活用、都市緑化、良好な建物の景観形成などにより質の高い生活を支える都市づくりを推進します。</p> <p>【都市の拠点の凡例（島田市都市計画マスタープランより）】</p> <p> 中心拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点については、島田駅・図書館・市役所など高次の都市機能を有し、本市の中心となる拠点として位置付けます。今後も都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援施設など）の維持や充実を図り、多様な居住形態が可能となる地域として居住の誘導を行います。 <p> 地域拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点については、六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺を地域の中心となる拠点として位置付けます。今後も、都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援施設など）の維持や充実を図り、良好な居住環境を創出する地域として、居住の誘導を行います。
II. みどりのネットワーク	<p>二酸化炭素の吸収源、生物多様性確保の「中核地区」となる市域北部の森林の保全を基本としつつ、森林と市街地の「緩衝地区」となる斜面緑地や茶園などの農地の保全を図り、環境負荷を軽減します。</p> <p>市全域の『みどりの軸』である大井川の自然環境の保全を図るとともに、生物の「回廊地区（移動空間）」となる街路樹や中小河川によるみどりの軸の形成を図ります。</p> <p>また、市街地でのレクリエーションや動植物の生息生育に資する「拠点地区」となる公園や社寺林などの確保を図るとともに、公共施設用地や民有地などの緑化を促進し、快適で持続可能な都市環境の創出を図ります。</p> <p>「拠点地区」は、緑の基本計画が適合する「島田市都市計画マスタープラン」の将来都市構造図で位置づけられている観光・交流拠点、又は、緑の基本計画が整合を図る「島田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、観光・レクリエーション拠点として、位置づけられています。</p>

【みどりのネットワークの凡例】

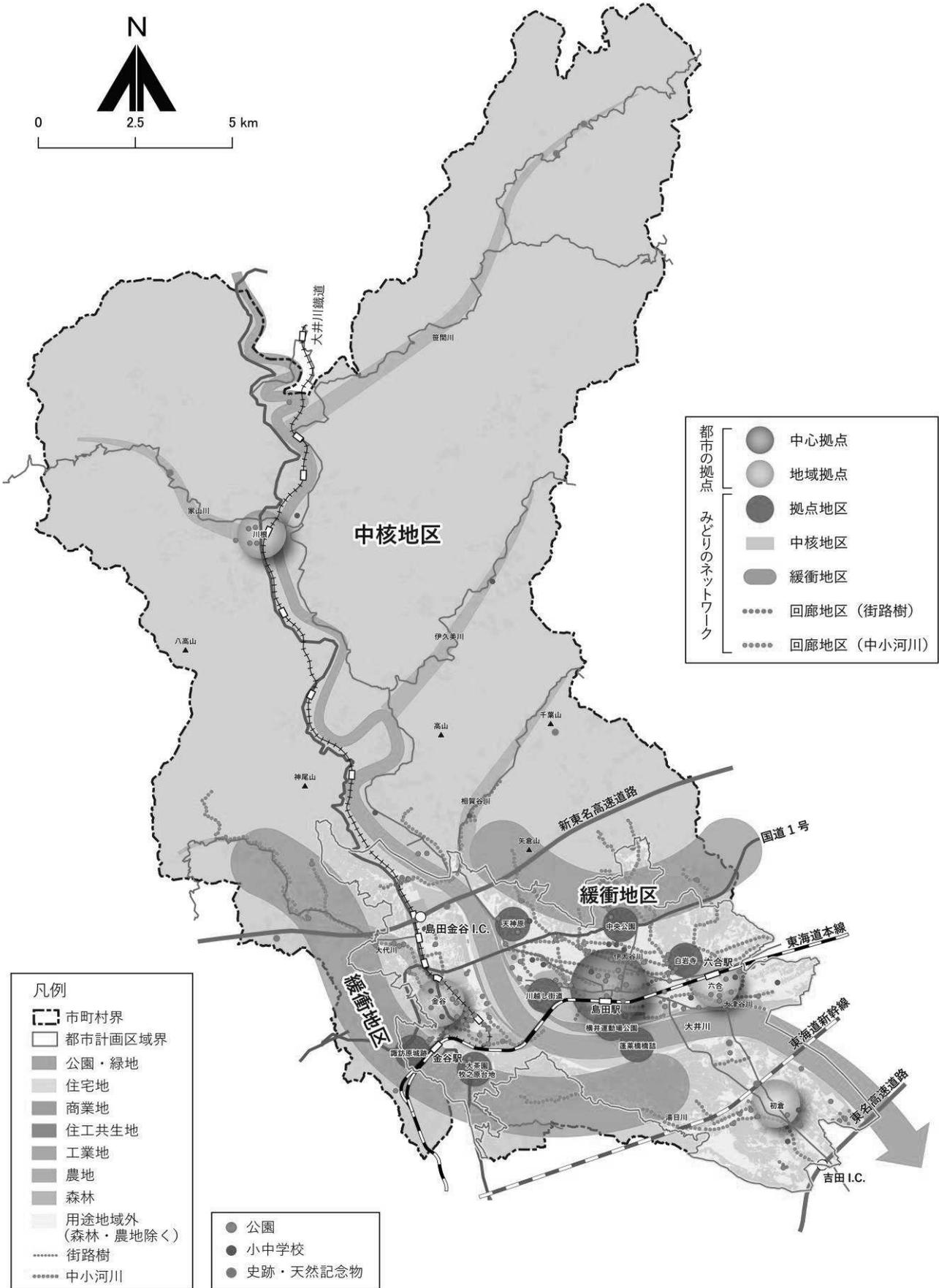
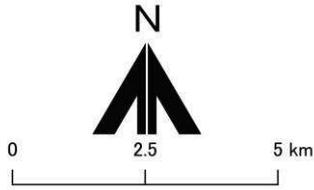
<p>中核地区</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 市域北部の森林地帯は、水源かん養や地球温暖化防止、多様な生き物の生息・生育地などの公的機能を有することから、保全を基本とした地区として位置づけます。
<p>緩衝地区</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を取り囲む斜面緑地や茶園は、森林地帯と市街地の緩衝帯となり、土砂の流出の防備や景観の形成など、保全と活用を基本とした地区として位置づけます。
<p>拠点地区</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 自然、歴史及び観光などの資源が集積する、まちのにぎわいの向上に資する観光・交流拠点においては、地域資源を生かした公園・緑地を配置する地区として位置づけます。
<p>回廊地区 (街路樹、中小河川)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地や都市公園、社寺林などの緑地を結び、生物の移動空間となる街路樹や中小河川を回廊地区として位置づけます。

参考) エコロジカルネットワークの形成 (再掲)

生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成を図る。



出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（国土交通省）

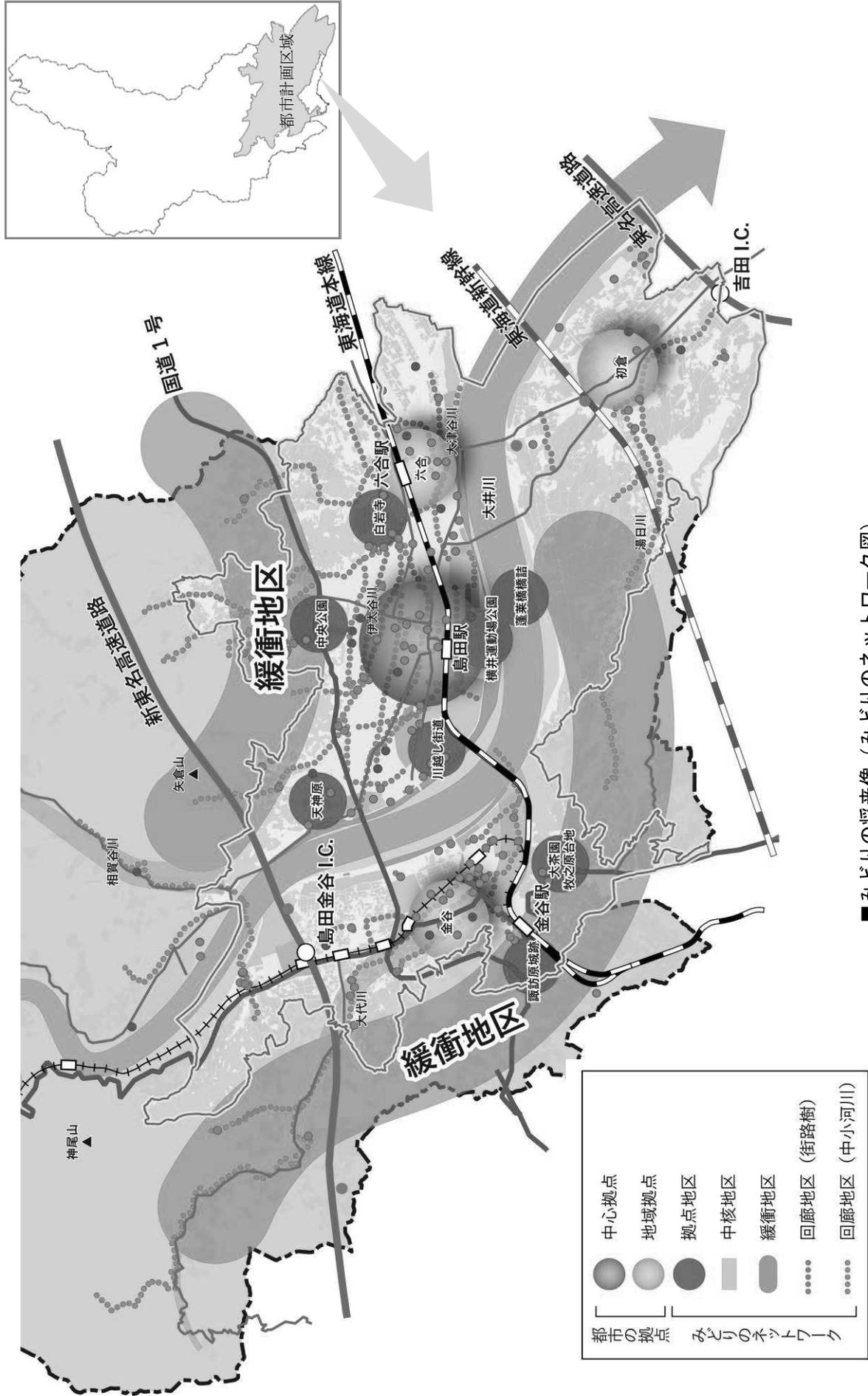


- 都市の拠点
- 中心拠点
 - 地域拠点
 - 拠点地区
 - 中核地区
 - 緩衝地区
- みどりのネットワーク
- 回廊地区 (街路樹)
 - 回廊地区 (中小河川)

- 凡例
- 市町村界
 - 都市計画区域界
 - 公園・緑地
 - 住宅地
 - 商業地
 - 住工共生地
 - 工業地
 - 農地
 - 森林
 - 用途地域外 (森林・農地除く)
 - 街路樹
 - 中小河川

- 公園
- 小中学校
- 史跡・天然記念物

■みどりの将来像図



3. 基本方針

基本理念の実現に向けた、本計画の基本方針を以下のとおり設定します。

みどりの保全の方針

■基本方針1：島田市を特徴づける緑地の保全

本市の中心を流れる大井川の周辺に広がる茶園風景や丘陵地のみどりは、本市を特徴づける都市のみどりの骨格となっていることから、まとまったみどりとしての保全を図ります。

本市の各地区に分布する社寺林や天然記念物の樹木、花の名所などの緑地は、歴史・文化に根ざした景観を形成し、地域住民の交流の場となることから、適切な保全により後世へ残して行きます。

■基本方針2：生物多様性の確保に資する緑地の保全

市域北部の樹林地、大井川中流域、茶園（茶草場）などの緑地は、本市の貴重な動植物の生息・生育地となることから、生物多様性確保に資するみどりとして保全を図ります。

公園や緑地でのレクリエーション活動やみどりの管理などを通じて、市民や事業者の自然環境や生物多様性への理解を深めます。

みどりの創出の方針

■基本方針3：グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑地の創出

都市にある緑地は、生き物の生息地、住民の憩い空間の提供、騒音・風害の影響緩和、賑わい空間の形成など、多様な機能を発揮し、グリーンインフラとして都市環境の改善に資することから、みどりの拠点又は軸となる公園や河川、道路などの緑化を図ります。

都市の緑地は、火災時の延焼防止や避難場所となることから、防災・減災機能を持った公園などの適切な配置を図ります。

農地は保水機能を持ち、丘陵地のみどりは土砂の流出や土砂崩壊の防備に資するなど、防災機能を持つことから、洪水浸水想定区域周辺の農地や斜面緑地などの樹林地の保全を図ります。

■基本方針4：住民ニーズや機能を踏まえた公園・緑地の見直し・整備

本市の都市公園の整備状況を見ると、住民1人当たりの公園面積は約10.5㎡/人と基準値を満たす整備率となっています。しかし、都市計画決定されたものの長期間未整備となっている公園や、地域間における配置のバランスに不均衡が見られます。このため、長期間未整備となっている都市計画公園については、代替機能の有無や市民ニーズを踏まえ見直し・再編を図り、維持管理の効率化に配慮した公園施設の整備を検討します。

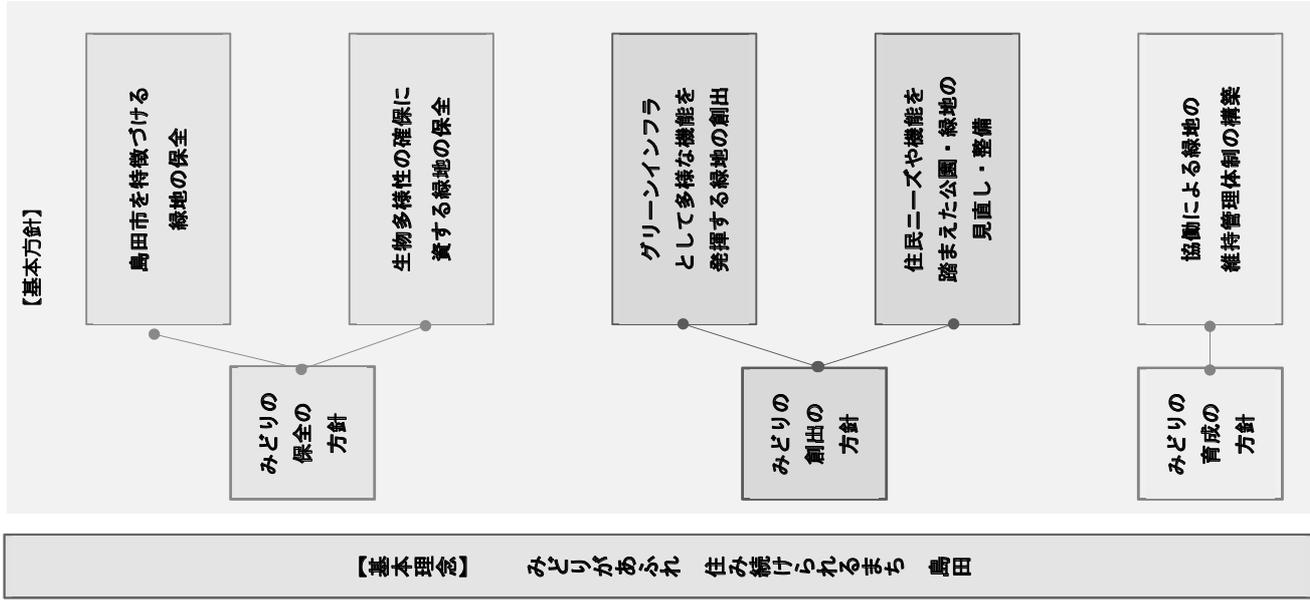
みどりの育成の方針

■基本方針5：協働による緑地の維持管理体制の構築

現在、緑化ボランティア団体や事業者との連携により、緑化や維持管理が行われていますが、住民の高齢化などにより、緑地の管理ができない状況も発生しています。このため、多様な住民参加の促進や支援により、公園の管理体制を維持していきます。

また、公園・緑地の整備に伴い、公園施設の安全性・機能性の確保を図ることが必要となることから、公園施設長寿命化計画に基づく遊具などの公園施設の適切な更新・管理を図ります。

◆緑の基本計画実施の体系



第7章 基本方針	第8章 緑地の配置方針	第9章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	
島田市を特徴づける緑地の保全	1-1(1)1) 市街地を取り囲む斜面緑地の保全	3(2) 風致地区の指定	
	1-4(1)1) 眺望景観の保全	4(3)4) 茶園(茶草場)の保全	
	1-4(1)2) 眺望景観の保全	2-1(1)5) 風致公園の維持	
	1-4(1)3) 水辺景観の保全	3(3)2) 河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進	
	1-1(2)1) 歴史的資源と一体となった緑地の保全	2-2(1)1) 地域資源を生かした公園緑地の整備	
生物多様性の確保に資する緑地の保全	1-4(1)4) 地域のランドマークとなる樹林・樹木の保全	2-2(2)2), 3(4)5) 社寺林・天然記念物、史跡の緑地の適切な維持管理の推進	
	1-4(1)5) 四季に応じた魅力ある景観の保全	3(1) 特別緑地保全地区の指定	
	1-1(1)2) 市域北部等の樹林地の保全	4(3)5) 花の名所となる緑地・緑道の魅力向上	
	1-1(1)3) 大井川等の河川の自然環境の保全	3(3)4) 民有林の保全・整備	
	1-4(1)1) 茶園景観の保全(再掲)	3(3)2) 河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進(再掲)	
グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑地の創出	1-1(3)1) 工業地への緑地の確保	4(3)4) 茶園(茶草場)の保全(再掲)	
	1-1(3)2) 富士山静岡空港の周辺に広がる樹林地の保全	2-1(2)4) グリーンインフラとしての都市公園の機能強化	
	1-1(3)3) 用途地域内の農地の保全・活用	4(3)2) 工場地の緑化の促進	
	1-3(2)3) 洪水浸水想定区域内の農地の保全	2-2(2)3) 富士山静岡空港付近の森林整備の促進	
	1-3(1)1) 遊憩地となる公園・緑地の確保	2-2(2)1) 市民農園の維持に向けた取組の推進	
	1-3(1)2) 避難路の安全確保に向けた緑地の配置	3(3)1) 農用地区域の見直しによる農用地の保全	
	1-3(2)1) 総合的な治水対策に資する緑地の保全	3(3)1) 農用地区域の見直しによる農用地の保全(再掲)	
	1-3(2)2) 崖崩れ等の自然災害を防止する緑地の保全	3(3)3) 保安林の指定による森林の保全	
	1-3(3)2) 市街地における街路樹、中小河川の配置	3(3)4) 民有林の保全・整備(再掲)	
	1-4(2) 地区や住区の美観向上のための緑地の配置	3(2) 風致地区の指定(再掲)	
住民ニーズや機能を踏まえた公園・緑地の見直し・整備	1-2(1)1) 身近なレクリエーション需要に対応した公園緑地の配置	3(3)3) 保安林の指定による森林の保全(再掲)	
	1-2(1)2) 広域的なレクリエーション需要に対応した緑地の配置	2-2(1)3) 街路樹の適切な維持管理の実施	
	1-2(1)3) 都市の拠点への公園緑地の配置	3(3)2) 河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進(再掲)	
	1-2(2)1) 自然とのふれあいの場となる緑地の配置	4(3)6) まちづくりのルールを活用した緑化の促進	
	1-2(2)2) 歴史とのふれあいの場となる緑地の配置	4(3)1) 住宅地の緑化の促進(再掲)	
	1-2(3) 都市の賑わいの場となる緑地の配置	4(1) グリーンインフラの取組の推進	
	協働による緑地の維持管理体制の構築	1-2(1)1) 身近なレクリエーション需要に対応した公園緑地の配置	2-1(1)1) 街区公園の整備推進
		1-2(1)2) 広域的なレクリエーション需要に対応した緑地の配置	2-1(1)2) 近隣公園の整備推進
		1-2(1)3) 都市の拠点への公園緑地の配置	2-1(2)2) 都市公園のユニバーサルデザイン化の推進
		1-2(2)1) 自然とのふれあいの場となる緑地の配置	2-1(3) 長期未整備となっている都市計画公園の見直し
1-2(2)2) 歴史とのふれあいの場となる緑地の配置		2-2(1)2) 小中学校の運動場の開放	
1-2(3) 都市の賑わいの場となる緑地の配置		2-1(1)3) 総合公園の魅力向上	
島田市を特徴づける緑地の保全		1-4(1)1) 眺望景観の保全	2-1(1)4) 運動公園の適切な維持管理の推進
		1-4(1)2) 眺望景観の保全	2-1(1)1) 街区公園の整備推進(再掲)
		1-4(1)3) 水辺景観の保全	2-1(1)5) 風致公園の維持(再掲)
		1-1(2)1) 歴史的資源と一体となった緑地の保全	2-1(1)6) 緑地の整備推進
	1-4(1)4) 地域のランドマークとなる樹林・樹木の保全	4(3)5) 花の名所となる緑地・緑道の魅力向上(再掲)	
	1-4(1)5) 四季に応じた魅力ある景観の保全	2-2(1)1) 地域資源を生かした公園緑地の整備(再掲)	
	1-1(1)2) 市域北部等の樹林地の保全	2-1(2)3) まちづくりの賑わい拠点としての公園機能の強化	
	1-1(1)3) 大井川等の河川の自然環境の保全	4(2) 公共施設の緑化の推進	
	1-4(1)1) 茶園景観の保全(再掲)	4(3)3) 商業空間の緑化の促進	
	1-4(1)1) 茶園景観の保全(再掲)	2-1(4)1) 公園施設の長寿命化の推進	

第7章 緑地の配置方針

1. 主要な機能別緑地の配置方針

地域の緑地が有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等のグリーンインフラとしての機能を効果的に発揮する緑地の配置方針を設定します。

1-1. 環境保全システムの緑地の配置方針

みどりの骨格形成、優れた自然・歴史的風土の確保、都市環境の改善などを目的し、以下の環境保全システムの緑地を配置します。

(1) 地域の骨格を形成する緑地の配置

1) 市街地を取り囲む斜面緑地の保全

市街地を取り囲む斜面緑地とそれと連続する樹林地については、市域北部の樹林地と市街地の「緩衝地区」として、貴重な緑地環境や自然生態系の保全を図るとともに、環境学習やレクリエーションの場としての利用を推進します。



牧之原公園から望む

出典：島田市観光協会ホームページ

2) 市域北部等の樹林地の保全

市域北部等の樹林地については、多様な動植物の生息・生育の場、水源かん養機能、二酸化炭素の吸収源、環境教育の場など、様々な地域環境の改善のための機能を有することから、森林資源の計画的な保全に努めます。

3) 大井川等の河川の自然環境の保全

本市の中央を流れる大井川は、大きな帯状の骨格となる水とみどりの自然空間としての保全を図ります。

市街地を流れる伊太谷川、大津谷川、大代川等の中小河川は、市街地での生物の移動空間として貴重な自然環境であることから、その保全に努めます。

(2) 優れた自然・歴史的風土を有する緑地の配置

1) 歴史的資源と一体となった緑地の保全

川越し街道や諏訪原城跡をはじめとする歴史資源と一体となった緑地は、伝統的・文化的な風情・景観を生かした観光資源として活用するなど、その存在価値を十分に生かして保全・整備を図ります。

智満寺の天然記念物の十本スギなど、歴史的資源を地域の財産として継承するとともに、文化・観光資源としての活用を検討します。



諏訪原城跡

出典：島田市観光協会ホームページ

(3) 都市環境の改善に資する緑地の配置

1) 適切に管理された都市公園の配置

市街地や集落などに整備されている都市公園は、適切に管理され、快適な生活環境を支える緑地となっていることから、計画的な整備・維持管理に努めます。

2) 工業地への緑地の確保

新東名高速道路等の幹線道路沿い及び大井川沿いの工場周辺、居住地域と接する工業系の地域については、工場周辺の環境の保全を図る緑地の整備を促進します。

3) 富士山静岡空港の周辺に広がる樹林地の保全

富士山静岡空港周辺に広がる樹林地は、集落地との緩衝機能や環境保全機能を持つことから維持・保全に努めます。

4) 用途地域内の農地の保全・活用

用途地域内の農地については、農産物の生産のほか、環境保全機能、防災機能など都市環境の改善に資する多様な機能を有していることから、計画的な保全・活用に努めます。

1-2. レクリエーション系統の緑地の配置方針

地域住民の日常的な憩いや健康づくり、自然や歴史とのふれあいなどを目指し、以下のレクリエーション系統の緑地を配置します。

(1) 多様なレクリエーション需要へ対応した緑地の配置

1) 身近なレクリエーション需要に対応した公園緑地の配置

市民の公園・緑地に関するニーズを把握し、街区公園や近隣公園、児童遊園など、市民が身近に利用でき、親しまれる公園等を適切に配置します。

小中学校のグラウンドは、児童・生徒の遊び場として今後とも開放していきます。

2) 広域的なレクリエーション需要に対応した緑地の配置

市街地での自然豊かなスポーツレクリエーション地として、中央公園、横井運動場公園及び伊太谷川沿岸公園を配置します。

市を代表する中央公園は整備率が約3割にとどまっていることから、適切な維持管理を行いつつ、引き続き公園機能の充実を図っていきます。



ばらの丘公園

出典：島田市観光協会ホームページ

3) 都市の拠点への公園緑地の配置

島田駅や市役所、図書館など高次の都市機能を有する中心市街地においては、街路、公園・緑地、緑化された公共公益施設や民間建築物を利活用し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを創出します。

六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺の「地域拠点」においては、市民ニーズを踏まえた公園のあり方や民間による柔軟な利活用が図られた、地域住民の憩いの場となる公園の配置を検討します。

(2) 自然や歴史とのふれあいの場となる緑地の配置

1) 自然とのふれあいの場となる緑地の配置

自然環境を生かしたレクリエーション地として、市街地周辺の眺望地である白岩寺、天神原に公園を配置します。

地域内に在る自然・歴史資源などをつなぐ散策コースや大津谷川を軸に中央公園と千葉山を巡るコース、河川沿いの桜並木など、歩いて楽しい散策コースの配置に取り組みます。

荒廃農地対策として整備された市民農園を維持していきます。



大津谷川桜堤防

出典：島田市観光協会ホームページ

2) 歴史とのふれあいの場となる緑地の配置

大井神社、白岩寺等の社寺の周辺には広場、緑道を配置し、社寺めぐりなど歴史とふれあえる散策ルートを形成します。

景観重点地区に指定された川越し街道周辺地区は、史跡の保護、緑地の保全を図りつつ、にぎわいの創出にむけた整備に取り組みます。

(3) 都市の賑わいの場となる緑地の配置

公共施設が集積する中心市街地などは、居心地の良い魅力的な都市空間の創出について検討します。

1-3. 防災システムの緑地の配置方針

避難地、避難路や自然災害の防止・緩衝としての安全性の確保などを旨し、以下の防災システムの緑地を配置します。

(1) 避難地・避難路となる緑地の配置

1) 避難地となる公園・緑地の確保

災害時の避難地となる公園や緑地については、地域防災計画との調整を図りながら、周辺の緑化を推進するとともに、多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ等を整備し、避難地としての機能を強化します。



防災トイレ（向島町公園）

出典：島田市

2) 避難路の安全確保に向けた緑地の配置

建物の密集する市街地においては、道路沿いの緑化（ブロック塀の倒壊防止）を促進するなど、地域防災計画との調整を図りながら、避難路の安全確保に向けた取組を推進します。

(2) 自然災害の防止・緩衝に資する緑地の配置

1) 総合的な治水対策に資する緑地の保全

流域における水循環系の保全と流出の抑制を図る総合的な治水対策を推進するため、森林、農地等の緑地の保全を図ります。

2) 崖崩れ等の自然災害を防止する緑地の保全

本市は、三方を山で囲まれた平坦な低地に市街地が形成されており、集中豪雨時において水害のおそれがあることから、市街地外縁の集水域に分布する樹林地について「島田市森林整備計画」に基づき、計画的な保全・整備を推進します。

3) 洪水浸水想定区域内の農地の保全

洪水浸水想定区域内の農地については、農産物の生産のほか、優れた貯水機能、災害時の防災空間としての活用など多様な防災機能を有していることから、「島田市農業振興地域整備計画」に基づき、計画的な保全・振興を図ります。

(3) 都市の災害の防止・緩衝に資する緑地の配置

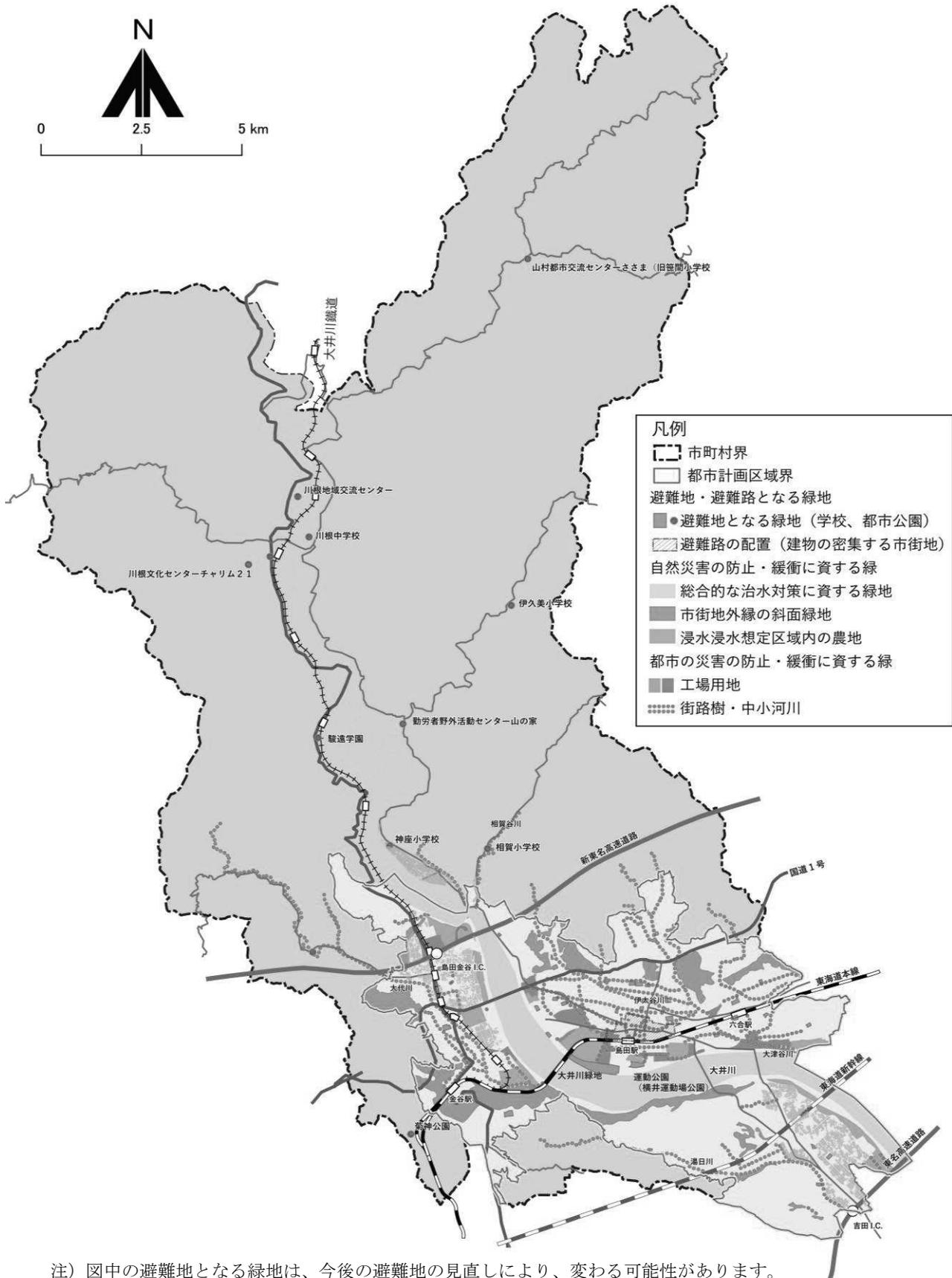
1) 工業地への緑地の確保（再掲）

新東名高速道路等の幹線道路沿い及び大井川沿いの工場周辺、居住地域と接する工業系の地域については、工場周辺の環境の保全を図る緑地の整備を促進します。

2) 市街地における街路樹、中小河川の配置

街路樹は、地震時の家屋倒壊防止や火災時の熱吸収・低減による延焼防止効果等の防災機能などを有することから、適切な維持管理に努めます。

市街地の中小河川は、火災の延焼防止に資する機能を有する一方、洪水による浸水被害も想定されることから、適切な維持管理に努めます。



■防災システムの緑地配置計画図

1-4. 景観系統の緑地の配置方針

地域を代表する郷土景観を構成するみどりのほか、文化財と一体となった樹林地など、美観の向上などを目指し、以下の景観系統の緑地を配置します。

(1) 郷土景観を構成する緑地の配置

1) 茶園景観の保全

牧之原台地に広がる茶園及び斜面樹林地などは、本市を特色づける重要な景観要素の一つであることから、その保全に努めます。



茶園景観

出典：島田市観光協会ホームページ

2) 眺望景観の保全

市街地を囲む眺めの良好な斜面緑地である白岩寺、天神原については、眺望場所として、公園等の整備を図ります。

3) 水辺景観の保全

市民生活にうるおいと安らぎを与えている大井川の美しい景観を保全します。



鵜山の七曲り（大井川）

出典：島田市観光協会ホームページ

4) 地域のランドマークとなる樹林・樹木の保全

市街地内に残された貴重な緑地である社寺林や市が所有する指定文化財の大木等は、枝払いなどの適切な管理により、保全に努めます。

5) 四季に応じた魅力ある景観の保全

桜の開花や紅葉の時期に開催されている季節毎のイベントなどで、地域住民に親しまれている花の名所（桜並木など）の保全に努めます。

(2) 地区や住区の美観向上のための緑地の配置

地区計画制度等を活用して、一体的なまちづくりを行う地区においては、地区の課題や目標・方針等に基づき、緑地の保全や緑化についてのルールを設けて、良好な住環境の創出に努めます。

2. 総合的な緑地の配置方針

主要機能別の計画に基づき、総合的な緑地の配置を行います。

(1) 骨格的緑地の配置

地域のみどりの骨格として、将来においても重要である緑地として、市域北部の樹林地と市街地を取り囲む斜面緑地、大井川を位置づけ保全します。

(2) 重要な緑地の配置

環境保全、レクリエーション活用、防災、景観の機能を持つ緑地のうち、広域的レベルや地域レベルの視点から、重要な緑地を位置づけ、保全・整備の対象として配置します。

- 環境保全上重要な緑地（大井川、市域北部の樹林地）
- 重要なレクリエーション拠点（中央公園、横井運動場公園）
- 防災上重要な緑地（伊太、白岩寺、岸、権現原、牧之原台地北斜面等の斜面緑地）
- 重要な景観形成拠点（茶園）
- 風致公園（白岩寺、天神原）
- 特別緑地保全地区（大井神社、白岩寺、天王神社、医王寺、巖室神社の社寺林）

(3) 緑地等の均衡ある配置

市街地の緑地の充足度などに配慮し、都市公園、施設緑地の均衡ある配置を図るため、公園の不足地域の解消に努めます。

- 公園の不足地域
- 中心拠点（島田市中心市街地）
- 地域拠点（六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺）

(4) みどりのネットワークの形成

骨格的緑地や中継点となる都市公園、社寺林などの緑地が有機的にネットワークを形成するよう、河川や道路、住宅地におけるみどりの保全や創出、適切な管理を図ります。

第8章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 計画の目標水準

1-1. 緑地の確保目標水準

計画対象区域は、都市計画区域（5,762ha）とします。

■都市計画区域

都市計画区域	都市計画区域名
島田市の一部	島田都市計画区域（5,762ha）

出典：令和4年度島田市都市計画のあらまし

目標年次（2040年（令和22年））において確保すべき緑地の水準として、都市計画区域に対する割合を次のとおり設定します。

■目標年次における緑地確保目標量（都市計画区域）

項目	現況 2022年（令和4年）	目標年次 2040年（令和22年）
割合（B/A）	46.0%	48.3%
区域面積（A）	5,762ha	5,762ha
緑地面積（B）	約2,652.2ha	約2,784.9ha

※緑地面積は、施設・地域制緑地の重複を除く

1-2. 緑化の目標

緑の基本計画における緑の将来像や基本方針の達成状況を把握するため、以下の目標値を設定しました。

■緑化の目標

目標	現状値 2022年（令和4年）	目標値 2040年（令和22年）
未整備の都市計画公園の開園面積割合	18.8%	36.7%

2. 施設緑地の整備目標・整備方策

2-1. 都市公園の整備及び管理の方針

(1) 都市公園の整備方針

公園・緑地については、都市公園法に基づく公園の役割や規模に応じ、優先度を明らかにしつつ整備を推進します。

1) 街区公園の整備推進

公園緑地のカバー率を基に、公園が不足する地域については新たな公園の創出について検討します。

また、初倉地域については旧みどり幼稚園の跡地を公園用地として整備を推進します。

2) 近隣公園の整備推進

元島田公園は未整備部分の中長期的な整備を検討します。

3) 総合公園の魅力向上

中央公園については、市民ニーズを把握し、遊具・トイレ・駐車場などの充実を図りつつ、多目的な活動に対応したスポーツレクリエーション拠点としての整備を進めるとともに、防災機能の充実、施設の長寿命化を図ります。また、民間による柔軟な利活用により、魅力が向上する取組を検討します。

伊太谷川沿岸公園は、計画区域内に多くの住宅等の土地利用がされている。このため、実状に即した土地利用を図るため、計画の変更に向けて地域との合意形成を図ります。

4) 運動公園の適切な維持管理の推進

横井運動場公園は、市民の身近なスポーツレクリエーションの場として、適切な維持管理に努めます。

5) 風致公園の維持

市街地周辺の眺望場所である白岩寺公園や天神原公園は風致公園として適切に維持を図ります。

6) 緑地の整備推進

大井川緑地等を含め、緑地としての機能の充実が図られるように整備を推進します。

(2) 都市公園の機能の強化

1) 都市公園の防災機能の強化

災害時に避難地となる公園の整備に際しては、地域防災計画と整合を図りながら多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ、かまどスツール等の整備を目指します。

2) 都市公園のユニバーサルデザイン化の推進

市民の憩いの場、子どもの安全な遊び場、災害時の避難地といった都市公園の役割を維持・充実させるため、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすくなる施設整備を目指します。

3) まちづくりの賑わい拠点としての公園機能の強化

都市の中心拠点や地域拠点に位置する公園では、地域イベントや交流活動など、まちづくりやまち歩きの拠点として積極的に活用できる公園機能の強化を図ります。



駅前緑地（サンカク公園）

出典：受託者撮影

4) グリーンインフラとしての都市公園の機能強化

市街地での都市公園の整備に際しては、遮熱性舗装や浸透ますの設置による遮熱対策や雨水流出の抑制、公共公益施設や水辺空間と一体となった公園整備によるまちの回遊性や憩い空間の創出など、多面的な機能の発揮に取り組みます。

(3) 長期間未整備となっている都市計画公園の見直し

長期間未整備となっている都市計画公園については、公園機能の必要性、代替機能の有無などや現状の土地利用の状況などを踏まえ、「存続」「計画の変更」「廃止」に向けた見直しを行います。

<長期間未整備となっている都市計画公園>

- ・伊太谷川沿岸公園
- ・南町公園
- ・七丁目公園
- ・大井川公園
- ・かなや大井川緑地
- ・白岩寺公園

(4) 都市公園の管理方針

1) 公園施設の長寿命化の推進

公園においては、老朽化した施設の改修等により快適な環境の維持に努めていくとともに、遊具等の安全点検により公園施設の長寿命化を推進します。

2) 地域住民や民間事業者と連携した公園の管理体制の構築

都市公園の整備に際しては、住民説明会やワークショップ等により住民ニーズを踏まえた公園のあり方を検討するとともに、検討経緯による地域とのつながりを通じて、「公園愛護会」の設立を促し、除草や補修など市民と連携した日常の維持管理体制の構築を目指します。

都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園整備に際して、民間の事業者を公募し選定する公募型設置管理制度(Park-PFI)の活用の可能性について調査検討します。

■都市公園の整備目標

種別		現況 2022年(令和4年)		目標年次 2040年(令和22年)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園		99	36.80	100	37.80
住区基幹公園	街区公園	91	13.80	92	14.20
	近隣公園	4	3.70	4	4.30
	地区公園	—	—	—	—
都市基幹公園	総合公園	2	10.50	2	10.50
	運動公園	1	8.60	1	8.60
特殊公園	風致公園	1	0.20	1	0.20
緑地		25	55.89	25	118.69
合計		124	92.69	125	156.49

出典：島田市資料、令和4年4月末日現在

■都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1カ所あたり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区あたり1カ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所あたり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1カ所あたり面積4haを標準として配置する。

種類	種別	内容
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所あたり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所あたり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1カ所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1カ所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。

出典：国土交通省（公園とみどり）HP

■未整備の都市計画公園の整備目標（単位：ha）

種別	公園名称	都市計画 決定面積	現況 2022年 (令和4年)	整備目標 2040年 (令和22年)	緑の基本計 画上の増減
街区公園	横井公園	0.59	0.00	0.00	0.00
近隣公園	南町公園	1.5	0.00	0.00	0.00
〃	七丁目公園	1.8	0.10	0.10	0.00
〃	元島田公園	1.9	1.30	1.90	0.60
〃	大井川公園	3.8	0.80	0.80	0.00
総合公園	伊太谷川沿岸公園	18.3	0.20	0.20	0.00
〃	中央公園	34.3	10.30	10.3	0.00
運動公園	横井運動場公園	9.9	8.60	8.60	0.00
風致公園	天神原公園	10.5	0.00	0.00	0.00
〃	白岩寺公園	23.2	0.20	0.20	0.00
緑地	大井川緑地	97.0	34.20	97.00	62.80
〃	かなや大井川緑地	153.0	11.30	11.30	0.00
計		355.79	67.00	130.40	63.40

出典：島田市資料、令和4年4月末現在

■新規都市公園の整備目標（単位：ha）

種別	公園	現況2022年 (令和4年)	整備目標2040年 (令和22年)	緑の基本計画上 の増減
街区公園	旧みどり幼稚園跡地	0.00	0.40	0.40

2-2. 都市公園を除く施設緑地の整備目標・整備方策

(1) 公共施設緑地

1) 地域資源を生かした公園緑地の整備

本市の豊かな歴史資源を活用した拠点となる蓬萊橋、川越し街道、諏訪原城跡周辺においては、歴史資源と一体となった公園・緑地の整備、保全に努めます。

<蓬萊橋憩いと賑わいの場整備事業>



出典：島田市

<川越し街道賑わい創出事業>

史跡は大井川川越遺跡整備基本計画に基づき整備を行い、私有地は民間事業者の活力を生かし整備を推進。



出典：島田市観光協会ホームページ

2) 小中学校の運動場の開放

小中学校の運動場は、児童・生徒のための自由に多様に使用できる空間であるとともに、災害時の避難地やスポーツレクリエーション等の交流の場として地域に開放します。

3) 街路樹の適切な維持管理の実施

市が管理する街路樹は、生態系や周辺環境への影響を考慮しながら、剪定による管理を行い、良好な街路景観を形成します。

植栽整備から一定の年数が経過した老木や大木化した街路樹のうち、点検・診断により、危険木と判定された樹木については、適切な更新（伐採及び再植栽）や撤去を進めます。

住宅地内の地区幹線道路などについては、「はなみずき通り」など市民に親しまれる道路の愛称づけや市民参加による街路樹の維持管理を進め、快適な沿道景観の形成を図ります。



市道 扇町祇園線

出典：島田市

(2) 民間施設緑地

1) 市民農園の維持に向けた取組の推進

市民に開放されている市民農園は、都市でみどりとふれあえる貴重なまとまった緑地であることから、利用に向けた情報発信等に努めます。

2) 社寺林・天然記念物の適切な維持管理の推進

市街地内に残された貴重な緑地である社寺林や天然記念物の大木は、枝払いなどの適切な管理により、保全に努めます。



島田市阪本農園

出典：島田市

3) 富士山静岡空港付近の森林整備の促進

富士山静岡空港付近の森林は航空機などの騒音等の緩衝帯としての役割が大きいことから環境保全のための整備を促進します。

3. 地域制緑地の保全目標・保全活用の方針

(1) 特別緑地保全地区の指定

大井神社、白岩寺、天王神社、医王寺、巖室神社の周辺地域等の市街地内に残された貴重な緑地である社寺林については、永続的な保存に努めるため、特別緑地保全地区の指定を検討します。



大井神社



天王神社

出典：島田市観光協会ホームページ

(2) 風致地区の指定

伊太、白岩寺、岸、権現原、牧之原台地北斜面等の市街地外縁の斜面緑地は、みどりの骨格を形成し、無秩序な市街化や自然災害を防止する機能を有することから、風致地区の指定を検討し、適切な保全を図ります。

(3) その他法によるもの

農用地区域、河川区域、保安林、地域森林計画対象民有林、史跡・天然記念物は、基本法に基づき保全に努めます。

1) 農用地区域の見直しによる農用地の保全

農用地区域については、農業振興地域整備法に基づき定期的に見直しを行い、荒廃農地の発生の防止など、農用地の保全に努めます。

2) 河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進

市民生活にうるおいと安らぎを与えている大井川の計画的な改修と河川・緑地の多面的活用について、国に働きかけます。

大津谷川については、水量の確保及び水質の浄化に努め、多自然工法を活用した生物にもやさしい環境を形成するとともに、親水護岸など水に親しめる空間づくりを図ります。

3) 保安林の指定による森林の保全

保安林は森林の持つ公益的機能の維持増進のため森林法に基づき国県において指定し、水源のかん養や土砂流出防備に努めます。

4) 民有林の保全・整備

森林法に定義される民有林の保全・整備等については、森林法に基づく島田市森林整備計画において実施していきます。

5) 史跡・天然記念物の緑地の適切な維持管理

史跡・天然記念物等の文化財で緑地として捉えるものは、文化財と一体となって、緑地の保全、適切な管理に努めます。

■法による地域制緑地の整備目標（単位：ha）

種別	現況	目標年次 2040年(令和22年)
特別緑地保全地区	—	7.9
風致地区	—	665.0
農用地区域	1,438.9	1,438.9
河川区域	1,056.0	1,056.0
保安林	117.4	117.4
地域森林計画対象民有林	907.3	907.3
史跡・天然記念物	23.7	23.7
地域制緑地間の重複	1,071.7	1,612.8
地域制緑地計	2,471.6	2,603.4

出典：現況は平成28年都市計画基礎調査

■特別緑地保全地区の指定（単位：ha）

名 称	目標年次 2040年(令和22年)
大井神社	1.6
白岩寺	1.8
天王神社	1.1
医王寺	2.5
巖室神社	0.9
5か所	7.9

■風致地区の指定（単位：ha）

名 称	目標年次 2040年(令和22年)
伊太1	32.6
伊太2	47.4
西野田	18.5
白岩寺	69.7
岸	41.2
権現原	83.0
阪本	21.6
湯日川	9.6
岡田	4.9
牛尾山	27.0
横岡番生寺	82.0
牧之原台地北斜面	227.5
12か所	665.0

■特別緑地保全地区制度

項目	制度の概要
目的	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。
根拠法	都市緑地法第12条
指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ○次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
指定主体	特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行います。
制限される行為	<p>特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）の許可が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など
土地の買入	<p>土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。</p> <p>この場合、市町村、都道府県あるいは緑地管理機構がその土地を買入れます。地方公共団体は、土地の買入れ費用や買入れた土地の保全利用にあたり必要な施設の整備費用について、国の社会資本整備総合交付金を活用することができます。</p>
指定のメリット	<p>特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・相続税：山林及び原野については8割評価減となります。 ・固定資産税が最大1/2まで減免されます。 ○建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができます（都市緑地法第17条）。譲渡所得には2,000万円の控除が適用されます。 ○管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。 ○市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。

出典：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課HP

■風致地区制度

項 目	制度の概要
目的	<p>風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区です。</p> <p>「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。</p>
根拠法	都市計画法第8条第1項第7号
指定主体	<p>風致地区は、10ha以上は都道府県・政令市が、10ha未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしています。</p>
制限される行為	<p>風致政令における行為規制の内容は以下のとおりであり、許可が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） ・ 建築物等の色彩の変更 ・ 宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） ・ 水面の埋立て又は干拓 ・ 木竹の伐採 ・ 土石の類の採取 ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

出典：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課HP

4. 都市緑化の目標・推進方針

(1) グリーンインフラの取組の推進

市街地においては、協働による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化、緑化施設の整備など、戦略的なみどりや水のネットワークの形成を行い、都市型水害対策や都市の快適性・生産性向上等を図ります。

立地適正化計画に定める居住誘導区域以外の区域について、中長期的に発生する低未利用地をグリーンインフラとして位置づけ、緑地や農地等として活用に取り組みます。

<グリーンインフラとしての活用のイメージ>

◆低未利用地を地域の「みどり」として管理・活用



←低未利用地を広場として地域の子どもの遊び場等として活用

ボランティア団体等が低未利用地をみどりに親しむ場として管理し、一般公開する地域の庭として登録



出典：グリーンインフラの事例（国土交通省、令和元年7月）

(2) 公共公益施設の緑化の推進

公共公益施設の整備に際しては、施設の敷地や建築物の緑化を進め、遮熱対策や雨水流出の抑制、景観の向上など、グリーンインフラとしての効果の発揮に努めます。

市街地では、道路を始め公共公益施設単独で緑化スペースを生み出すには限界があります。このため、面整備や都市施設整備、建替等の機会を活用し、道路境界部の緑化や特色のあるシンボルツリーの植栽などにより、緑化に努めます。

公共公益施設へのグリーンカーテンの設置を促進するとともに、市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援します。

<島田市役所新庁舎>

- ・南側の前面道路に対して市民の憩いの場や緑地帯をつくり、まちの回遊性を演出。
- ・市のシンボル「帯桜」の緑地帯は再整備、保全を行い、市民に親しまれるランドスケープデザインでまちづくりに貢献。



(3) 民有地の緑化の目標及び推進方針

1) 住宅地の緑化の促進

大規模な住宅地の開発がされる場合などは、必要に応じて地区計画や建築協定、景観協定などの導入を検討し、緑化や緑地の保全を図り良好な住環境の維持を図ります。

みどり豊かなまちづくりを推進するとともに、地震時のコンクリート塀の倒壊による被害の減少を図るため、生け垣づくり補助金制度により、住宅用地など民間の敷地外周の生け垣の整備に対する補助を積極的に進めます。

2) 工場地の緑化の促進

新たに工場等の立地が計画された場合は、地域の環境保全が図られるよう、事業者には緑地の設置を促進します。

3) 商業空間の緑化の促進

島田駅を中心とした中心市街地などの商業地では、商業施設や店舗などのスペースを有効活用して、花やみどりによる彩りとうるおいある空間の創出を促進します。



駅前広場の芝生化
駅前緑地（サンカク公園）

出典：島田市

4) 茶園（茶草場）の保全

大井川右岸に見られる茶園は、島田市の特徴的な景観を形成し、生物多様性にも資することから、茶園と周辺の茶草場の保全に努めます。

5) 花の名所となる緑地・緑道の魅力向上

花の名所ともなっている柘山緑道、大代川堤防桜植栽地などの緑道や緑地は、四季の豊かな景観を楽しむことのできる憩いの場として、適切な維持管理に努めます。

6) まちづくりのルールを活用した緑化の促進

大規模な住宅地の開発がされる場合などは、必要に応じて地区計画や建築協定、景観協定などの導入を検討し、緑化や緑地の保全を図り良好な住環境の維持を図ります。

(4) 市民の参加協力などの推進方針

1) 市民による緑化・美化活動の支援

花とみどりで彩られた都市空間を創出するため、島田市緑化推進事業補助金の活用などを進め、花の会による季節ごとの植え付け作業など、市民の緑化活動について支援します。

地域住民に愛される公園の維持管理を図るため、公園愛護会の募集と共に、公園愛護会の活動への報奨金や消耗品の提供などの支援を進めます。「公園愛護デー」を通じて、公園愛護会の美化活動の普及を図ります。

市民・事業者による環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録し、活動内容を広く市民に情報発信するなど、活動を支援します。



公園愛護会（往還下公園）

出典：島田市

2) 市民との協働による河川の水環境・景観の保全

大津谷川など河川沿いの桜並木については、市民との協働により適切な維持管理に努め、市民に親しまれる景観形成を図ります。また、河川愛護団体への支援などにより、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。

3) みどりのイベントの開催

緑化活動の推進や市民の緑化意識の向上を目的に、桜、バラなど花の祭りの開催を支援します。

全国バラ制定都市会議（バラサミット）への参加や、国・県が主催する緑化フェアなどのイベントの誘致を図っていきます。

4) 学校などにおける環境教育の推進

学校におけるグリーンカーテンの設置や小中学生を対象にしたアース・キッズ事業、夏休み親子環境学習講座などを通じて、自然体験活動や環境教育の推進などに努めます。



緑のカーテン（五和小学校）

出典：五和小学校ホームページ

5) みどりのコンクール、表彰の実施

緑化活動に関わっている人々にとって、その実績が評価されることは励みになります。市内の緑化団体に対して、国や県主催のみどりのコンクールや表彰の募集を案内するなど、活動意欲を高めていきます。

第9章 緑化重点地区・保全配慮地区

1. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、都市緑地法において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として定められています。

（都市緑地法運用指針）

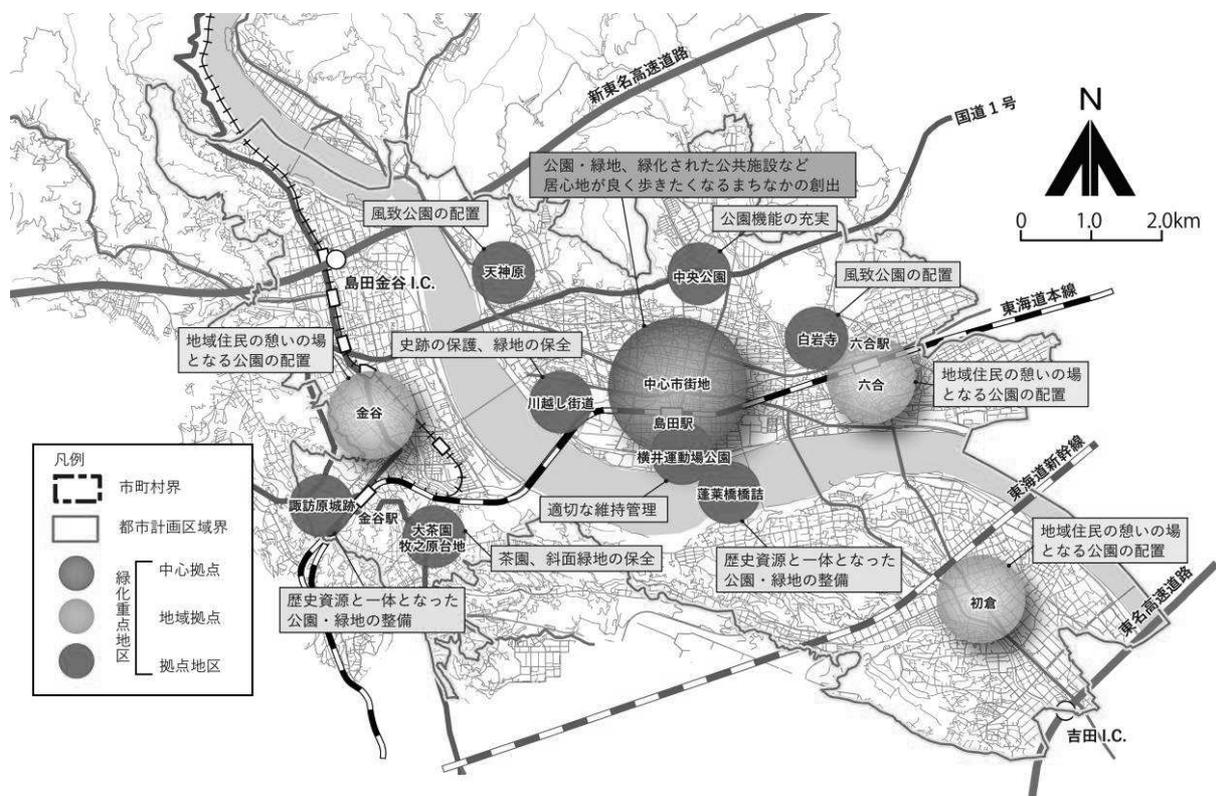
- 駅前等都市のシンボルとなる地区
- 緑が少ない住宅地
- 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区 等

市のみどりの将来像における中心拠点、地域拠点、拠点地区及び公園の不足する地域において、重点的に緑化の推進を図ります。

■緑化重点地区

緑化重点地区		緑化の推進方針
みどりの将来像 I. 都市の拠点	中心拠点（島田市中心市街地）	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市都市計画マスタープランにおいて、島田駅・図書館・市役所など高次の都市機能を有し、本市の中心となる拠点として位置付けられている。 ・島田駅や市役所、図書館など高次の都市機能を有する中心市街地においては、街路、公園・緑地、緑化された公共公益施設や民間建築物を利活用し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを創出する。
	地域拠点（六合・初倉・金谷の公民館周辺） ※都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市都市計画マスタープランにおいて、今後も、都市機能の維持や充実を図り、良好な居住環境を創出する地域として位置づけられている。 ・地域拠点においては、市民ニーズを踏まえた公園のあり方や民間による柔軟な利活用が図られた、地域住民の憩いの場となる公園の配置を検討する。
みどりの将来像 II. みどりのネットワーク	拠点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの拠点地区においては、地区の資源や景観などを生かした緑化に努める。 ◇ 白岩寺・天神原においては、自然環境を生かしたレクリエーション地として、風致公園を配置する。また、白岩寺等の社寺の周辺には広場、緑道を配置し、社寺めぐり

	<p>など歴史とふれあえる散策ルートを形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中央公園は、整備率が約3割にとどまっていることから、適切な維持管理を行いつつ、引き続き公園機能の充実を図っていく。 ◇ 横井運動場公園は、市民の身近なスポーツレクリエーションの場として、適切な維持管理に努める。 ◇ 川越し街道周辺地区は、景観重点地区に指定されており、大井川川越遺跡整備基本計画に基づき、史跡の保護、緑地の保全を図りつつ、民有地は民間事業者の活力を生かし、にぎわいの創出にむけた整備に取り組む。 ◇ 蓬萊橋橋詰、諏訪原城跡周辺は、本市の豊かな歴史資源と一体となった公園・緑地の整備、保全に努める。 ◇ 大茶園及び牧之原台地に広がる斜面樹林地などは、本市を特色づける重要な景観要素の一つであることから、その保全に努める。
公園の不足する地域	<p>・「島田市立地適正化計画」における居住誘導区域内においては、公園緑地のカバー率を基に、不足する地域に公園の配置を検討する。</p>



■緑化重点地区位置図

2. 保全配慮地区の設定

保全配慮地区は、都市緑地法において「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として定められています。

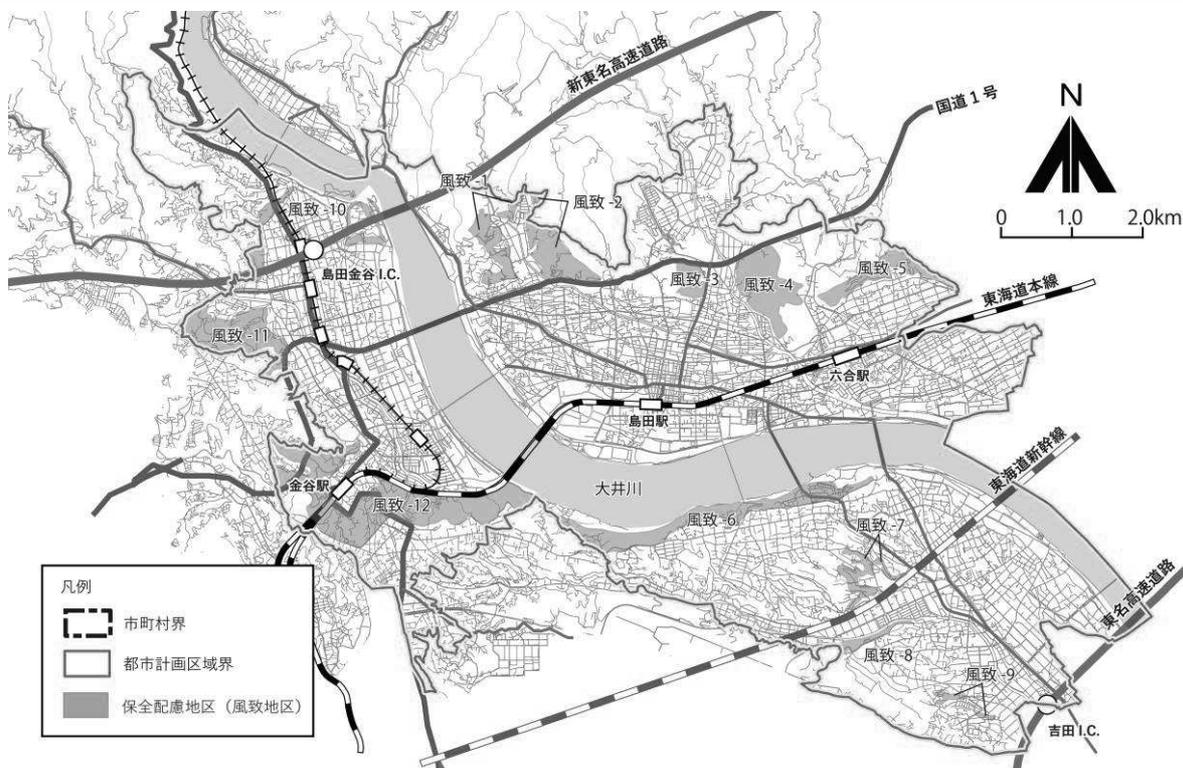
(都市緑地法運用指針)

- 風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区

市のみどりの将来像における緩衝地区において、重点的に緑地の保全を図ります。

■保全配慮地区

保全配慮地区		保全配慮の方針
みどりの将来像 Ⅱ. みどりの ネットワーク	緩衝地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を取り囲む斜面緑地とそれと連続する樹林地については、市域北部の樹林地と市街地の「緩衝地区」として、貴重な緑地環境や自然生態系の保全を図るとともに、環境学習やレクリエーションの場としての利用を推進する。 ◇ 伊太、白岩寺、岸、権現原、牧之原台地北斜面等の市街地外縁の斜面緑地は、みどりの骨格を形成し、無秩序な市街化や自然災害を防止する機能を有することから、風致地区の指定を検討し、適切な保全を図る。



■保全配慮地区位置図

第 10 章 計画の実現に向けて

1. 住民、事業者、行政の役割

本計画の基本理念の実現に向け、連携・協働により、みどりがあふれ住み続けられるまちづくりを推進していくための、市民、事業者、行政の役割や進行管理の基本的な考え方を示します。

(1) 住民・事業者の役割

住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方自治体が都市緑地法の目的を達成するために行う措置に協力が求められます。

また、事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方自治体が都市緑地法の目的を達成するために行う措置に協力が求められます。

<市民・事業者の役割（例）>

- ・公園愛護会の活動や都市緑化の自発的な取組に主体的に参加するなど
- ・島田市工場立地法に関する準則を定める条例の規定による緑地面積率及び環境施設面積率を確保するなど

(2) 行政の役割

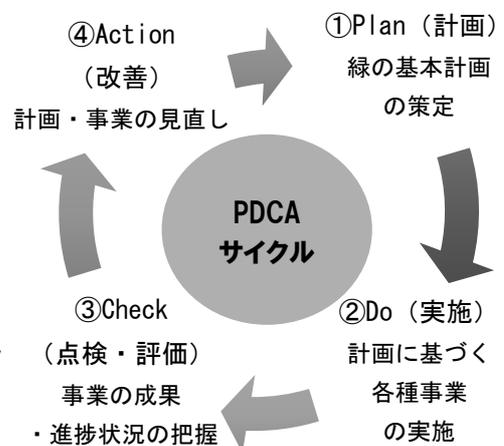
国及び地方自治体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければなりません。

また、市は緑の基本計画で示したみどりの将来像の実現に向け、社会情勢を踏まえつつ、必要に応じて基本計画の修正等を行います。

さらに、各種個別施策の主体としての役割を担う他、市民・事業者・関係団体等との連携により、みどりがあふれ住み続けられるまちづくりが効果的かつ効率的に実現できるよう、情報提供や話し合いの場などを設定し合意形成を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画は、概ね 20 年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには適切に事業を実施していく必要があります。このため、計画に即した個々の事業について、適時、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）を行い、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の着実な推進を図ります。



参考資料

1. 市民意識調査

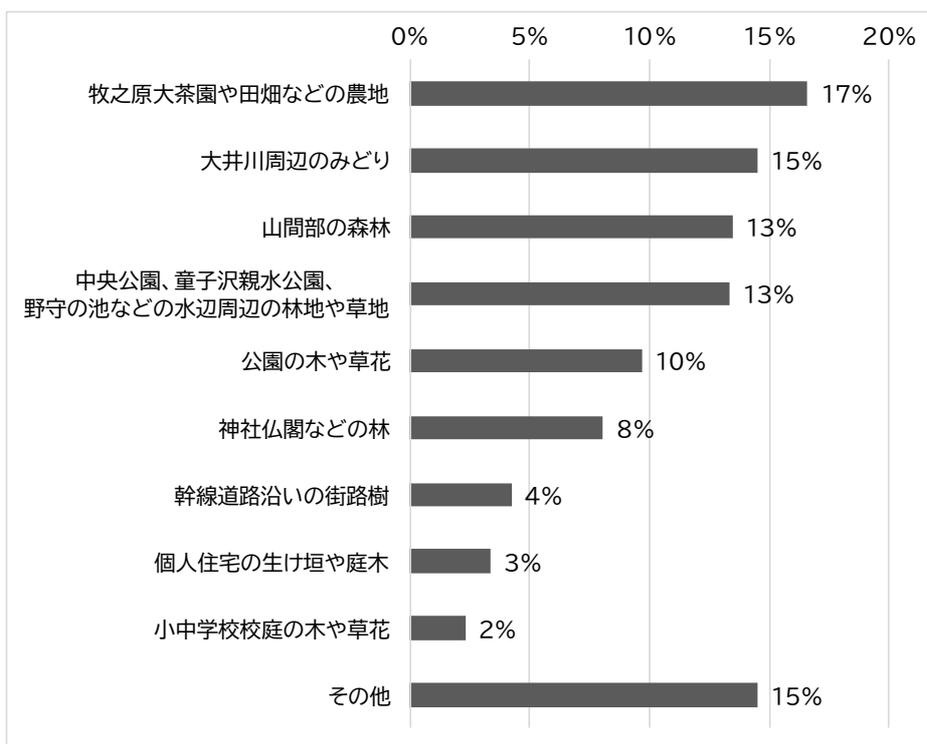
みどりに関する市民の意向を把握するため、市民意識調査を実施しました。
調査の結果は、以下のとおりです。

【調査概要】

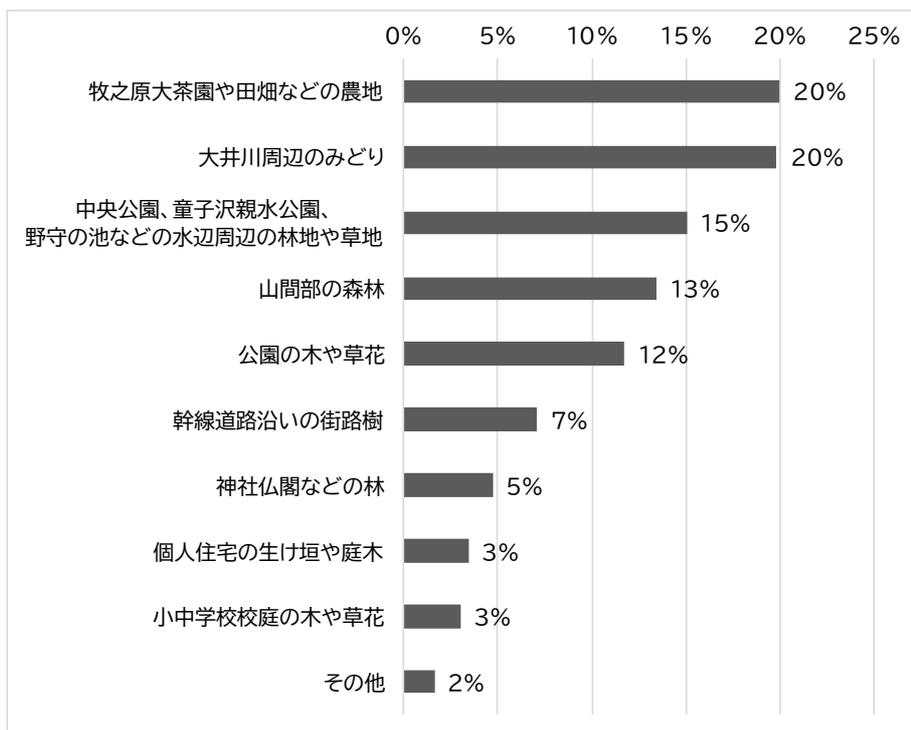
項目	詳細
調査時期	令和4年8月19日～9月11日（25日間）
回答者数	1421人
方法	・携帯電話、スマートフォンによるコミュニケーションアプリのLINEを使って不特定多数の方に回答してもらう方法で実施。

（1）市内のみどりの現状について

市内の良い自然環境で思い浮かぶみどりとしては、「牧之原大茶園や田畑などの農地」が17%で最も多く、「大井川周辺のみどり」が15%、「山間部の森林」と「中央公園、童子沢親水公園、野守の池などの水辺周辺の林地や草地」が各13%となっています。

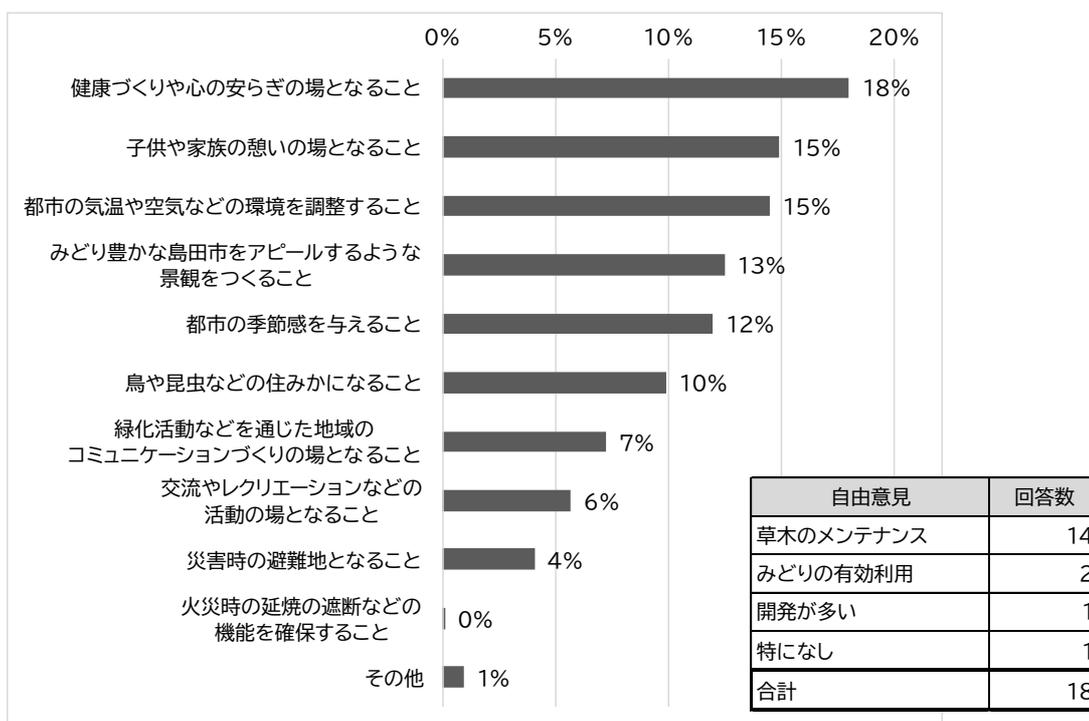


また、市内がみどり豊かであるために、伝え残していくべきみどりについては、「牧之原大茶園や田畑などの農地」と「大井川周辺のみどり」が20%で最も多く、「中央公園、童子沢親水公園、野守の池などの水辺周辺の林地や草地」が15%、「山間部の森林」が13%となっています。



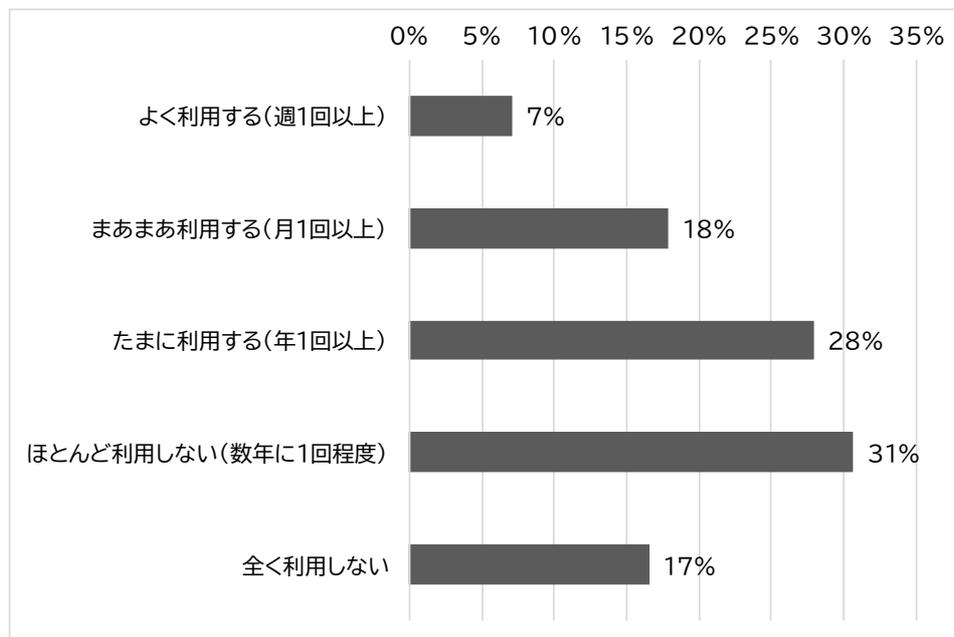
(2) 市内のみどりの将来について

市内のみどりの将来については、「健康づくりや心の安らぎの場となること」が18%で最も多く、「子どもや家族の憩いの場となること」と「都市の気温や空気などの環境を調整すること」が各15%、「みどり豊かな島田市をアピールするような景観をつくること」が13%、「都市の季節感を与えること」が12%となっています。一方で、その他の自由記入では、「草木のメンテナンス」が14回答で多く、みどりの維持管理への意識も高いことが分かります。

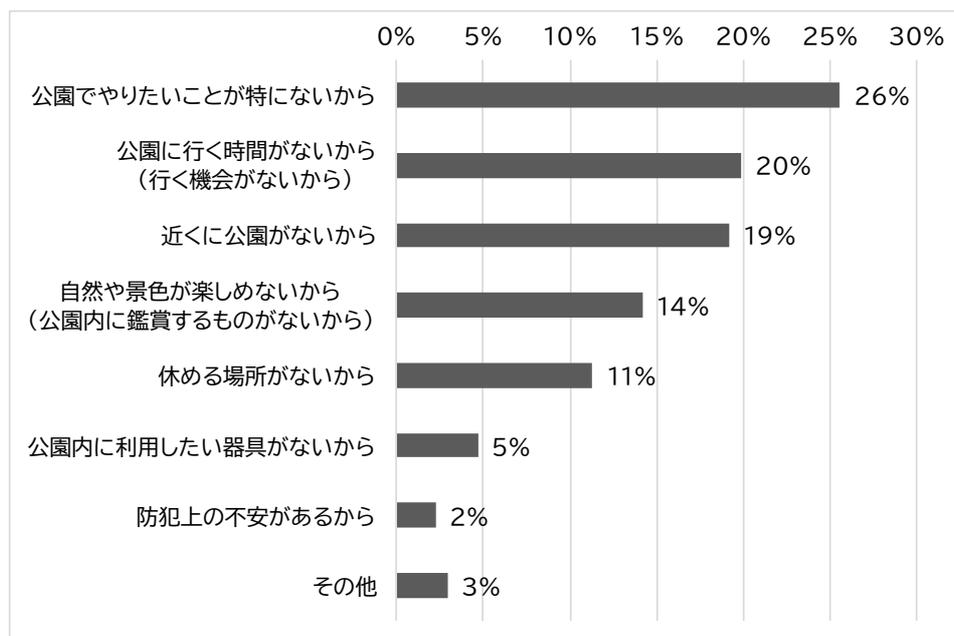


(3) 公園について

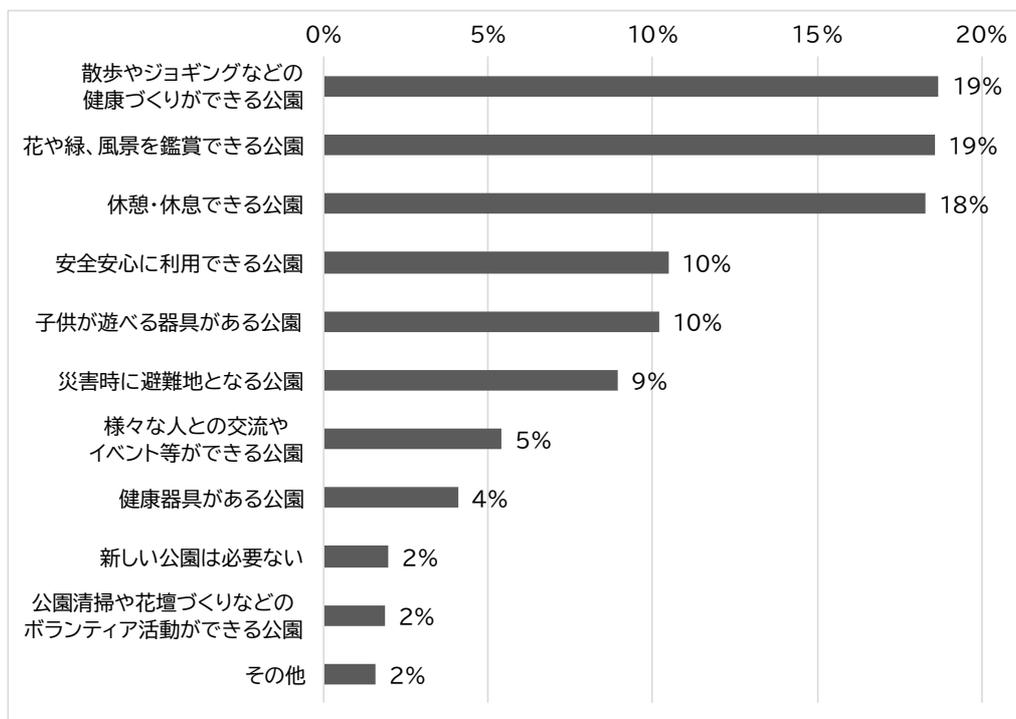
公園の利用状況では、「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」が31%で最も多く、「たまに利用する（年1回以上）」が28%、「まあまあ利用する（月1回程度）」が18%となっています。「全く利用しない」も17%の回答がありました。



「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」、「全く利用しない」の回答者に利用しない理由を確認すると、「公園でやりたいことが特にないから」が26%で最も多く、「公園に行く時間がないから（行く機会がないから）」が20%、「近くに公園がないから」が19%、「自然や景色が楽しめないから（公園内に鑑賞するものがないから）」が14%となっています。

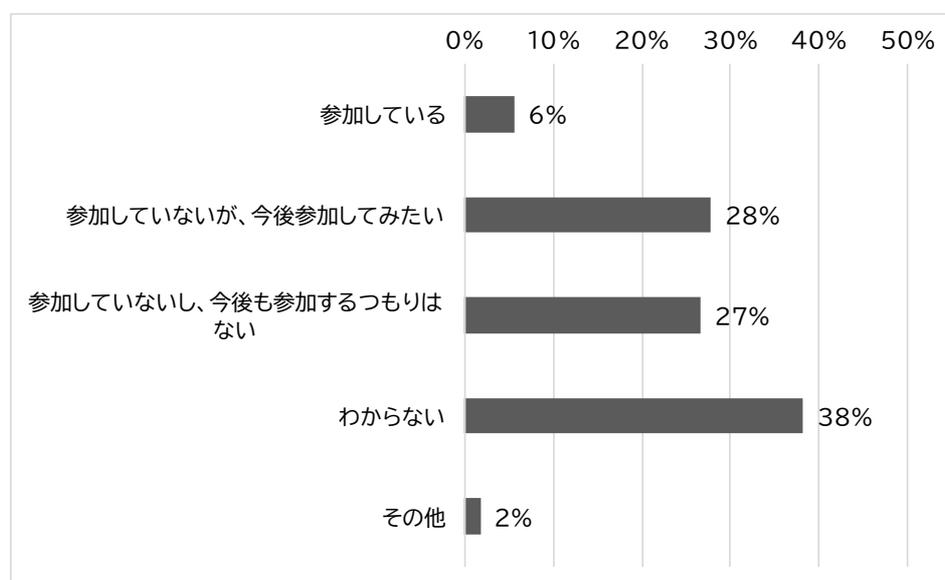


居住地周辺にどのような公園があるとよいかを確認すると、「散歩やジョギングなどの健康づくりができる公園」と「花や緑、風景を鑑賞できる公園」が各19%で最も多く、「休憩・休息できる公園」が18%、「安全安心に利用できる公園」と「子どもが遊べる器具がある公園」が10%となっています。

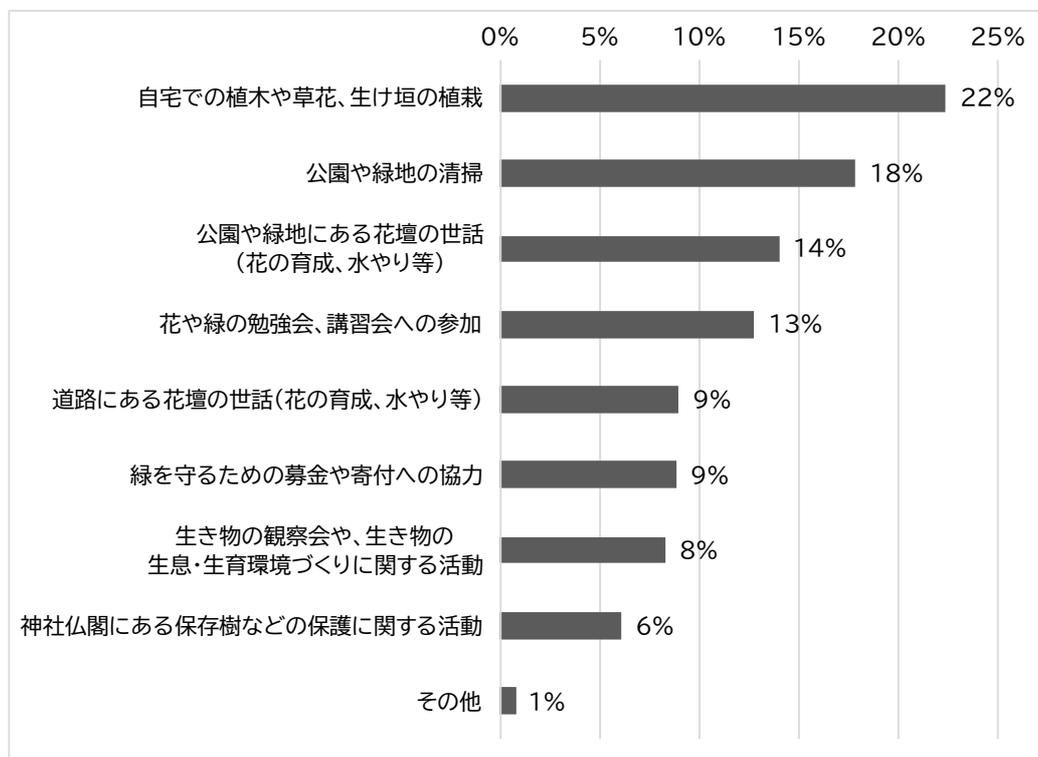


(4) 維持管理について

市内のみどりに関係する活動への参加状況をみると、「わからない」が38%で最も多く、「参加していないが、今後参加してみたい」が28%、「参加していないし、今後も参加するつもりはない」が27%となっています。「参加している」は6%で最も少ない回答となりました。



「参加していないが、今後参加してみたい」の回答者に今後の参加の条件を確認すると、「自宅での植木や草花、生け垣の植栽」が22%で最も多く、「公園や緑地の清掃」が18%、「公園や緑地にある花壇の世話（花の育成、水やり等）」が14%、「花や緑の勉強会、講習会への参加」が13%となっています。



中央公園

写真出典：島田市

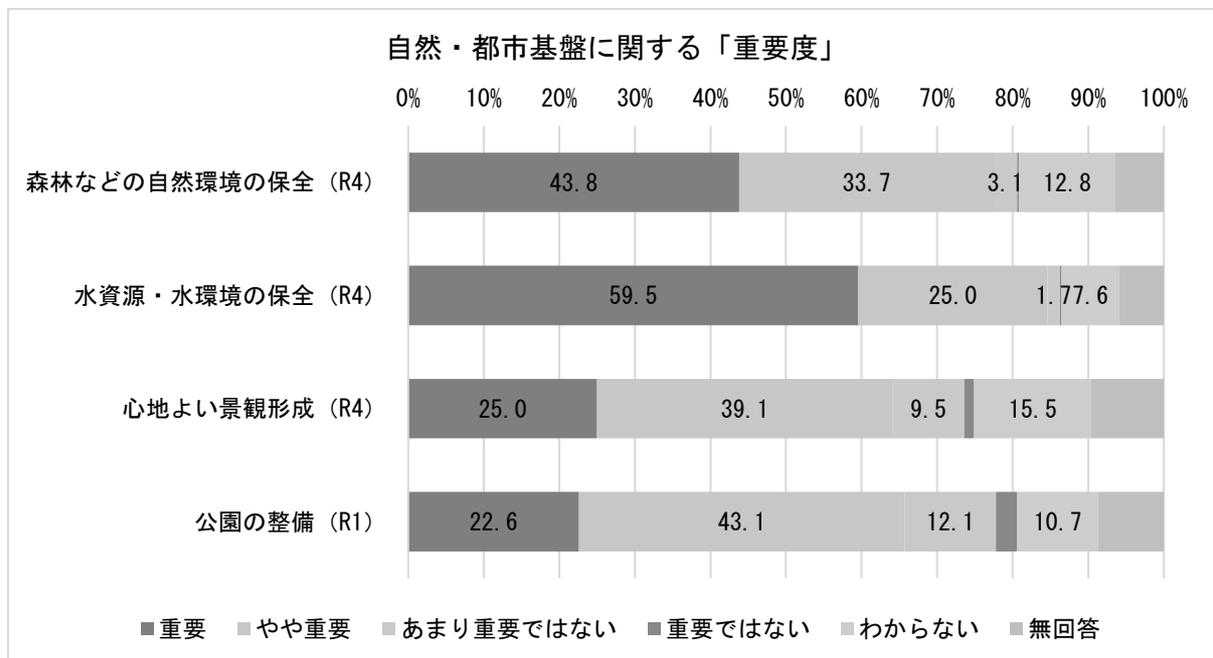
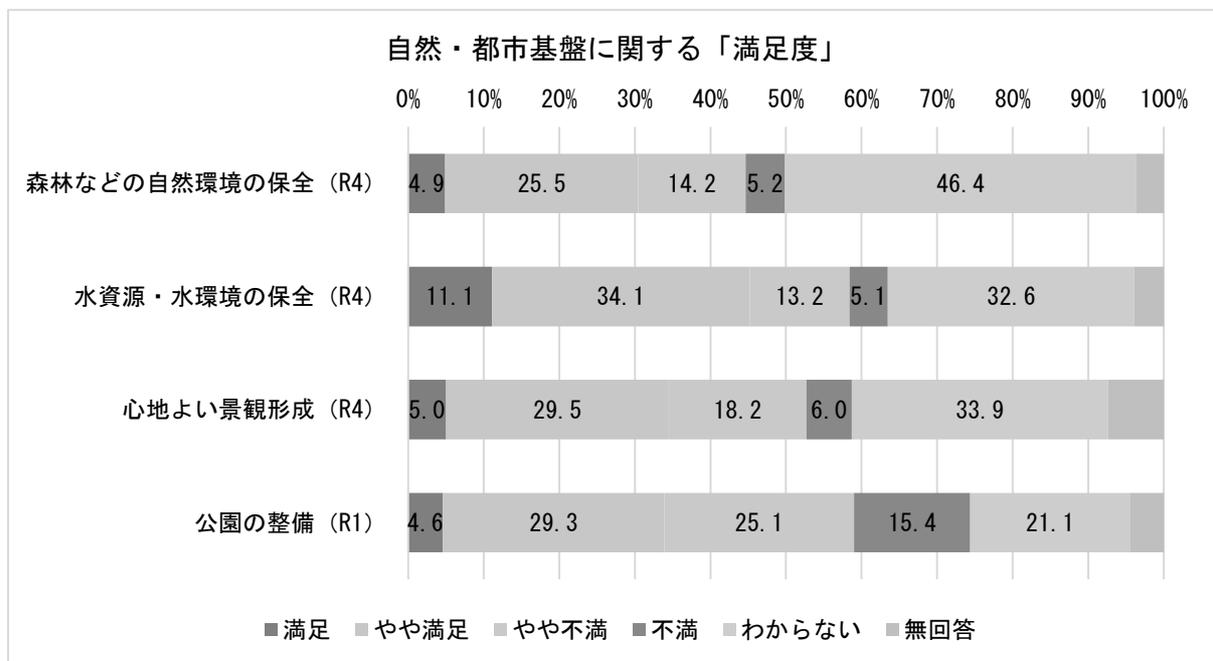


ばらの丘公園

写真出典：島田市観光協会ホームページ

2. 満足度・重要度

『島田市総合計画市民意識調査報告書』によると、自然・都市基盤に関する満足度・重要度は、「水資源・水循環の保全」が高く、満足（満足+やや満足）が45.2%、重要（重要+やや重要）が84.5%を占めています。



出典：島田市総合計画市民意識調査報告書（R1、R4）

島田市緑の基本計画

令和5年3月策定

発行	島田市 都市基盤部建設課
電話	0547-36-7187
FAX	0547-36-7514
